

令和2年10月 7日から

令和2年10月 8日まで

令和元年度標茶町各会計
決算審査特別委員会記録

於 標茶町役場議場

令和元年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録目次

第 1 号 (10月 7日)

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
認定第1号 令和元年度標茶町一般会計決算認定について	5
認定第2号 令和元年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計 決算認定について	5
認定第3号 令和元年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	5
認定第4号 令和元年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	5
認定第5号 令和元年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	5
認定第6号 令和元年度標茶町簡易水道事業会計決算認定について	5
認定第7号 令和元年度標茶町病院事業会計決算認定について	5
認定第8号 令和元年度標茶町上水道事業会計決算認定について	5
決算審査意見書補足説明について	32
内容質疑	38
散会の宣告	46

第 2 号 (10月 8日)

開議の宣告	51
付議事件	
認定第1号 令和元年度標茶町一般会計決算認定について	51
認定第2号 令和元年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計 決算認定について	51
認定第3号 令和元年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	51
認定第4号 令和元年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	51
認定第5号 令和元年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	51
認定第6号 令和元年度標茶町簡易水道事業会計決算認定について	51
認定第7号 令和元年度標茶町病院事業会計決算認定について	51
認定第8号 令和元年度標茶町上水道事業会計決算認定について	51
総括質疑	
渡邊定之君	58
類瀬光信君	63
長尾式宮君	73

鈴木裕美君	77
深見迪君	81
黒沼俊幸君	90
鴻池智子君	97
閉会の宣告	99

令和元年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

令和2年10月7日（水曜日） 午前 9時57分 開会

付議事件

- 認定第 1号 令和元年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2号 令和元年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3号 令和元年度標茶町下水道事業特別会計決算
- 認定第 4号 令和元年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 5号 令和元年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算
- 認定第 6号 令和元年度標茶町簡易水道事業特別会計決算
- 認定第 7号 令和元年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 8号 令和元年度標茶町上水道事業会計決算

○出席委員（9名）

委員長	本 多 耕 平 君	副委員長	長 尾 式 宮 君
委員	渡 邊 定 之 君	委員	類 瀬 光 信 君
〃	鈴 木 裕 美 君	〃	深 見 迪 君
〃	黒 沼 俊 幸 君	〃	鴻 池 智 子 君
〃	後 藤 勲 君		

○欠席委員（1名）

委員 松 下 哲 也 君

○その他の出席者

議長 菊 地 誠 道 君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企画財政課長	武 山 正 浩 君
税 務 課 長	齋 藤 和 伸 君
管 理 課 長	村 山 裕 次 君

住 民 課 長	伊 藤 順 司 君
保 健 福 祉 課 長	石 塚 剛 君
農 林 課 長	長 野 大 介 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
育 成 牧 場 長	常 陸 勝 敏 君
水 道 課 長	平 間 正 通 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
病 院 事 務 長	浅 野 隆 生 君
や す ら ぎ 園 長	中 島 吾 朗 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	秋 山 豊 君
社 会 教 育 課 長	服 部 重 典 君
中 央 公 民 館 長	松 本 修 君
農 委 事 務 局 長	相 撲 浩 信 君
監 査 委 員	佐々木 幹 彦 君
監 査 委 員	熊 谷 善 行 君
会 計 管 理 者	
兼 出 納 室 長	瀬 山 祐 美 子 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
議 事 係 長	中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから令和元年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

(午前 9時57分開会)

◎委員長の互選

○議長(菊地誠道君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼君が年長委員でありますので、黒沼君に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前 9時59分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員9名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

後藤委員。

○委員(後藤 勲君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま後藤委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、後藤委員からの指名推選に決定いたしました。

後藤委員。

○委員(後藤 勲君) 委員長には本多委員を推選しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま後藤委員から、委員長に本多委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。
よって、委員長には本多委員が当選いたしました。
休憩いたします。

休憩 午前10時00分
再開 午前10時01分

(委員長 本多耕平委員長席に着く)

- 委員長(本多耕平君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

- 委員長(本多耕平君) 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

後藤委員。

- 委員(後藤 勲君) 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名すること
でお取り計らい願います。

- 委員長(本多耕平君) ただいま後藤委員から指名推選の発言がありました。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(本多耕平君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、後藤委員からの指名推選に決定いたしました。

後藤委員。

- 委員(後藤 勲君) 副委員長には長尾君を推選しますので、よろしくお取り計らい願
います。

- 委員長(本多耕平君) ただいま後藤委員から、副委員長に長尾委員の指名がありまし
た。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(本多耕平君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には長尾委員が当選いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前10時02分
再開 午前10時03分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎認定第1号ないし認定第8号

○委員長（本多耕平君） 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

認定8案について説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 初めに、認定第1号から第6号までの令和元年度標茶町一般会計と、5特別会計の決算概要についてご説明いたします。

まず、我が国の経済は、長引くデフレからの脱却と日本経済の再生への道を歩み始めたと言われておりますが、北海道では一部の都市部を除き依然として厳しい状況下に置かれ、電気料金の高騰、高齢社会を背景とする財政需要の増大なども地方財政を圧迫する一因となっています。

本町におきましても、これらの影響を受けているところですが、町民の皆さんのご理解とご協力をいただき、関係団体のご支援と連携の下に「協働のまちづくり」に向けた施策を着実に実施してまいりました。

次に、財政を取り巻く状況ですが、ご案内のとおり、本町財政における歳入構造は国、道への依存が引き続き顕著であり、その依存財源の主であります地方交付税については、トップランナー方式の導入など、総額で減少しており、今後の不確定要素含みとなっています。歳出におきましては、物件費や扶助費の増高、他会計への繰り出し、山積する行政課題など、総じて本町財政は予断を許さない状況にあります。このようなことから、将来に向けた持続可能な健全で安定した財政経営を目指し、引き続いての行財政改革を推し進め、民間力の活用や無駄、無理、むらを省く取組等を行ってまいりました。

それぞれの決算数値等の詳細については、後ほど資料によりご説明いたしますが、一般会計の歳入決算額は124億2,583万9,997円、歳出決算額は122億7,066万1,948円、歳入歳出差引き1億5,517万8,049円で決算を終えました。

なお、歳入のうち町税については、課税客体の的確な捕捉、収納対策の積極的な取組を納税者皆様の理解を求めながら対応してまいりました。現年、滞納繰越し合わせた収納率は94.2%、対前年度比0.2ポイントの増となりました。

歳出については、当初予算可決後、9回の補正予算のご審議をいただき、施策の具体化を図ってまいりました。令和元年度の主要財政指数については、財政力指数が0.221、対前年度比0.009ポイントの増加、経常収支比率では87.2%、対前年度比2.0ポイントの増となっております。実質公債費比率は8.8%、0.5ポイントの減、将来負担比率は27.0%、6.5ポイントの増と前年度より悪化しております。

後ほど詳細の報告をいたしますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく

4 比率については、全て早期健全化基準以下となっております。

それでは、認定第 1 号から第 6 号に関わる決算資料、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、一般会計継続費精算報告書、健全化判断比率報告書及び認定第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号に関わる資金不足比率報告書についてご説明申し上げます。

決算資料の 1 ページをお開きください。

各会計歳入歳出決算総括表ですが、一般会計の歳入決算額 124 億 2,583 万 9,997 円、歳出決算額は 122 億 7,066 万 1,948 円、歳入歳出差引き 1 億 5,517 万 8,049 円となりました。

国民健康保険事業事業勘定特別会計は、歳入決算額 11 億 2,256 万 2,957 円、歳出決算額 11 億 1,533 万 5,554 円、差引き額は 722 万 7,403 円となりました。

下水道事業特別会計は、歳入歳出決算額とも 4 億 6,050 万 1,748 円となりました。

次に、介護保険事業特別会計ですが、初めに保険事業勘定は、歳入決算額 8 億 6,862 万 7,748 円、歳出決算額 8 億 4,593 万 9,688 円で、差引き額は 2,268 万 8,060 円となり、サービス事業勘定では歳入決算額 5 億 3,065 万 3,746 円、歳出決算額 5 億 3,059 万 7,024 円で、差引き額は 5 万 6,722 円となりました。

後期高齢者医療特別会計では、歳入決算額 1 億 903 万 7,306 円、歳出決算額は 1 億 844 万 4,528 円で、差引き額は 59 万 2,778 円となりました。

簡易水道事業特別会計ですが、歳入決算額 1 億 9,493 万 697 円、歳出決算額 1 億 7,461 万 4,140 円で、差引き額は 2,031 万 6,557 円となりました。

一般会計と 5 特別会計の合計では、歳入決算額 157 億 1,215 万 4,199 円で、歳出決算額は 155 億 609 万 4,630 円、差引き額は 2 億 605 万 9,569 円となりました。

平成 30 年度の歳出決算額と比較しますと、9 億 72 万 4,757 円の増、率にして 6.2% の増となりました。

次に、2 ページの一般会計歳入決算内訳ですが、1 款町税から 21 款町債までの合計では、調定額は 128 億 1,868 万 7,399 円で、収入済額は 124 億 2,583 万 9,997 円となり、不納欠損額は 482 万 855 円、収入未済額は 3 億 8,802 万 6,547 円で、収納率は 96.9% となりました。財源区分については、自主財源の比率が 31.7% と対前年度比 6.9 ポイント低くなっております。

次に、3 ページの一般会計歳出決算内訳ですが、1 款議会費から 15 款予備費までの合計では、最終予算額 125 億 2,214 万 8,000 円に対して、支出済額は 122 億 7,066 万 1,948 円で、翌年度繰越額 1 億 6,020 万 4,000 円、不用額は 9,128 万 2,052 円で、執行率は 98.0% です。

次に、4 ページの一般会計歳出性質別決算内訳ですが、決算額は主なものについて申し上げます。

人件費については、決算額 13 億 7,046 万 6,000 円で、前年度対比 485 万 4,000 円の減、率では 0.4% の減となりました。

物件費は、決算額 17 億 9,832 万円で、前年度対比 5,459 万 1,000 円の増、率では 3.1% の増となりました。

扶助費は、決算額4億6,540万2,000円で、前年度対比526万4,000円の増、率では1.1%の増となりました。

補助費等は、決算額19億3,827万円で、前年度対比3億9,377万7,000円の減、率では16.9%の減となりました。

普通建設事業費は、決算額34億9,029万6,000円で、前年度対比13億6,272万6,000円の増、率では64.1%の増となりました。

公債費は、決算額9億7,761万5,000円で、前年度対比3,480万5,000円の減、率では3.4%の減となりました。

積立金は、決算額11億4,655万7,000円で、前年度対比5,048万8,000円の減、率では4.2%の減となりました。

繰出金は、決算額7億493万9,000円で、前年度対比59万6,000円の減、率では0.1%の減となりました。

次に、5ページから7ページにつきましては、ただいま説明した歳入と歳出及び歳出の性質別であり、平成27年度を基準とした趨勢比較となっておりますが、説明については省略させていただきます。

次に、8ページ。

国民健康保険事業事業勘定特別会計歳入歳出決算について、歳入は、1款国民健康保険税、調定額は3億7,699万2,348円、収入済額は3億3,925万668円、不納欠損額530万4,533円、収入未済額は3,243万7,147円で、収納率は90.0%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額11億6,030万4,637円、収入済額は11億2,256万2,957円で、不納欠損額530万4,533円、収入未済額は3,243万7,147円で、収納率は96.7%となりました。

歳出については、2款保険給付費は、最終予算額6億8,974万円に対して、支出済額は6億7,335万588円で、執行率は97.6%となりました。

1款総務費から10款予備費までの合計で、最終予算額11億3,968万4,000円に対して、支出済額は11億1,533万5,554円、不用額は2,434万8,446円で、執行率は97.9%となりました。

なお、本決算資料の後段15ページから17ページに添付の国民健康保険事業決算の参考資料については、説明を省略させていただきます。

次に、9ページの下水道事業特別会計歳入歳出決算ですが、歳入、1款分担金及び負担金は、調定額210万5,700円、収入済額43万7,520円で、収入未済額は166万8,180円、収納率は20.8%となりました。2款使用料及び手数料は、調定額8,862万410円、収入済額は8,154万50円で、収入未済額は708万360円、収納率は92.0%となりました。

以下、合計で申し上げますが、調定額4億6,925万288円、収入済額は4億6,050万1,748円で、収入未済額は874万8,540円で、収納率は98.1%となりました。

歳出は、1款総務費から4款予備費までの合計で、最終予算額5億37万円に対して、支出済額4億6,050万1,748円、翌年度繰越額3,200万円、不用額は786万8,252円で、執行率

は92.0%となりました。

次に、10ページ、介護保険事業特別会計保険事業勘定歳入歳出決算です。

歳入、1款保険料は、調定額1億7,124万5,520円、収入済額は1億6,052万1,000円、不納欠損額82万円、収入未済額は522万4,520円で、収納率は96.5%となりました。

以下、合計で、調定額8億7,467万2,268円、収入済額は8億6,862万7,748円、不納欠損額82万円、収入未済額は522万4,520円で、収納率は99.3%となりました。

歳出は、2款保険給付費で、最終予算額7億5,848万円に対して、支出済額は7億3,255万8,608円で、執行率は96.6%となりました。

1款総務費から7款予備費までの合計では、最終予算額8億9,085万6,000円に対して、支出済額8億4,593万9,688円、不用額は4,491万6,312円で、執行率は95.0%となりました。

次に、11ページ、サービス事業勘定では、歳入、1款サービス収入は、調定額3億7,025万6,663円、収入済額は3億6,935万7,323円で、収入未済額は89万9,340円で、収納率は99.8%となりました。

以下、合計で、調定額5億3,155万3,086円、収入済額は5億3,065万3,746円で、収入未済額は89万9,340円で、収納率は99.8%となりました。

歳出は、1款サービス事業費から3款予備費までの合計で、最終予算額5億5,248万8,000円に対して、支出済額5億3,059万7,024円、不用額は2,189万976円で、執行率は96.0%となりました。

次に、12ページ、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算ですが、歳入の1款後期高齢者医療保険料は、調定額7,492万1,291円、収入済額は7,345万8,660円、収入未済額は146万2,631円で、収納率は98.0%となりました。

以下、合計で、調定額1億1,049万9,937円、収入済額は1億903万7,306円、収入未済額は146万2,631円で、収納率は98.7%となりました。

歳出は、1款総務費から4款予備費までの合計で、最終予算額1億1,199万5,000円に対して、支出済額1億844万4,528円、不用額は355万472円で、執行率は96.8%となりました。

次に、13ページ、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算ですが、歳入、2款使用料及び手数料は、調定額1億542万1,170円、収入済額は1億416万1,770円で、収入未済額は125万9,400円、収納率は98.8%となりました。

以下、合計で、調定額1億9,619万97円、収入済額は1億9,493万697円で、収入未済額は125万9,400円で、収納率は99.4%となりました。

歳出は、1款総務費から4款予備費までの合計で、最終予算額2億3,163万円に対して、支出済額1億7,461万4,140円、翌年度繰越額4,138万8,000円、不用額は1,562万7,860円で、執行率は75.4%となりました。

次に、14ページ、引上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費でございますが、合計で申し上げます。経費19億9,157万3,000円、財源内訳の一般財源14億7,729万7,000円のうち、引上げ分の地方消費税交付金は6,088万

7,000円となっております。

以上で、令和元年度決算資料についての説明を終わります。

次に、標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についてご説明いたします。

初めに、産業の振興ですが、酪農情勢については、主要な指標である生乳生産量は、好天による安定した粗飼料の確保、農地集積による規模拡大、事業を活用した施設整備等の生産者の努力により、令和元年度においては、前年比102.5%、約16万4,700トンとなりました。TPP11及び日欧EPAの協定発効や日米貿易協定交渉の行方に不安が広がる中、将来にわたっても酪農畜産業が基幹産業として地域経済を牽引し続けるよう、標茶酪農再興事業による支援を行いました。

また、農業研修センター「しべちや農楽校」では、1組が経営継承する形で就農を開始したほか、就農希望者、短期酪農体験者を受け入れるなど、担い手の拠点化を図りました。環境と調和した生産の実現に向け、標茶町エコヴィレッジ推進協議会を軸に関係機関と連携しながら家畜排せつ物の適正利用を促すとともに、家畜疾病予防対策や乳質向上の取組を推進しました。

日本型直接支払制度については、中山間地域等直接支払交付金の取組では、集落協定参加321件、協定面積2万4,480ヘクタール、交付金は3億7,637万円となり、耕作放棄地の発生抑止等の効果を上げており、同じく多面的機能支払交付金の取組として、46の個人等が参加し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に効果を上げております。

育成牧場では、今後の10か年の方針や公共牧場に求められる役割などを基本とした中長期計画の策定と、施設使用料の適正化を進めました。通年預託希望者が増えている中、適正規模頭数に向けた早期退牧の呼びかけや繁殖成績の向上により、利用者から安心される飼養衛生管理の向上を図りました。

林業の振興については、私有林の未来につなぐ森づくり推進事業を活用した植栽や林業専用道の路網整備を行いました。

農林業に甚大な被害をもたらしているエゾシカの食害対策については、およそ2,190頭の捕獲実績となり、わな免許取得の促進や捕獲物の有効利用に継続して取り組んだほか、町有林植栽箇所にもエゾシカ侵入防止柵の整備を行いました。

また、ヒグマによる家畜の被害につきましては、緊急的な対策として箱わなを新たに2基整備しました。

水産業の振興については、遊漁事業の円滑な運営の支援とワカサギふ化事業の安定化に努めました。

商工業の振興については、商工会に対する支援を行うとともに、地域経済の活性化と消費者応援を目的とした取組への支援と、町内での起業促進と商店街の空洞化対策のための事業を実施し、にぎわいの創出と経済循環を図りました。

労働対策については、冬期雇用対策、生活安定対策、職業病予防対策など、労働者福祉

の向上に努めました。

観光の振興については、観光協会や近隣自治体との連携により、都市部における観光物産PR事業や運行開始30年を迎えた「くしろ湿原ノロッコ号」及び20周年を迎えた「SL冬の湿原号」でのおもてなしを実施し、JAF釧路支部との観光協定締結や観光プロモーション動画の作成、観光パンフレットの更新を行い、町内イベントや観光情報を積極的に発信するとともに、観光施設の維持管理に努めました。

次に、生活環境の整備についてですが、「安心して暮らせるまちづくり」を目指し、地域要望や計画の優先度に配慮しながら、社会資本の整備に努めました。

町道については、町内各地で整備を進め、令和元年度末道路現況では、508路線729キロメートル、改良延長402キロメートル、舗装延長379キロメートルとなり、改良率は55.1%、舗装率は51.9%となりました。

冬期間の道路維持管理については、直営及び委託業者17社により523キロメートル余りの交通の確保を行うとともに、歩車道路面の凍結対策に努めました。

都市公園については、釧路川標茶緑地の施設改修を実施し、公営住宅については、桜南団地で2棟8戸の整備と併せ川上団地1棟12戸の改修を実施しました。

上水道事業及び簡易水道事業については、今後も安心・安全・安定的な水の供給に向け、施設の維持管理に努めてまいります。

下水道事業につきましては、標茶終末処理場の機械電気設備更新工事を進め、雨水管更新工事に向けた実施設計を行いました。今後は、計画的な更新・改修・改築を行ってまいります。

次に、保健福祉の充実と生活安定の確保についてです。

社会保障を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、各保健福祉計画の着実な推進を図るとともに、保健・福祉・医療の連携強化、また、各関係機関・団体との連携の下、施策の推進を図りました。

高齢者福祉については、「健やかに暮らせるまちづくり」の理念の下、各種事業を円滑に進めるとともに、質の高いサービスの提供を目指し、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の着実な実施に努めました。また、各事業者の協力を得ながら「新しい総合事業」による介護予防を推進し、地域包括ケアシステムの構築に向け、認知症初期集中支援事業の取組を継続するとともに、認知症カフェを開催しました。

障がい者福祉については、虐待の未然防止、早期発見に向けた支援体制の構築を行うとともに、安心して暮らせる地域社会の充実を図るため、第3期障がい者計画、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画の着実な実施に努めました。

児童福祉については、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定を行い、保育内容の充実や子育て環境の充実に努めました。また、保育料の無料化を国に先駆けて実施し、子育て応援チケットの贈呈や高校生までの医療費無料化を22歳以下の学生までに拡大し、子育て支援の拡充を図りました。さらに、子供を産み育てたいと願う夫婦の不妊治療の負担軽

減のための助成を行い、産前産後サポート事業や産後ケア事業を継続し、妊産婦への支援の充実に努めました。

住民の健康増進については、脳ドック検診費用の一部を助成するとともに、国保人間ドックや総合住民健診の実施による疾病の早期発見、早期治療に努め、歯周疾患の早期発見と口腔保健意識の向上を図るため、歯周病検診を実施し、保健増進事業の展開を図りました。また、感染症予防対策として高齢者のワクチン接種費の助成を行い、インフルエンザワクチン接種費の助成を大学生まで拡大しました。

町立病院の運営については、患者の立場に立った医療サービスの向上に努め、改修工事や老朽化した機械・器具等の更新を行いました。

廃棄物の処理については、住民の協力の下、減量化・資源化に努め、平成30年4月に供用開始となった廃棄物焼却施設及び第2期最終処分場は、適正な管理の下、廃棄物の受入れを行いました。

また、地域の生活排水処理対策として、合併処理浄化槽整備事業等により25基の合併処理浄化槽が設置されたほか、自然の番人宣言に基づく啓蒙、清掃活動等を実施しました。

安全・安心な暮らしの施策の一環として、標茶町総合防災訓練の実施及び防災井戸、防災無線の保守点検を行い、いざというときへの備えを行っております。

また、標茶地区における「水害タイムライン」の運用訓練を実施し、関係機関との連携を図りました。

公共施設の耐震化については、耐震改修計画に沿って進めておりますが、耐震化が済んでいない施設は、引き続き改修方法を検討していきます。

交通安全運動については、関係団体や町内会、地域会等と連携し取組を進めるとともに、「安全で安心な町づくり」を目指し、各種防犯活動や犯罪防止に向けた広報活動の取組を積極的に進めました。

次に、教育の振興についてですが、心豊かな人間性と望ましい社会性の育成を目標に、学校、家庭、地域社会の連携を一層深め、それぞれ教育機能を有機的に関連づけられるよう努めました。

学校教育については、子供一人一人の能力や可能性を見だし、自ら学ぶ意欲や判断力、表現力等の育成を重視した「知・徳・体」の調和の取れた教育の推進に努めました。

知として確かな学力の向上については、地域の特色を生かす教育や個に応じた指導方法の工夫改善、ICT機器の効果的な活用に取り組み、ALTの学校訪問回数を増やすことにより、より多くの児童生徒が本物の英語に触れることができました。

ふるさと教育の充実にについては、自分の生まれ育った地域に関心を持ち、ふるさとへの愛着や誇りを育むため、小学5、6年生を対象に釧路川カヌー体験を実施しました。

教職員の資質及び指導力向上については、研修等に積極的に参加できるよう支援を行い、磯分内小学校、標茶中学校の2校を研究指定校とし、学校教育の充実に努めました。

徳として豊かな心を育てる教育では、道徳教育の充実に努め、不登校・いじめ防止に関

わる「一学校一運動」の取組を推進し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に当たるとともに、「いじめ根絶子ども会議」の取組を紹介しました。

体として心身ともに健康な生活を送るための基盤づくりとして、健康教育の推進を図るとともに、各種定期検診等を行い、疾病、事故の予防・防止に努めました。

特別支援教育については、コーディネーターを中心に校内委員会等が十分機能する支援体制の充実や、特別支援教育連絡協議会において関係機関との連携や指導力の向上研修を進め、担当教員の専門性の向上を図りました。また、標茶小学校に5名、標茶中学校に3名、新規で虹別小学校に1名の特別支援教育支援員を配置し、支援の充実に努めました。さらに、日常的に医療ケアを必要とする生徒が通学する学校に、対象生徒の健康保持・増進及び安全な学習環境を確保するため看護師を派遣し、教育活動の充実に努めました。

教職員の多忙化の解消に向けた取組については、教職員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいを持って勤務できる環境を整えていくため、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」に基づき、「標茶町働き方改革行動計画」を策定し、定時退勤日や学校閉庁日の設定、部活動休養日の実施、学校徴収金事務の負担軽減などの取組を推進し、各中学校においては、部活動に係る活動方針に基づき、短時間で効率的、効果的な活動となるよう努めました。

児童生徒の登下校や校外における安全確保については、交通安全教室や防犯教室等を開催するとともに、小学校を中心に通学路安全マップを整備し、各学校における通学路の定期的な安全点検など、安全確保の取組を推進しました。

教育環境の整備については、保護者の経済的負担を軽減するため、教材費等を公費負担とする「学習教材費サポート事業」を開始し、子育て支援の充実に図るため、幼稚園入園料・保育料の無料化を実施しました。

学校施設の整備については、標茶中学校（校舎）防音事業改築工事を進め、学校給食共同調理場の改築に向けた実施設計を実施し、学校教育施設整備基金により虹別小学校教員住宅改修工事や学校施設の維持補修に努め、直営で軽微な営繕等による維持管理を計画的に推進しました。

学校給食については、食中毒防止のため徹底した衛生管理を図り、より安全・安心でおいしい学校給食の提供のため、主要食材の厳選、地場製品の活用、栄養バランスの取れた献立に努め、昨年度に引き続き、給食用食器の更新を行いました。また、食育の推進では、標茶高校産の食材を使用した給食を提供するとともに、食材となる野菜を標茶高校の農場で育てるなど、「標茶高校と連携した食育推進事業」を実施しました。

遠距離通学については、16路線のスクールバス運行により通学を確保し、安全・安定的な運行に努めました。

社会教育については、第8次中期計画に基づき、幼少年から高齢者までの各世代にわたり学習機会の提供や学習支援を展開し、その成果が日常生活やまちづくりに生かされるよう努めました。また、社会教育委員を中心に事務事業の評価・検証と体育施設の管理運営

並びに体育施設使用料の見直し・検討を進めました。

なお、虹別地区において、「コミュニティ・スクール」を導入しました。

幼少年教育については、「しべちャアドベンチャースクール」の開講、「地域子ども教室」「子どもの夢を育てるまつり」「少年の主張大会」を開催し、4年目となる「子ども朝活」事業を磯分内地域で実施しました。

家庭教育支援については、乳幼児健康診査の会場に出向き、生後7か月の赤ちゃん全員に絵本をプレゼントし、親子で本に触れ合うきっかけをつくるブックスタート事業を開始し、絵本の読み聞かせやお薦めの絵本の紹介などで配付した冊子を活用されるよう努め、各公民館において親子を対象とした各事業を開催し、家庭と地域の教育力の向上に努めました。

青年教育については、「成人式前夜祭」を自ら企画する活動機会として提供し、仲間づくりやまちづくりを考える機会にするとともに、青年の社会的役割の自覚を促すよう働きかけました。

成人教育については、公民館事業を中心として、地域課題解決のための学習や各種教室・講座の開催を行いました。また、女性の活動では、女性のつどいなど、多彩な活動が展開されております。

高齢者教育については、6館共同による相互交流を図るとともに、たんちょう大学など高齢者が生きがいを持って社会参加できる環境づくりに努めました。

文化の振興については、認定団体や実行委員会の自主的活動の支援を行うとともに、文化講演会、文化バスの運行など、鑑賞等の機会充実に努めました。

文化財保護につきましては、町指定文化財である北海道集治監釧路分監本館を含む有形文化財や天然記念物、埋蔵文化財包蔵地について適正な保護に努め、北海道集治監釧路分監本館は北海道遺産としての価値も加わり、集治監関連施設が所在した月形町、三笠市、網走市、帯広市と連携し、北海道遺産の普及啓発を行いました。

スポーツの推進については、各種スポーツ団体の活動支援を図るとともに、レクリエーションスポーツの開発・普及とフェイスブックなどのSNSを通じた情報発信に努めました。

図書館については、図書館資料の充実に努めるとともに、「標茶町子どもの読書活動推進計画」に基づき、読書習慣の定着に努めました。また、移動図書館車の運行や、24か所の配本所の設置、個人宅の巡回など、きめ細やかなサービスの充実に努めました。

博物館については、5部屋に分けた展示構成とし、外国人観光客や障がい者にも対応できるよう、展示解説の多言語化を図りました。また、多様な学習要望にきめ細やかに対応するよう努め、町内に生息、生育する動植物の学術調査を行い、収蔵資料の整理に取り組みました。

次に、地域活動の振興については、地域の特性や魅力を生かしながら個性ある自律したまちづくりを進めるため、地域力向上のための支援措置を講じました。

また、馬を核とした地域づくりに標茶町と民間事業者が連携して取り組む「道東ホースタウンプロジェクト」の企画による「馬と共に暮らせる町…標茶」を進めるべく、地域おこし協力隊とともに、ふるさと納税を活用した事業展開と関係人口の創出に努めました。

引き続き各町内会・地域会活動のさらなる拡充が図られるよう、地域と連携し、よりよい地域づくりに努めてまいります。

次に、12ページからの予算執行の実績については、主なものについて説明をいたします。

2款総務費ですが、町有施設の整備では、決算額1億3,163万5,000円、執行率は100%であり、施設の長寿命化を図りました。

13ページの町営バス運行では、決算額5,336万5,000円、執行率は99.8%であり、6路線の運行により地域交通の確保を図りました。

地域振興事業では、決算額2,900万円、執行率は99.9%であり、自治会の自主的な活動を支援する地域振興事業、コミュニティの形成のための自治会振興事業、地域文化振興事業による人材育成に努めました。また、「馬と共に暮らせる町…標茶」としての認知度向上のため、馬と触れ合う体験イベントを実施し、事業PRと移住・定住の取組として、移住促進事業を実施しました。

次に、3款民生費ですが、社会福祉の増進では決算額1億3,380万5,000円、執行率は87.9%であり、社会福祉協議会をはじめとする各団体の支援により自主活動の向上を図り、ほっとらいふ制度として低所得者世帯の生活支援を行いました。また、国民健康保険事業特別会計へ6,652万円を繰り出し、被保険者の負担軽減と会計の安定化を図りました。

高齢者福祉の増進では、決算額2,250万1,000円、執行率は99.1%であり、1、敬老会助成から15ページの13、徘徊高齢者等位置情報検索システム運営までの事業を実施し、記載の成果を収めました。

心身障がい者福祉の向上では、決算額2億9,042万円、執行率はおおむね100%であり、1、福祉団体活動助成から16ページの12、重度心身障がい者医療費助成までの事業を実施し、自立支援と社会参加の促進等を図りました。

17ページの介護保険事業では、決算額3億1,280万5,000円で、特別会計保険事業勘定へ1億5,088万9,000円、サービス事業勘定へ1億5,361万6,000円を繰り出し、事業の円滑な推進を図りました。

19ページの児童福祉の推進では、決算額4,289万円、執行率は99.0%であり、1、学童保育所の運営から6、子育て家庭の経済的支援を図るための医療費等の助成までの事業を実施し、記載の成果を収めました。

次に、20ページ、4款衛生費ですが、保健衛生及び予防対策では、決算額5,438万6,000円、執行率は98.9%であり、1、保健推進委員活動から22ページの17、特定不妊治療費助成事業までの事業を実施し、住民の健康増進と予防対策等が図られました。

病院事業では、負担金4億4,534万2,000円、補助金1億2,594万3,000円を支出し、医療提供体制の充実と会計の安定を図りました。

23ページの清掃事業では、決算額6,458万2,000円で、執行率は99.9%であり、一部事務組合である川上郡衛生処理組合の運営費を負担し、合併処理浄化槽の設置補助金を交付し、生活環境の改善を図りました。

じんかい処理事業では、決算額2億2,467万3,000円で、クリーンセンターの維持管理及び一般廃棄物の収集委託により廃棄物の適正処理に努め、旧焼却炉の解体工事及びストックヤード施設の実施設計委託業務を発注しました。

次に、24ページ、5款労働費では、勤労者会館の運営、雇用対策、職業病対策の各事業を行い、記載の成果を収めました。

次に、6款農林水産業費ですが、農業基盤の整備では、決算額3億7,060万6,000円、繰越明許費に係る事業費4,000万円がありますので、執行率は90.4%ではありますが、農道6本の整備と農道橋の点検や道営土地改良事業により、農業基盤、生産基盤の整備が促進されました。

農業経営の振興では、決算額10億1,158万4,000円、執行率は99.1%であり、新規就農者支援事業により就農研修、営農の安定化に寄与し、中山間地域等直接支払交付金事業により農村の持つ多面的機能の維持が図られ、26ページの標茶酪農再興事業により足腰の強い酪農経営の維持確立と生産環境の維持向上が図られ、畜産競争力強化対策整備事業により新たな国際環境の下で収益力、生産基盤強化のため農業施設の整備に支援し、ブラックアウトにより大きな被害を受け、今後の災害対策として乳量低下の防止を図るため、発電機購入事業により購入費の一部を助成するなど、記載の成果を収めました。

育成牧場運営事業では、決算額5億6,206万7,000円、執行率は99.9%であり、育成と哺育の受託による酪農経営の安定と後継牛の育成に貢献しました。

27ページの林業の振興では、決算額1億7,975万9,000円、執行率は99.7%であり、1、有害鳥獣駆除事業から28ページの11、森林整備担い手対策推進事業の展開により記載の成果が得られ、特に有害鳥獣駆除では、エゾシカの個体数削減に積極的に取り組んでおります。

水産業の振興では、決算額124万1,000円であり、漁業協同組合に支援を行い、内水面漁業活動の安定化を図りました。

次に、7款商工費、商工業の振興については、決算額は2億809万7,000円、執行率はおおむね100%であり、中小企業への低利の融資及び保証料補助を行うとともに、買物困難地域への出前商店街や、うまいもん発見市場、SL乗客案内事業などの支援を行い、地域経済の活性化と町内消費の拡大を図りました。

29ページの観光の振興では、決算額4,887万9,000円で、産業まつりへの支援、観光振興事業や施設の維持管理に努め、釧路湿原国立公園内に唯一存在する温泉宿泊施設として本町全体の観光振興を牽引するエリアの役割を定める茅沼地区観光宿泊施設改修事業基本設計策定業務を発注し、基本計画の策定を行いました。

次に、8款土木費ですが、町道の整備では、決算額7億636万円、執行率はおおむね100

%であり、虹別61線舗装改良、橋りょう長寿命化等の整備を行うとともに、補修工事、冬の除排雪対策を行い、交通の確保と利便性の向上に努めました。

30ページの都市公園整備事業では、決算額5,273万円、執行率は99.8%であり、各公園の維持管理に努めるとともに、釧路川標茶公園の施設改修工事などを行い、利便性の向上を図りました。

町営住宅建設事業では、決算額は3億4,227万8,000円、執行率は100%であり、桜南団地の建て替え、川上団地の改修工事等を行いました。

次に、31ページの9款消防費では、一部事務組合、釧路北部消防事務組合に対する負担を行うとともに、非常用備蓄品の購入を行うなど、防災対策の充実に努めました。

次に、10款教育費ですが、小学校教育では、決算額5,387万円、執行率は99.8%であり、父母負担の軽減や特別支援教育の推進のため、支援員の配置などを行い、学校給食共同調理場の改築に伴い支障となる教員住宅の解体及び建築を行い、記載の成果を収めました。

中学校教育では、決算額9億2,389万1,000円、執行率は99.9%であり、中体連運営費の助成やALTの派遣などを行い、教育振興の増進を図るとともに、標茶中学校の校舎・講堂防音事業のうち、校舎改築を行い、小学校教育と同じく、父母負担の軽減や特別支援教育推進等を行いました。また、医療的ケア支援事業では、支援を必要とする生徒に看護師を配置するなど、記載の成果を収めました。

社会教育では、決算額773万6,000円で、1、幼少年教育から33ページの8、北海道集治監釧路分監本館開館事業まで、公民館の充実に決算額2,138万7,000円で、6館共同事業から各公民館事業まで、36ページの図書蔵書充実に決算額520万円、今年から始まりましたブックスタートでは決算額18万9,000円で、乳幼児健診時に読み聞かせとブックスタート・スターターパック・セレクト絵本のプレゼントを行い、博物館の機能充実に決算額1,185万8,000円で、郷土の自然や歴史を学ぶ学習機会の提供として、館内展示の充実に努め、常設展示解説について外国人観覧者への表記対応を行い、保健体育の振興では決算額623万7,000円で、1、体育団体育成支援から6、各種大会や教室等の推進まで、37ページの学校給食の充実に決算額1,414万6,000円で、学校給食共同調理場改築事業では実施設計に着手いたしました。

学校教育施設整備ですが、決算額は1,849万8,000円で、教育施設の整備を図り、教育環境の充実に努めました。

11款災害復旧費ですが、道路・橋りょう災害では決算額1,988万2,000円で、それぞれ迅速な復旧工事に努めました。

13款諸支出金、下水道事業の決算額は2億8,417万5,000円で、特別会計へ助成を行い、記載の成果を収めました。

以上が令和元年度歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書の内容説明であります。

次に、令和元年度基金の運用状況についてご説明いたします。

1 ページ、育英資金貸付基金の運用状況調書ですが、基金の額は3,233万500円で、本年度運用状況については、貸付金返済は16件で253万3,000円、貸付けは継続2件で48万円となっており、本年度末現在高は、現金または預金で2,533万500円、貸付けで21件680万円となっております。

次に、2 ページ、農林漁業振興資金貸付基金の運用状況調書ですが、繰り出しによる基金の額は860万円で、貸付け及び返済の件数は1件、金額はともに860万円で、利子収入は19万7,800円です。

3 ページ、医療資金貸付基金の運用状況調書ですが、基金の額は300万円で、当該年度の運営実績はありませんでした。

次に、4 ページ、土地開発基金の運用状況調書ですが、基金の前年度末現在高は3億1,628万5,744円で、本年度運用状況については、利子積立てが7,178円で、本年度末現在高の内訳は、現金または預金で1億4,633万1,985円、土地では1億6,996万937円となっております。

次に、令和元年度財産に関する調書についてご説明いたします。

1 ページ、総括です。

公有財産、(1)、土地及び建物ですが、決算年度中に増減のあった項目のみ申し上げます。

初めに、土地については、公共用財産、学校で1万6,102平方メートルの減、同じく公園252平方メートルの増、同じくその他の施設で1万5,119平方メートルの増、山林で99万4,929平方メートルの増、その他で77万5,067平方メートルの増、合計で176万9,265平方メートルの増となり、決算年度末現在高は9,892万3,045平方メートルとなりました。

建物については、延べ面積計で、公共用財産、公営住宅で43平方メートルの増、その他で266平方メートルの減、合計で223平方メートルの減となり、決算年度末現在高は14万1,367平方メートルとなりました。

次に、(2)、山林ですが、所有面積で99万4,929平方メートルの増、決算年度末現在高合計では3,787万5,881平方メートルとなり、立木の推定蓄積量では所有量で2万6,500立方メートルの増、分収量で1,112立方メートルの増、合計で2万7,612立方メートルの増となり、決算年度末現在高は80万9,247立方メートルとなりました。

(3)、有価証券ですが、株券で130万円の減額となり、決算年度末現在高は1,704万円となりました。

次に、2 ページ、(4)、出資による権利については、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高合計は4,418万3,500円でございます。

次に、3 ページ、物品ですが、増減のあった区分のみ申し上げます。

1、乗用車は1台の増、9、軽四輪車は3台の増、11、ワゴン車は1台の減、12、福祉車両は1台の増、18、ショベルローダーは1台の増、21、ロータリー除雪車は1台の増、25、トラクターは2台の増、26、オートバイは2台の増、30、ディスクモアは1台の増で、

合計では11台増の258台となりました。

次に、4ページ、基金についてです。

(1)、育英資金貸付基金については、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は3,233万500円となりました。

(2)、財政調整基金については、元金積立て6億5,596万2,000円と利子積立て5万6,306円から取崩し6億6,000万円との差引き398万1,694円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は16億9,536万3,541円となりました。

(3)、土地開発基金については、不動産、土地について決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は3万2,767平方メートルとなりました。現金については、利子積立て7,178円が決算年度中に増額となり、決算年度末現在高は1億4,633万1,985円となりました。

(4)、医療資金貸付基金については、決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高は300万円です。

(5)、国民健康保険財政調整基金についても増減はなく、決算年度末現在高は10万399円です。

(6)、減債基金については、元金積立て3億5,080万円と利子積立て1万6,821円から取崩し3億2,253万3,000円との差引き2,756万3,821円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は8億7,735万808円となりました。

(7)、福祉基金については、利子積立て4,306円から取崩し336万円との差引き335万5,694円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億4,652万3,443円となりました。

(8)、町営住宅整備基金については、元金積立て3,793万2,000円と利子積立て5,791円から取崩し3,562万2,400円との差引き231万5,391円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は6億7,175万5,660円となりました。

(9)、町有施設整備基金については、元金積立て5,815万4,000円から取崩し1億2,636万662円との差引き6,820万6,662円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は2億3,520万6,481円となりました。

(10)、介護給付費準備基金については、元金積立て1,553万4,110円が決算年度中に増加し、決算年度末現在高は1億4,061万9,773円となりました。

(11)、学校教育施設整備基金については、元金積立て3,000万円と利子積立て7,178円から取崩し1,849万7,381円との差引き1,150万9,797円が決算年度中に増額となり、決算年度末現在高は1億4,187万6,165円となりました。

(12)、地域交通対策基金については、元金積立て206万9,500円から取崩し1,404万1,476円との差引き1,197万1,976円が決算年度中に減額となり、決算年度末現在高は1億6,136万2,531円となりました。

(13)、地域文化振興基金については、取崩し154万8,977円が決算年度中に減額となり、

決算年度末現在高は9,051万6,900円となりました。

(14)、森林環境譲与税基金については、今年度から新設で、元金積立て1,226万9,000円で、決算年度末現在高は1,226万9,000円となりました。

8ページ以降の行政財産及び普通財産の調書については、ただいままでの説明と内容が重複しますので、説明を省略いたします。

次に、令和元年度標茶町一般会計継続費精算報告書についてご説明申し上げます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業で、全体計画の年割額は、平成30年度2,880万円、令和元年度1億2,797万3,000円で、計で1億5,677万3,000円、財源内訳は、計で国道支出金1億974万1,000円、地方債4,690万円、一般財源13万2,000円であります。実績につきましては、令和元年度1億2,797万2,800円で、年割額との差は200円の減、計で1億5,677万2,800円で、年割額との差は200円の減となりました。財源内訳は、計で国道支出金が1億974万円で、1,000円の減、一般財源が13万2,800円で、800円の増となりました。

次に、令和元年度標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についてご説明いたします。

初めに、健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字が発生していないため、比率は出ていません。実質公債費比率は8.8%で、対前年比0.5ポイントの減、将来負担比率は27.0%で、対前年比6.5%の増となり、地方公共体の財政の健全化に関する法律に規定する4指標全てが括弧内に記載される早期健全化基準をクリアしております。

次ページの資金不足比率については、それぞれの会計において資金不足が生じておらず、比率は発生していないため、括弧内に記載される経営健全化基準をクリアしております。

なお、配付しております各会計歳入歳出決算書、各会計決算に係る歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書については、説明を省略いたします。

以上で認定第1号から第6号までの決算資料、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書、基金の運用状況、財産に関する調書、一般会計継続費精算報告書、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（本多耕平君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君）（登壇） 認定第7号、令和元年度標茶町病院事業決算についてご説明いたします。

初めに、附属書類からご説明いたします。

決算書7ページをお開きください。

1、概況について。

(1)、総括事項については、令和元年度の町立病院診療体制は内科、外科、産婦人科、小児科、リハビリテーション科の5科目を維持することができました。

運営体制は、固定医は内科医師2名（院長、副院長）のみでありましたが、令和2年3月に新たに1名招聘し3名となり、外科は北海道大学大学院医学研究科消化器外科Ⅰ（以下「北大消化器外科Ⅰ」という。）から週単位での派遣、小児科は旭川医科大学病院から週1回の派遣、産婦人科は札幌医科大学附属病院産婦人科医局のご協力により、町立中標津病院から週1回の派遣をいただく中で運営してまいりました。

土曜・日曜や年末年始などの救急外来診療体制については、北大消化器外科Ⅰ及び医療法人あつまクリニックから昨年同様の医師派遣を得られたこと、また、人材紹介会社を通じ日曜宿直医師の募集を行ったことによって24時間の診療体制が確保できましたし、内科医師の負担軽減にもつながりました。

道内3医育大学の医局状況は、平成16年度から始まった新医師臨床研修制度により大学に残る医師が減少し、地方への医師派遣が厳しい状況にあるにもかかわらず、引き続き派遣していただいたことに感謝申し上げます。

総務省の新公立病院改革ガイドラインに基づき平成28年度に策定した標茶町立病院新改革プランに基づき、町民の生命と健康を守り、また、持続可能な経営を目指していくために当院の果たすべき役割や経営の効率化など、新改革プランの実行に努めてまいりました。

収益的収支の状況は、収入が一般会計からの繰入金5億7,128万5,000円（前年度比4,655万4,000円増）を含め、前年度比3,714万2,000円増の11億1,410万7,000円となったのに対し、支出は、給与費、委託料、雑損失の支出が増加したため、材料費、支払利息及び特別損失が減少したものの、前年度比3,398万9,000円増の11億1,089万8,000円となり、結果320万9,000円（前年度比315万2,000円増）の純利益を計上しました。

資本的収支の状況は、収入が一般会計への長期貸付金2億円のうち、1億円の償還を受けました。支出は、老朽化した空調機中央監視装置の改修工事や解析付セントラルモニターなどの器械・器具の更新、購入による建設改良費や企業債償還金で前年度比2,002万7,000円増の1億3,618万6,000円となり、収支不足額については、減債積立金処分額と過年度分損益勘定留保資金で全額補填いたしました。

高齢化社会が進行する中、町民の生命と健康を守り、安心・安全な生活を支えていくために良質な医療サービスの提供と信頼される病院を目指し、今後とも努力してまいり所存であります。

8ページへ参ります。

（2）、議会の議決事項については、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

（3）、職員に関する事項について。

職員数は、年度末現在の人数であります。前年度と比較して増減のあった箇所のみご説明いたします。医局のうち医師が1名の増、看護部のうち補助員が1名の減、給食部1名の増、事務局1名の増、合計では2名の増、30年度末と比較して2名の増であります。

2、工事に関する事項について。

こちらは、消費税込みの金額で記載しております。

(1)、建設工事の概況については、空調機中央監視装置改修工事1,879万2,000円であります。

(2)、器械・器具等の購入については、湿性温熱療法パック加温装置からC T遠隔読影用パソコンまでの10件の購入金額は1,154万4,120円であります。

(3)、リース資産については、リース期間の満了した全自動グルコース測定装置の更新、金額は302万4,000円であります。

次に、10ページへ参ります。

3、業務について。

(1)、患者受入れ状況についてですが、入院が1万469人で前年度と比べ65人の減、外来は2万8,329人で前年度と比べ1,847人の減となっております。

1日当たり患者数については、入院が28.6人で前年度と比べ0.3人の減、外来は117.5人で前年度と比べ6.7人の減となっております。

患者1人1日当たり診療収入については、入院が2万6,556円で前年度と比べ1,057円の減、外来は6,992円で前年度と比べ593円の増となっております。

次に、(2)、事業収支に関する事項について。

初めに、収益的収支の状況について。

こちらは、消費税を抜いた金額となっております。

収入についてですが、医業収益は7億948万3,221円で、前年度と比べ1,301万696円の増となっております。内訳は、入院収益が2億7,801万7,150円で前年度と比べ1,286万1,874円の減、外来収益は1億9,807万2,182円で前年度と比べ496万8,425円の増、他会計負担金は1億7,846万1,000円で前年度と比べ2,161万1,000円の増、その他医業収益は5,493万2,889円で前年度と比べ70万6,855円の減であります。

医業外収益は4億462万3,978円で、前年度と比べ2,413万896円の増となっております。内訳は、受取利息配当金が250万7,008円で前年度と比べ3万989円の減、他会計補助金は1億2,594万3,000円で前年度と比べ260万5,000円の増、他会計負担金は2億6,688万1,000円で前年度と比べ2,233万8,000円の増、患者外給食収益は114万2,628円で前年度と比べ6万2,066円の減、長期前受金戻入は481万7,823円で前年同額、その他医業外収益は333万2,519円で前年度と比べ71万9,049円の減であります。

収入合計では11億1,410万7,199円で、前年度と比べ3,714万1,592円の増となっております。構成比については、記載のとおりでございます。

11ページに参ります。

支出についてですが、医業費用については10億5,952万5,482円で、前年度と比べ4,288万1,953円の増となっております。内訳は、給与費が7億942万2,742円で前年度と比べ2,913万2,730円の増、材料費は9,124万7,219円で前年度と比べ459万9,847円の減、経費は1億9,776万9,278円で前年度と比べ1,774万5,449円の増、減価償却費は5,683万8,385円で

前年度と比べ138万1,909円の増、資産減耗費は90万6,875円で前年度と比べ112万3,348円の減、研究研修費は334万983円で前年度と比べ34万5,060円の増であります。

医業外費用については5,137万3,007円で、前年度と比べ19万4,119円の増となっております。内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費が2,460万828円で前年度と比べ353万8,471円の減、患者外給食材料費は108万7,038円で前年度と比べ5万925円の減、消費税及び地方消費税は285万4,100円で前年度と比べ39万9,600円の減、雑損失は2,283万1,041円で前年度と比べ418万3,115円の増であります。

特別損失はございませんので、前年度と比べ908万6,742円の減であります。

支出合計では11億1,089万8,489円で、前年度と比べ3,398万9,330円の増となっております。構成比及び収入に対する割合については、記載のとおりであります。

次に、資本的収支の状況についてですが、資本的収入は投資で1億円、前年同額となっております。

資本的支出については、建設改良費が2,919万8,319円で前年度と比べ1,643万4,564円の増となっております。内訳は、有形固定資産購入費が1,179万8,319円で前年度と比べ96万5,436円の減、病院建設費は1,740万円で前年度と比べ1,740万円の増であります。企業債償還金は1億698万7,247円で、前年度と比べ359万2,223円の増であります。

支出合計は1億3,618万5,566円で、前年度と比べ2,002万6,787円の増となっております。構成比については、記載のとおりであります。

次に、12ページへ参ります。

こちらは会計に関する事項について。

(1)、企業債の概況についてであります。別紙のとおりでございますので、18ページをお開きください。一番下の企業債明細書をご覧ください。一番下の合計金額で申し上げます。発行総額21億7,630万円に対し、当年度償還高は1億698万7,247円、償還高累計は15億4,341万8,956円となり、未償還残高は6億3,288万1,044円となっております。償還が終了するのは、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、13ページへお戻りください。

こちらは、キャッシュ・フロー計算書です。

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間の期首から期末までの現金の流れを表したものです。

1、業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、(1)、当年度純利益から(15)、利息の支払額までの合計額で申し上げますが、1億2,934万9,468円のプラスとなっております。

2、投資活動によるキャッシュ・フローは、(1)、有形固定資産の取得による支出から(3)、他会計からの繰入金による収入までの合計で、2,919万8,319円のマイナスとなっております。

3、財務活動によるキャッシュ・フローは、(1)、建設改良企業債による収入から

(4)、他会計からの償還金による収入までの合計で、698万7,247円のマイナスとなっております。

以上のことから、4、資金増加額は9,316万3,902円のプラスとなり、5、資金期首残高1億991万7,464円を加えますと、6、資金期末残高は2億308万1,366円となるものであります。

次に、14ページへ参ります。

こちらは、先ほどご説明いたしました収益的収入及び支出の明細書でありまして、17ページまで続いております。こちらの説明は、省略をさせていただきます。

次に、18ページをお開きください。

固定資産明細書についてご説明いたします。

(1)、有形固定資産については、土地からリース資産までの合計金額で申し上げます。

年度当初の現在高は31億7,718万5,135円。当年度増加額は3,073万5,000円、こちらは9ページに記載の税抜きの金額となっております。当年度減少額は1,592万3,062円、こちらは器械・備品、リース資産等の用途廃止によるものであります。年度末現在高は31億9,199万7,073円となっております。減価償却累計額のうち、当年度増加額は5,683万8,385円、当年度減少額は1,501万6,187円、累計は16億46万7,579円となり、年度末償却未済額は15億9,152万9,494円であります。

(2)、無形固定資産については電話加入権で、年度当初の現在高38万8,032円、当年度増加額、当年度減少額、当年度減価償却費、いずれもございませんので、年度末現在高は年度当初の現在高同様38万8,032円となっております。

(3)、投資については長期貸付金で、一般会計への貸付金です。年度当初の現在高は2億円、当年度増加額はございません。当年度減少額は1億円で、年度末現在高は1億円となっております。

次に、3ページをお開きください。

こちらは、損益計算書です。

1、医業収益は、(1)、入院収益から(4)、その他医業収益までの合計で7億948万3,221円、医業費用は、(1)、給与費から(6)、研究研修費までの合計で10億5,952万5,482円となりました。医業収益から医業費用を差し引いた医業損失は3億5,004万2,261円であります。医業外収益は、(1)、受取利息配当金から(6)、その他医業収益までの合計で4億462万3,978円、4、医業外費用は、(1)、支払利息及び企業債取扱諸費から(4)、雑損失までの合計で5,137万3,007円となりました。医業外収益から医業外費用を差し引いた額は3億5,325万971円で、この額に医業損失を加えた経常利益は320万8,710円となりました。特別損失はございませんので、当年度純利益は経常利益と同額の320万8,710円となり、前年度繰越利益剰余金はございませんので、当年度末処分利益剰余金は当年度純利益と同額の320万8,710円であります。

次のページへ参ります。

こちらは、剰余金計算書です。当年度末残高でご説明いたします。

資本金は9億8,393万4,357円、剰余金のうち資本剰余金は330万7,000円。

利益剰余金のうち減債積立金と利益積立金は、いずれもございません。未処分利益剰余金は320万8,710円であり、当年度未処分利益剰余金となります。利益剰余金合計は320万8,710円で、資本合計は9億9,045万67円となっております。

下段の表は、剰余金処分計算書です。資本金については処分額はございませんので、処分後残高は当年度末残高と同額の9億8,393万4,357円となります。利益剰余金についても、処分額はございませんので、処分後残高は当年度末残高と同額の330万7,000円。未処分利益剰余金については、当年度末残高320万8,710円を全額減債積立金として処分いたしましたので、処分後残高（繰越利益剰余金）ともございません。

次のページへ参ります。

こちらは、貸借対照表で令和元年度末現在です。

資産の部について。

1、固定資産、（1）、有形固定資産は、土地からリース資産までの合計で申し上げます。15億9,152万9,494円、無形固定資産は38万8,032円、投資は1億円、固定資産合計は16億9,191万7,526円となります。

2、流動資産は、（1）、現金・預金から（3）、貯蔵品までの合計で2億7,184万1,904円であります。なお、（2）、未収金、（3）、貯蔵品の内訳につきましては、それぞれ19ページに記載しております。

資産合計、これは固定資産と流動資産の合計ですが、19億6,375万9,430円となっております。

次のページへ参ります。

負債の部について。

3、固定負債は、（1）、企業債と（2）、リース債務の合計で5億2,807万377円あります。

4、流動負債は、（1）、企業債から（5）、預り金までの合計で2億9,236万8,350円あります。なお、（3）、未払金、（5）、預り金の内訳は、それぞれ20ページに記載しております。

5、繰延収益は、（1）、長期前受金から（2）、長期前受金収益化累計額を差し引いた額で、1億5,287万636円あります。

負債合計、これは固定負債、流動負債、繰延収益の合計ですが、9億7,330万9,363円となりました。

次に、資本の部について。

6、資本金は、9億8,393万4,357円、こちらの内訳は、20ページに記載しております。

7、剰余金は、（1）、資本剰余金と（2）、利益剰余金の合計で651万5,710円となり、資本合計、これは資本金と剰余金の合計ですが、9億9,045万67円あります。負債と資

本の合計は19億6,375万9,430円となっております。

次に、1ページをお開きください。

こちらは決算報告書で、税を含んだ金額となっております。

収益的収入及び支出の状況について。

収入のほうからご説明いたします。

第1款病院事業収益。予算額の合計が12億1,920万1,000円に対し、決算額は11億1,948万884円となっております。予算額に比べ決算額の増減は9,972万116円の減であります。決算額のうち仮受消費税及び仮受地方消費税の額は537万3,685円であります。

内訳ですが、第1項医業収益は、予算額の合計が7億1,186万8,000円に対し、決算額は7億1,458万8,943円、予算に比べ決算額の増減は272万943円の増。

第2項医業外収益は、予算額の合計が5億733万3,000円に対し、決算額は4億489万1,941円、予算額に比べ決算額の増減は1億244万1,059円の減となっております。

次に、支出です。

第1款病院事業費用、予算額の合計が12億1,920万1,000円に対し、決算額は11億1,377万2,226円、不用額は1億542万8,774円、予算執行率は91.4%。決算額のうち仮払消費税及び仮払地方消費税の額は2,570万4,778円であります。

内訳は、第1項医業費用、予算額の合計が11億8,813万5,000円に対し、決算額は10億8,513万4,856円、不用額は1億300万144円、予算執行率は91.3%。

第2項医業外費用、予算額の合計が3,056万6,000円に対し、決算額は2,863万7,370円、不用額は192万8,630円、予算執行率は93.7%。

第3項予備費、予算の合計額が50万円、決算額はございませんので、全額不用額となります。

次のページへ参ります。

資本的収入及び支出になります。こちらも税を含んだ金額です。

収入のほうからご説明いたします。

第1款資本的収入、予算の合計額が1億2万円に対し、決算額は1億円、予算額に比べ決算額の増減は2億円の減であります。

内訳ですが、第1項固定資産売却代金は、予算額の合計が2万円に対し、決算額はございませんので、予算額に比べ決算額の増減は2万円の減であります。

投資は、予算額の合計が1億円に対し、決算額は予算と同額の1億円であります。

次に、支出について。

第1款資本的支出、予算額の合計が1億4,161万円に対し、決算額は1億3,868万5,514円、不用額は292万4,486円、予算執行率は97.9%。決算額のうち、仮払消費税及び仮払地方消費税の額は249万9,948円あります。

内訳ですが、第1項建設改良費は、予算額の合計が3,462万2,000円に対し、決算額は3,169万8,267円、不用額は292万3,733円、予算執行率は91.6%。

第2項企業債償還金は、予算額の合計が1億698万8,000円に対し、決算額は1億698万7,247円、不用額は753円、予算執行率はおおむね100%であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,868万5,514円は、減債積立金処分額5万6,448円、過年度分損益勘定留保資金3,862万9,066円で補填をし、決算を終えたところであります。

本件につきましては、8月24日書面開催の第3回町立病院運営委員会において承認されておりますことをご報告申し上げます。

以上で認定第7号の説明を終わります。

○委員長（本多耕平君） 休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時00分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君）（登壇） 認定第8号、令和元年度標茶町上水道事業会計決算についてご説明を申し上げます。

初めに、決算附属書類から説明いたします。

7ページをお開きください。

決算附属書類、令和元年度標茶町上水道事業報告書。

1、概要。

（1）、総括事項。

本年度の上水道事業経営につきましては、給水戸数2,199戸、給水人口4,255人と、計画人口5,020人に対して普及率84.8%であり、前年度と比較し51人の減少となっております。

年間配水量は46万9,873立方メートルで、前年度より5.12%の減少となりました。また、有収水量におきましては41万1,126立方メートル、有収率87.5%と前年度を5ポイント上回ったところでございます。また、給水原価につきましては、1立方メートル当たり165円18銭と、供給単価159円09銭に対し、その差は6円09銭となっております。

次に、経営の状況であります。収益的収入については、給水収益6,540万3,845円（消費税込み7,107万4,930円）を主として収入合計8,185万3,122円（消費税込み8,757万3,464円）であり、支出については、人件費1,371万7,818円をはじめ、企業債利息604万3,676円を含め支出合計7,250万3,802円（消費税込み7,620万1,513円）となり、934万9,320円の利益を計上して決算したところであります。

資本的収支につきましては、企業債等償還金2,761万7,707円、配水管布設替え工事等建設改良費2,730万3,007円（うち消費税202万2,445円）で、支出合計5,492万714円（消費税込み）に対し、収入は企業債680万円であり、4,812万714円の不足が生じたので、こ

の不足金は、減債積立金処分額734万5,985円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額202万2,445円、過年度分損益勘定留保資金3,875万2,284円で補填し、決算を終えたところであります。

したがって、本年度末においては、当年度利益剰余金934万9,320円を減債積立金として処分することとなった次第であります。

上水道事業は、公共事業であることから、常に事業の経済性を発揮するとともに公共の福祉の増進を図ることを基本に、収支バランスに留意しつつ、現行の料金水準が保持されるよう、健全な経営に努めていく所存であります。

次の8ページをお開きください。

(2)、議会の議決事項につきましては、記載の6件でございますが、説明を省略させていただきます。

(3)、行政官庁認可事項につきましては、該当事項はございません。

(4)、職員に関する事項、イ、職員数等、兼任職員5名。ロ、給与改定は、平成31年4月1日に実施しております。

(5)、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項につきましては、消費税及び地方消費税の税率改正に伴う料金改定を行っております。

2、工事。

(1)、建設改良工事の概要でございます。記載の6件の工事を行いまして、内訳といたしましては、検定満了量水器取替え工事は2件で226基の交換を行い、工事費は1,206万4,680円。上水道第1ポンプ場の取水量確保を目的とした水源改修工事は2件で、水中ポンプ新設1式と動力制御盤1式で840万3,480円。上水道配水管移設工事は、開運地区で46メーターを行い、工事費は285万3,967円。上水道配水管布設替え工事は、桜地区で122メーターを行い、工事費は398万880円です。なお、着工及び竣工年月日につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

3、業務。

(1)、事業量でございます。イ、年度末給水人口4,255人、ロ、年度末給水戸数2,199戸、ハ、年間配水量46万9,873立方メートル、ニ、月平均給水量3万9,156立方メートルです。

9ページでございます。

(2)、事業収支に関する事項。

収益的収入及び支出の収入でございます。金額につきましては、全て消費税及び地方消費税抜きの額であります。

収入でございます。

1、営業収益は7,156万3,845円で、前年度比120万8,357円の増となっております。うち(1)、給水収益は6,540万3,845円で、前年度比64万8,957円の増。(2)、受託工事収益はゼロ円で、前年度と同じでございます。(3)、一般会計負担金は580万5,000円で、

前年度比56万8,000円の増。(4)、その他営業収益は35万5,000円で、前年度比8,600円の減です。

2、営業外収益は1,028万9,277円で、前年度比7万7,476円の増となっております。うち(1)、受取利息及び配当金は1,008円で、前年度比11円の増です。(2)、他会計負担金は513万4,000円で、前年度比12万3,000円の増。(3)、長期前受金戻入は459万2,470円で、前年度と同じです。(4)、雑収益は、下水道使用料が上水道メーターによる使用水量を算定基準としていることから、水道メーター検針に関わる費用の下水道負担分で56万1,799円で、前年度比4万5,535円の減です。

水道事業収益合計では8,185万3,122円で、前年度比128万5,833円の増です。

次に、支出でございます。

1、営業費用は6,646万126円で、前年度比8,957円の減となっております。うち(1)、配水及び給水費は2,737万6,567円で、前年度比33万419円の増です。(2)、受託工事費はゼロ円で前年度と同じ。(3)、減価償却費は3,733万8,867円で、前年度比36万7,072円の増です。(4)、資産減耗費は174万4,692円で、前年度比70万6,448円の減です。

2、営業外費用は604万3,676円で、前年度比70万8,545円の減。うち(1)、支払利息及び企業債取扱諸費は604万3,676円で、前年度比70万8,545円の減。(2)、雑支出はゼロ円で、前年度比も同じです。

3、特別損失、(1)、その他特別損失はゼロ円で、前年度比も同じです。

水道事業費用合計では7,250万3,802円で、前年度比71万7,502円の減となっております。

なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次の10ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

収入、1、資本的収入は、(1)、企業債の680万円で、前年度比160万円の増となっております。

次に、支出でございます。1、資本的支出は5,289万8,269円で、前年度比70万6,604円の増となっております。うち(1)、企業債等償還金は2,761万7,707円で、前年度比34万5,042円の増。(2)、建設改良費は2,528万562円で、前年度比36万1,562円の増です。

なお、構成比につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

4、会計に関する事項でございます。

(1)、重要契約の要旨につきましては、該当事項はございません。

(2)、企業債及び一時借入金等の概況でございます。

イ、企業債等残高につきましては、16ページをお開きください。企業債明細書中、中ほどの未償還残高の欄に記載のとおり、合計で1億7,294万3,331円となっております。なお、下段の一般会計借入金明細書は、借入金の未償還残高1億4,113万円となっております。

10ページにお戻りください。

ロ、一時借入金につきましては、前年度末残高、借入残高最高額、本年度末残高、いずれもございません。

次に、11ページをお開きください。

令和元年度標茶町上水道事業キャッシュ・フロー計算書です。平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期首及び期末の現金の流れを表したものです。

1、業務活動によるキャッシュ・フローでございます。

(1)、当年度純利益から(14)、利息の支払額までの支払い合計額で申し上げます。5,034万7,220円です。

2、投資活動によるキャッシュ・フローでございます。

(1)、有形固定資産の取得による支出から(3)、他会計からの繰入金までの合計で、マイナス2,528万562円です。

3、財務活動によるキャッシュ・フローでございます。

(1)、建設改良事業債による収入から(3)、他会計からの出資による収入までの合計で、マイナス2,081万7,707円です。

資金減少額は424万8,951円、資金期首残高は2億2,334万119円、資金期末残高は2億2,758万9,070円となります。

次の12ページから14ページまでの令和元年度標茶町上水道事業会計収益費用明細書につきましては、今までの説明いたしました収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出を細分化したものでありますので、説明を省略させていただきます。

15ページをお開きください。

固定資産明細書でございます。

有形固定資産、土地から工具・器具及び備品までの年度当初の現在高は11億1,445万3,151円で、当年度増加額は構築物で632万8,562円、機械及び装置は量水器で1,895万2,000円、車両運搬具ゼロ円、工具・器具及び備品もゼロ円です。合計で2,528万562円の増加となっております。当年度減少額は、構築物で27万4,667円、機械及び装置で837万9,431円、車両運搬具ゼロ円、工具・器具及び備品もゼロ円、合計865万4,098円の増加となり、年度末現在高は、合計で11億3,107万9,615円となっております。減価償却累計額は、当年度増加額が構築物で1,603万8,624円、機械及び装置で2,010万5,084円、車両運搬具で52万2,000円、工具・器具及び備品13万7,880円、合計で3,680万3,588円。当年度減少額は、機械及び装置で690万9,406円、累計5億1,419万1,561円、年度末償却未済額は、合計で6億1,688万8,054円となっております。

無形固定資産、施設利用権で当年度増加額と当年度減少額はともにありませんので、年度当初の現在高及び年度末現在高は1,438万6,127円です。減価償却累計額は、増加額が53万5,279円、当年度減少額はありません。累計合計は1,331万4,997円、年度末償却未済額は107万1,130円となっております。

3ページをお開きください。

財務諸表です。令和元年度標茶町上水道事業損益計算書でございますが、これらは前段で説明申し上げたところの積み上げでございますので、合計額のみ報告とさせていただきます。

1、営業収益、(1)、給水収益から(4)、その他営業収益までの合計で7,156万3,845円。

2、営業費用、(1)、配水及び給水費から(4)、資産減耗費までの合計で6,646万126円、よって営業利益は510万3,719円となりました。

3、営業外収益、(1)、受取利息及び配当金から(4)、雑収益までの合計で1,028万9,277円。

4、営業外費用、(1)、支払利息及び企業債取扱諸費と(2)、雑支出で604万3,676円、よって営業外利益は424万5,601円の黒字となり、経常利益及び当年度純利益は934万9,320円となりました。

前年度繰越利益剰余金はありませんので、当年度末処分利益剰余金は934万9,320円となります。

次の4ページをお開きください。

令和元年度標茶町上水道事業剰余金計算書でございます。当年度末残高で申し上げます。初めに、資本金につきましては3億3,945万2,664円となります。

次に、剰余金です。

資本剰余金及び減債積立金につきましてはゼロ円となります。

利益積立金は変動なしで1,200万円、未処分利益剰余金は934万9,320円、利益剰余金合計は2,134万9,320円となります。

したがって、資本合計は3億6,080万1,984円となります。

次に、下表の令和元年度標茶町上水道事業剰余金処分計算書でございます。

資本金及び資本剰余金につきましては、処分額はございませんので、当年度末残高と処分後残高は同額の資本金3億3,945万2,664円、資本剰余金はゼロ円となっています。

未処分利益剰余金は、当年度末残高934万9,320円に標茶町水道事業の設置等に関する条例第6条による減債積立金への積立てで934万9,320円を減額し、処分後残高(繰越利益剰余金)はゼロ円となります。

次に、5ページをお開きください。

令和元年度標茶町上水道事業貸借対照表でございます。

資産の部。

1、固定資産、(1)、有形固定資産、イ、土地からホ、工具・器具及び備品までの有形固定資産合計は6億1,688万8,054円。(2)、無形固定資産、イ、施設利用権で無形固定資産合計は107万1,130円。固定資産合計は6億1,795万9,184円です。

2、流動資産、(1)、現金・預金から(3)、貸倒引当金合計で2億3,453万7,092円。したがって、資産合計は8億5,249万6,276円でございます。

次の6ページをお開きください。

負債の部でございます。

3、固定負債、(1)、企業債から(3)、修繕引当金までの固定負債合計は3億1,648万1,736円。

4、流動負債、(1)、一時借入金から(7)、その他流動負債までの流動負債合計は3,227万2,175円です。

5、繰延収益、(1)、長期前受金と(2)、長期前受金収益化累計額の繰延収益合計は1億4,294万381円で、負債合計は4億9,169万4,292円となります。

資本の部。

内訳につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、合計のみの説明とさせていただきます。

6、資本金につきましては3億3,945万2,664円。

7、剰余金、利益剰余金合計は2,134万9,320円。

したがって、資本合計は3億6,080万1,984円、負債資本合計は8億5,249万6,276円となります。

1ページをお開きください。

令和元年度標茶町上水道事業決算報告書でございます。

(1)、収益的収入及び支出。

初めに、収入でございます。

第1款水道事業収益、予算額合計8,926万8,000円に対し、決算額は8,757万3,464円で、予算額に比べ決算額の増減は169万4,536円の減でございます。

内訳でございますが、第1項営業収益、予算額7,889万4,000円に対し、決算額7,723万4,930円、予算額に比べ決算額の増減は165万9,070円の減で、うち仮受消費税及び地方消費税は567万1,085円です。

第2項営業外収益、予算額1,037万4,000円に対し、決算額は1,033万8,534円で、予算額に比べ決算額の増減は3万5,466円の減で、うち仮受消費税及び地方消費税は4万9,257円です。

次に、支出です。

第1款水道事業費用、予算額は8,724万5,000円に対し、決算額は7,620万1,513円、不用額は1,104万3,487円、執行率は87.3%となっております。

内訳ですが、第1項営業費用、予算額は7,790万6,000円に対し、決算額は6,752万4,337円で、不用額は1,038万1,663円、執行率は86.7%、うち仮払消費税及び地方消費税は106万4,211円となっております。

第2項営業外費用、予算額は883万9,000円に対し、決算額867万7,176円で、不用額は16万1,824円、執行率は98.2%となっております。

第3項予備費50万円、不用額は50万円で、執行率はゼロです。

次の2ページでございます。

(2)、資本的収入及び支出。

初めに、収入でございます。

第1款資本的収入は、第1項企業債だけで予算額680万円で、決算額も同額で予算額に比べ決算額の増減はゼロでございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出、予算額は5,492万2,000円に対し、決算額は5,492万714円、不用額は1,286円、執行率はおおむね100%です。

内訳ですが、第1項企業債等償還金、予算額2,761万8,000円に対し、決算額2,761万7,707円で、不用額は293円、執行率はおおむね100%でございます。

第2項建設改良費、予算額は2,730万4,000円に対し、決算額は2,730万3,007円、不用額は993円、執行率はおおむね100%。うち仮受消費税及び地方消費税は202万2,445円となっております。

資本的収入が資本的支出額に不足する額4,812万714円は、減債積立金処分額734万5,985円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額202万2,445円、過年度分損益勘定留保資金3,875万2,284円を補填し、決算を終えたところでございます。

以上で認定第8号、令和元年度標茶町上水道事業会計決算報告書の説明を終わります。

○委員長（本多耕平君） 続いて、監査委員から決算意見書の補足説明がありましたら許します。

代表監査委員・佐々木君。

○監査委員（佐々木幹彦君）（登壇） それでは、私のほうから決算審査の意見書につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、1ページでありますけれども、令和元年度標茶町各会計歳入歳出決算審査意見。

第1、審査の概要。

1、審査の対象は、(1)、令和元年度標茶町一般会計歳入歳出決算、(2)、令和元年度標茶町特別会計、国民健康保険事業事業勘定特別会計から簡易水道事業特別会計の6特別会計の歳入歳出の決算であります。(3)、附属書類は、令和元年度標茶町各会計決算に係る歳入歳出決算事項別明細書、令和元年度標茶町各会計決算に係る実質収支に関する調書、令和元年度財産に関する調書であります。

2、審査の期間は、令和2年7月21日から28日の間、4日間実施をいたしました。

3、審査の手続、この決算審査に当たりましては、町長から送付を受けました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況について、関係法令等に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したところでございます。

第2、審査の結果。

町長から送付を受けました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、基金の運用状況は、全て法令等に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められたところであります。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は、総体として適正に行われているものと認められました。

審査の結果の概要は以下のとおりであります。13ページまで省略させていただきます。14ページの結びの欄でご報告申し上げます。

一般会計及び特別会計の予算執行状況及び収入、支出等財務に関する事務等については、総体として適正に執行されたものと認められました。

本年度の一般会計と特別会計を合わせた総決算額を見ますと、歳入157億1,215万4,199円、歳出155億609万4,630円で、歳入歳出差引き額は2億605万9,569円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源は4,476万2,000円、実質収支の額は1億6,129万7,569円の黒字、単年度収支につきましては3,298万835円の黒字となっております。また、一般会計歳入歳出決算の状況は、歳入124億2,583万9,997円、歳出122億7,066万1,948円で、前年度に比し歳入は108.5%、歳出も108.4%となり、歳入歳出差引き額は1億5,517万8,049円の黒字、翌年度へ繰り越すべき財源は4,476万2,000円で、実質収支の額は1億1,041万6,049円の黒字、単年度収支については2,765万824円の黒字となっております。

一般会計の財源構造について見てみますと、歳入は主軸となる町税が前年対比102.4%の10億9,711万4,035円となり、地方交付税は前年対比101.1%の44億3,674万3,000円となっております。さらに不足する財源は、地方債の借入れや基金の取崩し等によって賄われ、その構成割合は自主財源が31.7%、依存財源が68.3%となっており、自主財源の割合が大きく減少しております。

一方、歳出の執行率は98.0%で、その構成割合を見ますと義務的経費は23.0%、經常経費は31.8%で前年度より減少しておりますが、投資的経費は28.6%で前年度より増加しております。

次に、主要な財務比率で見ますと、經常収支比率は87.2%で、前年度に比し2ポイント悪化しており、通常75%程度に収まるのが妥当とされていることから、依然として財政は厳しい状況にあります。財政力指数は、前年度より僅かに上昇し0.221となり、公債費比率は6.7%で1.1ポイント改善し、通常15%とされております警戒ラインをクリアしております。実質公債費比率も8.8%で0.5ポイント改善し、地方債許可団体移行の18%をクリアしております。

基金積立金につきましては、歳出の増加等により財政調整基金などの14の基金全体で1,986万5,706円減少し、本年度末残高は43億5,460万7,186円となっております。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により公表が義務づけられました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標は、いずれも早期健全化

基準以下でありました。

また、企業会計の資金不足比率も経営健全化基準以下ではありますが、長引くデフレ経済で地方を取り巻く財政環境は依然として厳しい状況の中、基幹産業である酪農畜産情勢が好景況であることは明るい兆しではありますが、急速に進行する少子高齢化や過疎化など、町民生活の安全・安心の向上や地域経済の活性化に向けた財政需要等に将来的な展望も含め適切に応えなければならないと考えます。

また、自主財源の中でも大きな割合を占めます町税や、町民が直接受益を受けております税外収入金に多額な収入未済額が出ております。各担当課でそれぞれ収納対策に努力されているものの、令和元年度の現年度、滞納繰越しを含む収入未済額は、町民税においては、個人、法人で1,371万6,118円で前年度より217万3,496円減少しており、特に現年度個人の徴収率が99.2%と努力をされていますが、まだまだ多額な収入未済額が残っております。また、固定資産税の収入未済額は4,809万2,583円となっております。

税外収入未済額は3億2,576万1,546円で、収納率は上がっているものもありますが、依然として農業費分担金、農業用水道使用料、住宅使用料、児童福祉負担金、アイヌ住宅改良資金貸付金元利収入などは多額となっていることから、滞納繰越し金の徴収に力を入れながら、現年度における収入未済額を出さない、増やさないことが今後の課題であります。

歳出削減と同時に自主財源の確保は、ますます重要な課題となっており、町民一人一人が義務を果たし、協働のまちづくりの理念の下に理解を深め、さらには将来に向けて持続可能な財政運営を目指し、一層の努力を期待するところであります。

次に、15ページ、3、特別会計の(1)、国民健康保険事業事業勘定特別会計であります。

結びの欄で申し上げます。

16ページ中ほどの結びの欄で申し上げますが、2行目の後ろのほうから入ります。

本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入は11億2,256万2,957円、歳出11億1,533万5,554円で、前年度に比べ、歳入は1.1%、歳出は1.6%、それぞれ減となり、歳入歳出差引き額は722万7,403円の黒字であります。歳入では、基本財源の国民健康保険税が収納対策の効果により、収納率は90.0%で、収入未済額は3,243万7,147円となっております。また、一般会計からの繰入金は、前年度に比べ523万5,601円減の6,651万9,994円となっております。

歳出では、保険給付費6億7,335万588円で、前年度より1,843万1,254円増加しています。

当会計の安定運営には、保険税収入の確保が最も重要な課題であり、総体として依然厳しい収納環境ではありますが、負担の公平性の観点からも引き続き収納向上対策に努められるとともに、医療費負担抑制につながる健康づくりの住民啓発や、各地域や関係団体と連携協力した効果的な事業の推進と併せて、財政の健全運営の確保に努めることを期待するところであります。

次に、下水道事業特別会計でございます。

17ページ、中段の結びの欄で簡単に申し上げます。

本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入4億6,050万1,748円、歳出は同じく4億6,050万1,748円で、前年度に比べ歳入歳出それぞれ9.3%の減となり、歳入歳出差引額はゼロ円であります。

また、本事業の基本財源でもある下水道使用料については、調定額、収入済額はほぼ前年度とほぼ同額であります。収入未済額は前年度に比べ5万710円の増となっております。今年度は不納欠損処理を行っていませんが、今後も収納対策の強化を図り、健全な財政運営の確保に努めることを期待します。

下水道事業は、生活環境整備の重要施策の一つであり、引き続き効率的、効果的な運営をされることを望みます。

続いて(3)、介護保険事業特別会計の保険事業勘定と(4)の介護サービス事業勘定を併せて18ページのまとめの欄で報告いたします。

保険事業勘定で、本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入歳出差引額は2,268万8,060円の黒字であります。

歳入では、基本財源の保険料収入が1億6,520万1,000円で、収入未済額は522万4,520円です。収入未済額は減少していますが、当会計の安定的な運営を図るため、保険料の収納対策を強化していく必要があります。また、繰入金は1億5,703万7,300円で、前年度より74万3,300円減少しています。歳出では、保険給付費7億3,255万8,608円で、前年度より830万7,488円減少していますが、高齢化が進む中、今後も増加することが想定されます。

次に、介護サービス事業勘定につきまして、本年度の歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入歳出差引額は5万6,722円の黒字であります。歳入では、基本財源のサービス収入が3億6,935万7,323円で前年度より3,730万1,495円減少し、繰入金は1億5,361万6,000円で前年度より3,077万7,000円増加し、歳出では、サービス事業費が5億3,059万7,024円で前年度より560万8,030円の増加となりました。少子高齢化が進む中、要介護認定者は今後さらに増加することが想定されますが、地域に密着した介護サービスを提供し、高齢者等が安心して暮らせるまちづくりを進めることを期待するところであります。

次に、(5)、後期高齢者医療特別会計であります。

19ページの結びのところで簡単に申し上げます。

本年度の歳入歳出差引額は59万2,778円の黒字であります。歳入では基本財源の保険料の収入未済額が前年度より7万9,040円増加しており、引き続き収納対策の強化が望まれます。一般会計繰入金は3,498万2,868円で、前年度より減少しています。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が1億806万4,239円で、支出済額のほとんどを占めております。

当会計は、少子高齢化や医療費の増加等により、今後さらに町の負担が増えることが想定され、健全な財政運営の確保に努めることを期待するところであります。

続いて、（６）、簡易水道事業特別会計であります。

下段の結びの欄で簡単に申し上げますが、今年度の歳入歳出差引き額は2,031万6,557円の黒字であります。

歳入では、基本財源の使用料で125万9,400円の収入未済額が発生しており、今後も収納対策の強化を望むとともに、健全な財政運営の確保に努めることを期待いたします。

次に、20ページの４、財産に関する調書であります。これにつきましては省略をさせていただきます。

続きまして、21ページ、令和元年度標茶町基金の運用状況審査意見であります。

１から３までは、省略をさせていただきます。４の審査の結果であります。審査に付された令和元年度の基金の運用状況を示す書類の計数は、関係帳簿と照合した結果、誤りのないものと認められ、また、基金運用状況は妥当であると認められたところでありませ

す。ちなみに元年度末の現在高は、前年度より1,986万5,706円減の43億5,460万7,186円であります。表につきましては、省略をさせていただきます。

次に、22ページの令和元年度標茶町財政健全化審査意見であります。

１から３につきましては、省略させていただきます。

４の審査の結果及び意見であります。審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めております。

健全化判断比率では、実質公債費比率8.8%、将来負担比率27%、資金不足比率につきましては、資金不足額が発生していないということでございます。

次に、別冊の標茶町公営企業会計決算審査意見に移させていただきます。

まず、１ページの令和元年度標茶町病院事業会計決算審査意見であります。

第１、審査の概要。

１、審査の対象は、令和元年度標茶町病院事業会計決算であります。

２、審査の期日は、令和２年６月23日に実施をいたしております。

３、審査の書類は、（１）、決算報告書、（２）、財務諸表、アからエまでの財務諸表でございます。（３）、アからオまでの附属書類でございます。

４、審査の方法、審査に当たりましては、送付を受けました決算報告書、財務諸表及び事業報告書等の附属書類について、関係諸帳簿の照合とともに関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績並びに財政状況を適正に表示されているか否か、予算執行の適否等についても内容説明を求め、審査を実施いたしました。

第２、審査の結果。

審査に付された決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計算はいずれも正確であるとともに、令和２年３月31日現在における財政状況及び経営成績を適正に表示されているものと認められたところでありませ

財務事務につきましても、総体として適正に執行されたものと認められました。

審査の結果の概要は以下のとおりであります。6ページまで省略をさせていただき、7ページの結びの欄で5行目から説明させていただきます。

当年度の業務量は、入院延べ患者数1万469人、外来延べ患者数2万8,329人で、前年度と比較すると入院は65人の減少、外来は1,847人の減少となっております。これらに従事する職員は、令和2年3月31日現在、90人で運営をされております。

経営成績は、総収益は11億1,410万7,199円、総費用は11億1,089万8,489円で、差引き純利益320万8,710円が計上されたところであります。

医業収支では、医業収益7億948万3,221円、医業費用が10億5,952万5,482円で、差引き3億5,004万2,261円費用が上回っておりますが、不足額につきましては一般会計からの補助金と負担金3億9,282万4,000円を主なものといたします医業外収益により補填をされております。

また、医業費用では、前年度比104.2%で医師派遣等の人件費の増加が主な要因でございます。

医業収支は、患者数、入院基本料等の変動が大きく影響を及ぼすことから、医師、看護師、病院職員が一丸となって医業収益の確保、さらには病院経営の安定に引き続き努力されることを期待するところであります。

資本的収支につきましては、器械・器具購入、企業債償還金等の資本的支出額1億3,868万5,514円執行されております。

自治体病院を取り巻く医療環境は、医師及び看護師等の医療従事者の確保、診療報酬改定等で厳しい状況にありますが、自治体病院は「地域住民の命、健康、暮らしを守る」地域の財産であることから、病院関係者をはじめ行政、住民が一体となって安心して受診できる病院づくりに取り組み、住民の期待に応えることができるよう、一層の経営努力を望むところであります。

続きまして、標茶町上水道事業会計であります。

1ページの令和元年度標茶町上水道事業会計決算審査意見であります。

第1、審査の概要。

1、審査の対象は、令和元年度標茶町上水道事業会計決算であります。

2、審査の期日は、令和2年6月24日に実施をいたしております。

3、審査の書類は、(1)、決算報告書、(2)、財務諸表、ア、損益計算書、イ、剰余金計算書、ウ、剰余金処分計算書、エ、貸借対照表、(3)、附属書類、ア、事業報告書、イ、キャッシュ・フロー計算書、ウ、収益費用明細書、エ、固定資産明細書、オ、企業債明細書、カ、一般会計借入金明細書等でございます。

4、審査の方法、審査に当たりましては、送付を受けました決算報告書、財務諸表及び事業報告書等の附属書類につきまして、関係諸帳簿の照合とともに、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績並びに財政状態が適正に表示されているか否か、予算執行の

適否等についても内容説明を求め、審査を実施いたしました。

第2、審査の結果。

審査に付されました決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、決算の諸計数はいずれも正確であるとともに、令和2年3月31日現在における財政状況及び経営成績が適正に表示されているものと認められたところであります。

財務事務につきましても、総体として適正に執行されたものと認められました。

審査結果の概要は以下のとおりでございますけれども、8ページまで省略をさせていただきます、9ページの結びの欄で8行目から説明をさせていただきます。

令和元年度の経営成績は、総収益8,185万3,122円、総費用は7,250万3,802円の決算額で、差引き934万9,320円の純利益を生じ、減債積立金として処分されました。

財務状況は資産合計8億5,249万6,276円で、前年度と比較して1,509万9,896円の減少となっておりますが、内訳は固定資産の減少などであります。

次に、資本的収支は、総額5,492万714円執行されており、この資金は企業債の発行で680万円を調達し、不足する4,812万714円は、過年度分損益勘定留保資金3,875万2,284円、減債積立金734万5,985円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額202万2,445円で補填されてございます。

水道使用料の未収金につきましては、現年度分、滞納繰越分、それぞれについて収納対策の効果が見られるものの、当年度は695万2,022円で昨年度より7万1,130円増加しており、今後もさらなる収納対策に努力されることを望みます。

また、有収率は87.5%で前年度の82.5%を上回っていますが、今後も不明漏水の解決に向けての努力を望みます。

上水道事業経営は、給水人口の影響が大きく、今後も人口の減少や節水意識の高まりなどから、給水収益は年々減少するものと予想されますが、経費節減などの経営努力により収支のバランスが保たれることで、安全で安定した水道水の供給のため、引き続き的確な水需要の予測、使用料の収納対策、効果的な事業の執行により健全な経営、財政基盤の安定を図るとともに、公営企業として住民生活及び生産活動などの公共の福祉の増進が図られるよう努められることを望むところでございます。

以上をもちまして決算審査意見書の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長（本多耕平君） これより認定8案の質疑を行います。

質疑は、内容質疑と総括質疑に分けて行います。

内容質疑は、認定第1号から認定第6号までは決算書、歳入歳出決算事項別明細書について、それぞれ歳入歳出に分け、認定第1号の歳出は各款ごとに行います。その後、実質収支に関する調書の質疑を行い、認定第7号及び認定第8号については決算附属書類、財務諸表、決算報告書の順に行います。次に主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について、次に財産に関する調書及び基金の運用状況について、次に一般会計継続費精算報告書について、次に健全化判断比率及び資金不足比率報告書について順次質疑を行います。

ます。

それでは、決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書について内容質疑を行います。

初めに、認定第1号、一般会計決算、歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、2款総務費について質疑を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、3款民生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。速過ぎますか。もう少しゆっくりやりますか。3款ございませんか。

鈴木君。

○委員(鈴木裕美君) 39ページ、老人福祉費の委託料についての300万円ですが、ちょっと内容についてお知らせいただきたいと思います。

○委員長(本多耕平君) 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長(石塚 剛君) お答えいたします。

老人福祉費の委託料313万2,143円の内訳でございますが、緊急通報装置が19万6,072円、それから福祉除雪44万8,827円、それから高齢者への給食サービス、それが203万2,740円などとなっております。あと、細かいのが少しあるのですけれども、大きなところでいくところというところでございます。

○委員長(本多耕平君) ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、4款衛生費について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、5款労働費について質疑を許します。ご質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。ご質疑ございますか。

類瀬君。

○委員(類瀬光信君) 54ページです。牧野管理費の需用費のうち、3億円のうちの生産資材に関する分があると思うのですけれども、そのうちの細かい、大丈夫かな、ラップフィルム、生産資材にあるのですけれども、その購入量と単価について、全てではなくて750ミリ分についてだけ教えてください。

○委員長(本多耕平君) 育成場長・常陸君。

○育成牧場長(常陸勝敏君) ラップフィルムの単価のご質問でございましたので、若干メーカーによって単価が変わりますが、750ミリで1万円から1万2,000円の間でございま

す。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 一般的に、今、場長のおっしゃられた金額というのは、割引を受けている金額なのですけれども、前年中に契約した場合と、あと年度初めに一括で契約した場合に適用される割引の金額かと思うのですが、そのどちらが適用されているか分かりますか。

○委員長（本多耕平君） 常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） 前年度中の発注は行っておりません。その年度になってからの発注でございまして、それが割引になっているかどうかというのは、ちょっとこちらでは把握できておりません。使用数量を見込んで発注いたしまして、その単価についてはメーカーさんからそれぞれ単価をお聞きした中で契約をしている状況でございます。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 数量に関して漏れていますので、それをお願いします。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君、後の報告なら駄目か。

○委員（類瀬光信君） はい、結構です。

○委員長（本多耕平君） いいですか。

では、場長、後ほど今の個数については報告するようにしてください。

ほかに類瀬君あれば。ありませんか。

ほかに6款農林水産費についての質問があれば。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 53ページ、農業振興費、区分19の負担金補助及び交付金の内訳をお知らせ願います。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 負担金補助及び交付金の内訳をお知らせしたいと思います。

まず、新規就農事業補助金3,612万円……

○委員長（本多耕平君） もうちょっと大きな声で、聞こえないから。

○農林課長（長野大介君） すみません。

新規就農事業補助金3,612万円、中山間3億7,636万9,000円、農業振興資金23万円、農学ゼミ事業補助金50万円、ニューホーム130万円、野菜振興会等の事業補助金が10万円と土壌改良費補助金120万円、多面的機能支払交付金事業補助金が355万9,000円、学乳供給支援97万円、傷病時ヘルパー利用補助金120万円、酪農再興事業1,800万円、農道等整備補助事業250万円、農業振興施設整備事業として5億5,288万2,000円等になってございます。

○委員長（本多耕平君） いいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 6款農林水産費、ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、7款商工費について質疑を許します。ご質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、8款土木費について質疑を許します。ご質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、9款消防費について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、10款教育費について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、12款公債費について質疑を許します。ご質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、13款諸支出金について質疑を許します。ご質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 続いて、14款職員費について質疑を許します。ご質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、15款予備費について質疑を許します。ご質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。歳入一括です。ご質疑ございますか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 16ページの17款の一般寄附金の大きな内訳を教えてください。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えします。

16ページ、一般寄附金の中には、ふるさと納税の分も入っていると思われそうですが、ふるさと納税以外の部分の一般寄附も入ってございましたので、その部分を私のほうから報告させていただきます。

ふるさと納税以外の部分、町内の団体等、法人等から寄附を受けた部分もあります。また、1件今年の部分では、ほかにも個人からあるものもありますけれども、9件で93万

5,000円がふるさと納税以外の寄附ということでご理解いただきたいと思います。

私からは、以上でございます。

○委員長（本多耕平君） 武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

この一般寄附金の中にごございますふるさと納税分につきましては、件数で1,075件、金額で2,182万円でございます。

○委員長（本多耕平君） いいですか。

（「いいです」の声あり）

○委員長（本多耕平君） ほかにございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 4ページ、森林環境譲与税が今年から収入として見られることになりましたが、この中身、どういう基準で標茶町にこういう金額が交付されるのかについて、概略をお願いしたいと思います。

○委員長（本多耕平君） ちょっと休憩します。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時17分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 森林環境譲与税の算定の基準というところですが、私有林の人工林面積が50%、林業就業者数20%と人口割というのが30%、それが基になって、このような数字となっているところでございます。

以上です。

（「いいです」の声あり）

○委員長（本多耕平君） いいですか。

ほかにございますか。歳入一括で、ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第1号を終わります。

次に、認定第2号、国民健康保険事業事業勘定特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。ございますか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 7ページ、歳入ですね。不納欠損500万円あるのですが、これは何年度ぐらいから何年度までの欠損を落としたのか、何件落としていますか。

○委員長（本多耕平君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

国民健康保険税の不納欠損分なのですが、平成16年度2件、17年度2件、18年度2件、19年度2件、20年度6件、21年度3件、22年度6件、23年度9件、24年度12件、25年度12年、26年度26件、27年度21件、28年度41件、29年度3件、元年度4件の計151件となっております。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 鈴木さん、お分かりか。

○委員（鈴木裕美君） いや、聞き取れません。もう一度ゆっくり。

○委員長（本多耕平君） 齋藤君、スロー、もう少し聞きやすくゆっくり。

○税務課長（齋藤和伸君） 16年度が2件、17年度2件、18年度2件、19年度2件、20年度6件、21年度3件、22年度6件、23年度9件、24年度12件、25年度12年、26年度26件、27年度21件、28年度41件、29年度3件、元年度が4件で、計151件になります。

○委員長（本多耕平君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第2号を終わります。

次に、認定第3号、下水道事業特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。歳出各款一括して質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございますか。歳入一括です。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第3号を終わります。

次に、認定第4号、介護保険事業特別会計決算、保険事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、保険事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございますか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 同じく不納欠損の82万円の内訳、先ほどと同じくお知らせください

い。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

介護保険料の不納欠損に係る部分といたしましては、4件になります。年度別で申し上げますと、1人の方に対してそれぞれこの年度という形で不納欠損をしておりますので、一概に何年度何件という数字では申し上げられませんが、一番古いので平成17年度から一番新しいもので平成29年度までという中身で、4件の方の不納欠損をしております。

○委員長（本多耕平君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、介護サービス事業勘定、歳出各款一括して質疑を許します。ご質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、介護サービス事業勘定、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第4号を終わります。

次に、認定第5号、後期高齢者医療特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。歳出一括して質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。ご質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第5号を終わります。

次に、認定第6号、簡易水道事業特別会計決算、歳出各款一括して質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、歳入各款一括して質疑を許します。ご質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、実質収支に関する調書について質疑を許します。
深見君。歳入ですね。

○委員（深見 迪君） いいですか。

簡水の歳入で使用料及び手数料が出ていますが、これ何人分に、何戸分といいますか、何戸分の金額になりますか。

○委員長（本多耕平君） 水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君） 簡易水道の中でも、農業用と、あと一般用とがございます。農業用については350戸、一般用については630戸程度、若干上下ありますけれども、それぐらいになっております。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） その中で、詳しくは私、分からないのですが、飲用水として使用している戸数というのは、この一般用という意味ですか。

○委員長（本多耕平君） 水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君） 両方とも、飲用と、あと農業用も含めての戸数です。

（「分かりました」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 歳入ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、繰り返します。実質収支に関する調書について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で認定第6号を終わります。

以上で認定第1号から認定第6号までの決算書及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書の内容質疑を終わります。

休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時30分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） 先ほど類瀬委員から質問がございまして保留させていただいた案件でございますが、ラップフィルムの購入本数でございますが、昨年度につきましては350本でございます。

○委員長（本多耕平君） それでは、次に、認定第7号、標茶町病院事業会計決算並びに決算附属書類について質疑を許します。決算附属書類について質問を許します。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、財務諸表について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、決算報告書について質疑を許します。決算報告書について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、以上で認定第7号を終わります。

続いて、認定第8号、標茶町上水道事業会計決算、決算附属書類について質疑を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、財務諸表について質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、決算報告書について質疑を許します。ご質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) なければ、以上で認定第8号を終わります。

◎散会の宣告

○委員長(本多耕平君) お諮りいたします。

本委員会に付託を受けました認定8案は、なお精査の要ありと認められますので、継続審査といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号は継続審査と決定いたしました。

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(本多耕平君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日の委員会は散会することと決定いたしました。

なお、明日10月8日は午前10時から委員会を開きますので、議場に参集願います。

以上で本日の委員会を散会いたします。

(午後 2時34分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

菊 地 誠 道

年長委員

黒 沼 俊 幸

委員長

本 多 耕 平

令和元年度標茶町各会計決算審査特別委員会記録

○議事日程（第2号）

令和2年10月8日（木曜日） 午前 10時10分 開議

付議事件

- 認定第 1号 令和元年度標茶町一般会計決算
- 認定第 2号 令和元年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
- 認定第 3号 令和元年度標茶町下水道事業特別会計決算
- 認定第 4号 令和元年度標茶町介護保険事業特別会計決算
- 認定第 5号 令和元年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算
- 認定第 6号 令和元年度標茶町簡易水道事業特別会計決算
- 認定第 7号 令和元年度標茶町病院事業会計決算
- 認定第 8号 令和元年度標茶町上水道事業会計決算

○出席委員（9名）

委員長	本 多 耕 平 君	副委員長	長 尾 式 宮 君
委員	渡 邊 定 之 君	委員	類 瀬 光 信 君
〃	鈴 木 裕 美 君	〃	深 見 迪 君
〃	黒 沼 俊 幸 君	〃	鴻 池 智 子 君
〃	後 藤 勲 君		

○欠席委員（1名）

委員 松 下 哲 也 君

○その他の出席者

議長 菊 地 誠 道 君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企画財政課長	武 山 正 浩 君
税 務 課 長	齋 藤 和 伸 君

管 理 課 長	村 山 裕 次 君
住 民 課 長	伊 藤 順 司 君
保 健 福 祉 課 長	石 塚 剛 君
農 林 課 長	長 野 大 介 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
育 成 牧 場 長	常 陸 勝 敏 君
水 道 課 長	平 間 正 通 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
病 院 事 務 長	浅 野 隆 生 君
やすらぎ園長	中 島 吾 朗 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	秋 山 豊 君
社 会 教 育 課 長	服 部 重 典 君
中 央 公 民 館 長	松 本 修 君
農 委 事 務 局 長	相 撲 浩 信 君
監 査 委 員	佐々木 幹 彦 君
監 査 委 員	熊 谷 善 行 君
会 計 管 理 者	
兼 出 納 室 長	瀬 山 祐 美 子 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
議 事 係 長	中 嶋 禎 之 君

(委員長 本多耕平君委員長席に着く)

◎開議の宣告

○委員長(本多耕平君) 昨日に引き続き、令和元年度標茶町各会計決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員9名であります。

(午前 10時10分開議)

◎認定第1号ないし認定第8号

○委員長(本多耕平君) 本委員会に付託を受けました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

昨日に引き続き内容質疑を行います。

標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員(深見 迪君) 1ページ、上から5行目に「電気料金の高騰」というふうに書いてあるのですが、どの程度上がったのか。それから、その要因は何だったのでしょうか。

○委員長(本多耕平君) 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長(武山正浩君) 大変申し訳ございません。資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○委員長(本多耕平君) 深見委員。

○委員(深見 迪君) 2ページの下から5行目、「職業病予防対策等」、随分昔から職業病というのはありまして、大分少なくなったと思うのですが、今どのような職業病があるのか。それから、これに対して具体的な施策と成果というのはどういうものがあるのか。

○委員長(本多耕平君) 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長(三船英之君) お答えいたします。

職業病全体の種類については、現在ちょっと手持ち資料がありませんので、調べまして後ほど回答させていただきたいと思います。

現在行っている職業病対策でございますが、民間林業労働者の白ろう病の検診費の助成ということでやらせていただいております。半額の助成でございます。昨年度の実績につきましては、10名助成している状況でございます。

○委員長(本多耕平君) 深見委員。

○委員(深見 迪君) 白ろう病だけですか。

○委員長(本多耕平君) 三船君。

○観光商工課長(三船英之君) うちのほうの規則で持っているのは、白ろう病だけの助成というふうになります。

○委員長（本多耕平君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） ここに「予防対策」と書いてあるのです。だから今現在、職業病といたら白ろう病だけではないと思うのですが、どんな予防対策をやっているのか聞きたかったのですよ。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） うちの課のほうとしての具体的な対策としては、特にやっております。あくまでも白ろう病検診に対する助成ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） ただ、施策の成果として「対策等を講じて」と書いてあるから何かやっているのかなと思うではないですか、普通。そういうことではないのですか。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 誤解を招く表現だったのかもしれませんが、あくまでも助成という内容でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 4ページの3、保健福祉のところの4行目「民間事業所、NPO法人などとも連携を図り施策を推進してまいりました」というふうに書いてあるのですけれども、具体的な事例、どういう事例がありますか。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

民間事業所といたしましては、障がいの事業所などと連携をしながら対策を図ってきたところでありまして、NPO法人、これにつきましても町内に福祉で2NPO法人がございまして、それぞれ協力、連携できるところは連携をしてきたというところでございます。

○委員長（本多耕平君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） この「施策を推進」というところだったのですよね、私が本当に聞きたかったのは、福祉に関わる民間事業者だと思っておりますが、あるいはNPO法人、どんな施策の推進をしたのかというのを聞きたかったのですが。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

施策の推進というところでいきますと、特に障がいの関係につきましましては、相談事業であつたり交通費の助成、その他福祉施策、各種ございますけれども、それらを委託したとかという形で連携をしながら、相談事業の委託等をしながら社会福祉、各種保健福祉計画の実施に努めてきたところでございます。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） NPO法人のほうはどうですか。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） NPO法人のほうにつきましては、1つについては、先ほど申しましたような相談事業、この部分の委託をしております、個別にNPO法人、1つのNPO法人に対してはそういうようなところで、町内NPO法人というような表現をさせていただいたところでございます。

○委員長（本多耕平君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 6ページ4行目から5行目にかけて「耐震化を終えていない標茶町役場、標茶町教育委員会については、引き続き改修方法を検討していきます」と。これずっと以前から「検討」という文字でくくっているのですね、ここの部分は。そういう計画は、いつどのような手順で立てていくのか、それをちょっと聞きたかったのですが。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 標茶町の耐震改修計画につきましては、当初、平成20年度からスタートしている耐震計画で、各町内の施設等、耐震化に向けて努力をさせていただいているところでございます。

一方で、耐震化の終わっていない施設につきましては、町有施設でありますと、この主要施策に書かせていただいているとおり、役場庁舎、教育委員会庁舎を残すのみとなっております。

ただし、第5期の行政改革のときの説明、全員協議会の際にも触れさせていただいたこともあろうかなと思いますけれども、長期的な部分での財政的な見地から、なかなか庁舎の改築等には至っていない、めどが立っていない状況ですけれども、この耐震化に向けては、やはり終わってはいませんので、その問題意識を継続するという意味で、こういった部分で表現させていただいているということでご理解いただきたいと思います。

今後もどういった方法があるのかにつきましては、問題意識を持ちながら解決に向けて、財政的な部分も含めて検討を重ねていきたいなというふうに考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） まさにこの場所ですから、そういう点では意識の中に入って、やらなければ駄目だなというような感じで検討を考えているのかどうか、その辺、その本気度。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

この件に関しましては、これまでも委員の皆さんと議論をさせていただいているところでありますけれども、災害時の防災拠点となる施設であったりとか、あるいは住民サービスを、まず提供していくという重大な使命を持っている施設でありますので、非常に重要なテーマだというふうには思っております。

ただ、担当課長からあったように、いろいろなことを考えると着手できていなかった、それから今もめどが立っていないところであります。決してこの2行だけで終わらせる、

そういうつもりではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） あと数点なのですが、教育の振興の7ページ、下から9行目あたりかな、学校への看護師の派遣、これ最近だと思うのですが、非常に評価できることだというふうに思います。それで、具体例、例えばどういうものがあるのか、これを教えていただきたいというふうに思います。

○委員長（本多耕平君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

この医療的ケア支援事業ですけれども、事業自体は平成30年から行っておりまして、現状、今、中学3年生の生徒お一人に胃瘻管理ということで行っているということでございます。

○委員長（本多耕平君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 8ページ、上から2段目、学習教材費サポート事業、これが何か拡充する、このことなのですが、換算すると1人何円相当になるのか、主にどういうことに使われているのか伺います。

○委員長（本多耕平君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

まず、この教材費の額なのですが、小学校でいけば、元年度ベースでいくと、1人頭4,400円、中学校のほうは1人8,400円という形での助成となっております。

助成内容につきましては、学校の授業で使ういろいろなテキストだったり、あるいはテストだったり、実習の材料だったり、それぞれ学校のほうで授業に使う教材、それぞれ学校で違いますけれども、計画書を上げていただきまして、その中で支援をしているという、そういうような状況でございます。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 最後だと思います。

10ページ、5番目の地域活動の振興で1行目のところなのですが、「行財政改革による徹底した歳出抑制」というふうに記述されています。これ、主にどのような部分にこの歳出抑制を行っているのか。例えば私たちが目にしているのは小さな部分かもしれませんが、裏紙を使うとか、それにしては議会の用紙の使い方も何か無駄なように思うのですけれども、この徹底した歳出抑制というのは、主にどのような部分に行って、どんなふうな成果が上がっているのか、ちょっと伺います。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 行政改革についてのご質問でありますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

行政改革につきましては、今現在、ご指摘のとおり小さい部分、小さいと言ったら失礼かもしれませんが、経費を抑制するという中では、用紙の裏紙の徹底した利用であ

るとか、庁舎内の節電であるとか、節水であるとかという経常的な部分、それから例えば工事発注につきましても、道路工事と一緒に下水道の工事を併せてやることによって工事費を抑制するですとか、そういった横断的なことも含めまして、いろいろ実施計画として、以前に全員協議会の中でもそういった部分はお示しさせていただいた記憶もあろうかなと思いますけれども、そういった部分、なかなか経費として幾らの効果がありましたという指標も表せない部分もありますけれども、そういった各取組の中で合わせることによって経費が落ちるのではないか、それから、そういった各個別ごとに努力することで落ちる部分、なかなか表現的に表せない部分もあります。今、例えば国のほうでは脱印鑑とか脱ファクスといった部分もありますけれども、町民の方々に申請のときに捺印をしなくても申請ができるような対応、これは経費と直接結びつくかわかりませんが、そういった簡素化も含めまして、私ども行政改革の中で取り組ませていただいているということで、そういった部分も考慮しながら、行政サイクルの向上も併せて鑑みながら展開しているということでございますので、その効果が幾らという表現はなかなかできない部分もありますけれども、そういったことでの取組をしているということで、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（本多耕平君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） （発言の取り消し）

○委員長（本多耕平君） 休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時35分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

深見委員。

○委員（深見 迪君） 最後の質問については、いろいろな事務的な決まりがあるので、取り消します。

○委員長（本多耕平君） ただいま深見委員のほうから、最後の質問については、ご本人のほうから取下げがありましたので、皆さん、それでご理解いただけますか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） そのようにいたします。

ほかに質疑ございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 1点だけ伺いますが、11ページの2行目から「地域おこし協力隊と共に町内3つのイベント会場」ということで、このイベント会場3つは、どういうイベント会場だったのか。

それから、その下の関係人口の創出に努めたということですが、その辺のご説明をいただければと思います。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思います。

昨年度、3つの会場ということでございますが、この移住促進事業で「馬と共に暮らせる町…標茶」ということで事業を行っているわけなのですが、この部分については、地域おこし協力隊を活用し、馬に関心のある方が標茶に来て乗馬等を行って、この標茶に関わりを持ってもらうという部分でやっているわけなのですが、昨年度元年度は、この馬の事業という部分で、町民に馬に触れ合っていたきたいという考えから、1つ目が昨年8月4日に行われた「牧場まつり多和平カントリーフェスタⅡ」、それと9月8日に行われました「標茶町産業まつり」、それと9月29日に行われました「阿歴内酪農祭」に出向いて馬を活用し、地域の方と交流を持ったということでございます。

関係人口でございますが、この関係人口につきましては、平成30年度に総務省による100%の委託事業で行ったものでありまして、大きなものは、今、私どもやっていますけれども、ふるさと納税を行うに際しポータルサイトを開設したというのが大きなものでございますけれども、ここの部分を活用しながら、「道東ホースタウン」という民間とのプロジェクトと「馬と共に暮らせる町…標茶」というのをジョイントしながら、馬に関わる方々、専門家の方々やアーティストやなんかを招きながら、また、この馬に関わる部分で標茶に来ていただいた方について、広報官ということで、無償ですけれども任命させていただき、標茶の取組と標茶町をPRしてもらうということで、標茶町に関わる人づくりをするということで、関係人口を創設してくということで取り組んでいるということでございます。

○委員長（本多耕平君） ほかに質疑ございますか。

武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 先ほど深見委員からご質問がございました1ページの電気料の高騰という部分でございます。

電気料の高騰についてですけれども、単純に申し上げますと、昨年、消費税率が8%から10%に引き上げられた部分で、基本料が高騰している部分はございます。

それと、具体的なその要因という部分でございますけれども、単純に申し上げて、この原因は、消費税率の上昇という部分が、その上がった原因になっている部分ではないかなというふうに考えおります。

それと、先ほどどのくらい上がったのかという部分でございますが、多分支出額がどのくらい増えたのかというご質問だったというふうに考えておりますけれども、大変申し訳

ございませんが、この電気料の集計、今すぐちょっと出てきませんけれども、単純にこの消費税率が2%アップしたという部分では、間違いなく支出額が増えているということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 先ほど深見委員からご質問ありました2ページの職業病の種類でございますが、労働基準法の施行規則第35条の別表第1の2のところに記載がございます、大きく11項目に分かれてございます。さらに細項目として54ぐらいあるということで、全部申し上げたほうがよろしい……

（何事か言う声あり）

○観光商工課長（三船英之君） それについては、把握はしてございません。

○委員長（本多耕平君） ほかにご質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で標茶町の歳入歳出決算に係る主要な施策の成果、その他予算執行の実績報告書についての内容質疑を終わります。

次に、財産に関する調書及び基金の運用状況について質疑を許します。

ご質疑ございますか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で財産に関する調書及び基金の運用状況について内容質疑を終わります。

次に、一般会計継続費精算報告書について質疑を許します。ご質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で一般会計継続費精算報告書について内容質疑を終わります。

次に、標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について質疑を許します。ご質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） なければ、以上で標茶町決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書について内容質疑を終わります。

以上で認定8案の内容質疑を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、認定8案一括して総括質疑を許します。ご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君）（発言席） 私は、産業振興の部分について総括質疑をいたします。

産業振興の中で「本町の基幹産業である酪農の主要な指標である生乳生産量は」という部分でありますけれども、生産乳量は確かに102.5%、16万4,700トンという具合に増産はこの何年か順調に推移しているという具合に表明されていると思いますけれども、その中で、この規模拡大等により経営の格差が広がり、毎年5戸程度の搾乳中止農家、離農が発生しております。この4年間の中でも何と25戸もの農家が搾乳中止を決めたという数字が出ていますけれども、そういう部分でこの理論に対する町長の思いと伺いますか、どう把握しているか、どう考えているか、お聞きしたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今、渡邊議員からありましたように、標茶の基幹産業である酪農業にとって、農家が1戸でも減るとするのは、非常に憂慮する事態だというふうに考えておりますが、ただ、いろんな環境の変化により、ここ何年間、離農率は以前から見ると減少してきているというふうに思っていますし、この件につきましては、農協を含めそれぞれ関係する団体が一体となって支援をしている、あるいは離農した後の後継の受入れについても、かなり新規就農、それから経営継承を含めた形で支援を行い、農家の戸数を1戸でも減らさない、そんな対応をしてきている結果かなというふうに思っていますので、現在いろんな様々な理由により離農せざるを得ない農家があるということは皆さんご承知のとおりだと思いますが、引き続きそのまま経営が何らかの形で継承されること、あるいは小規模な経営であっても、やはり酪農経営ができるような環境をぜひつくっていききたい、そんなふうに考えております。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 離農率が減少してきているというお答えですけれども、資料等によりますと、大体毎年5戸ぐらいの搾乳中止、離農の方が発生しているということですので。そういう意味で、この酪農振興の中に新規就農を希望される方4組という表現で書かれていますけれども、そういう意味では、離農農家戸数を減らさないために、こういう新規就農者と休農なり搾乳中止農家との経営継承等の対策等については、具体的に取り組んでいるのでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 新規就農事業の具体的な取組というようなご質問でございますけれども、就農希望者4組、女性単身研修生1名と短期酪農体験者46名というのが、農学校のほうで受入れをしている部分でございます。そのほかに具体的な部分としては、その方に対する研修経費あるいは新規就農の奨励金ということで、これは条例等によるものでございます。それと、担い手育成協議会という部分で、団体を中心に新規就農等を進めているような状況でございます。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 僕がお聞きしたかったのは、こういう、もうある程度の、何年か後に搾乳を中止したい、休農したいという方と新規就農を希望する人との接点を見つけながら、そこで経営継承できるというような具体的な対策等には取り組まれているのかという部分でお聞きしたかったのです。

○委員長（本多耕平君） 長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

離農したいというような要望があったところに対しての継承事業とかというようなことなのですけれども、なかなかそのタイミングというものがあるものですから、辞めて、その中で処分方法、継承したいというような希望があったときには、担い手育成協議会のほうでそういったマッチングとか含めて、研修の新規就農希望者の中で一番技術力のある方を優先して紹介していくというような形で進めております。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） そういう中で、休農を希望される、搾乳中止を希望される農家とその近隣で規模拡大を進めている農家との関係で、そういう新規就農云々ということに時間を取られているといたしますか、そういうこと調整している間にかなり時間がかかるということの問題があれば、どうしても規模拡大を目指している農家のほうに農地等の流動が進んでいってしまうという傾向はありませんか。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） まず、本人のほうの意向というのを尊重しておりますので、本人が新規就農、農家を誰か別の方に譲ってというようなことであれば、その要望に応えた形で進めておりますので、その部分では、ほかの近隣の規模拡大をしたいというような農家に対しての流動化というのは、行かないものというふうに考えております。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） そういう中で、本当に標茶の農家戸数減少に歯止めをかけるという部分では、そういう新規就農者と休農を希望している農家の接点を意識的に作り出し、農家戸数の減少に歯止めをかける対応をしていただきたいという具合に思います。

そういう中で、次に、そういう規模拡大が進む中で、ますます大型が進んでいる状況でありますけれども、ここにあります標茶町エコヴィレッジ推進協議会によるバイオマス産業化推進事業の部分で、バイオマス産業都市構想による事業が今、具体的にどのような方向に進んでいるのかをお知らせ願いたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

まず、バイオマス都市構想に基づいた進捗状況というようなことでございますけれども、令和元年度につきましては、平成28年に策定したバイオマス産業都市構想に基づいて、まず磯分内の地区につきまして、バイオマスプラントの整備に向けた可能性調査を委託して

おります。

内容については、30年度に整備可能性調査をやっておりまして、さらに詳細の調査を行うというようなことで、プラント周辺の酪農家の個別ヒアリングを実施して、実際に家畜ふん尿の量がどれくらいあるのか、エネルギー量としての把握を行って、実際に1頭当たりの処理量が幾らなのかというようなことを調査しております。

また、乳業メーカーへの再生エネルギーの供給方法についても協議しながら調査を行って、詳細な事業収支などを積算して事業モデルを作成しているような状況でございます。

もう1区につきましてということで、阿歴内地区もやっております。阿歴内地区につきましては、北海道の事業によりまして、バイオマス由来水素利活用のF S調査という実現可能性を事前に調査するというような調査でございますけれども、それを実施しております。北海道の事業というのが、根釧・十勝管内の参加市町村が7町村あるのですけれども、その中で地域で発生する家畜ふん尿の量がどれくらいなのかということと、バイオガスを製造して濃縮したメタンをモデル地区内の中核都市であります釧路市、帯広市に輸送して水素を製造するというような計画で、そういった実現可能性調査をやっております。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 磯分内地区という、今、具体的な地域の名前が出たのですけれども、その磯分内地区で対応しようとしているバイオプラントについては、団地化的なバイオプラントを考えているということなのか。

○委員長（本多耕平君） 長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

磯分内地区につきましては、共同でやるような形で、基本的にバイオマス産業都市構想につきましては、町内4地区ともに共同型というような形で考えております。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 今、4地区については共同型ということですが、阿歴内地区について、今現在動いている実績があるのですけれども、このバイオプラントについては、また違う制度といいますか、磯分内で産業化都市構想の枠組みの中ではないということですね。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

阿歴内地区につきましても、バイオマス産業都市構想に基づいた計画ということでございまして……

（「既存の構想に入っているやつかという」の声あり）

○農林課長（長野大介君） 失礼しました。既に1個やっている法人の関係だと思っておりますけれども、そちらのほうは、産業都市構想には既存でもう既にありますというような中

では含まれております。今のおっしゃっていた既存のバイオマスプラント施設の設置後に産業都市構想として28年につくっているような計画となっているというような状況でございます。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） そういう意味では、今後、この標茶の4地区については共同体的なバイオプラントということなのですけれども、この共同体のバイオプラントについては、近隣の市町村でも稼働しているところ、実際には稼働されていないところ、様々な問題が発生し、そのような状況になっていると思うのですけれども、そういう様々な問題についての調査とか、そういうものも行われているのですか。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

近隣町村の様々な問題というのが、まず本町でもそうなのですけれども、バイオマス産業都市構想というのをつくってから、北電さんのほうでFIT売電というのが制限があったところが一番大きいところだと思うのですよ。それで、近隣の町村で言うと、施設を造ったのだけれども買ってくれないというような状況にもあるということで、今、北電のほうでは、ノンファーム型接続ということで、今のある送電線の空き容量を使って、出力制限をしながら売電するというような仕組みを今、国のほうで進めておまして、北電のほうでもそういった説明が数か月前にあったところでもございまして、そういった部分も含めていろんな可能性を考えながら、考慮しながら進めていこうというふうには考えております。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） それでは、今の段階で、このバイオマス産業都市構想による磯分内地区での、実際に手がけられるといたしますか、形として出来上がっていく部分での見通しはどの程度の時期に。それが実現しそうなのかということにもつながると思うのですけれども。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

今、先ほど説明させていただいた乳業メーカーの供給という部分と、あと今、ノンファーム型ということで電力を売る可能性が出てきたということで、その2通りの部分で検討しているような状況でもございまして、それぞれのやり方、方式によって、いつできるかというのが今年、今、実は補正予算で議会で承認された委託調査というのをこれから発注する予定なのですけれども、その中である程度お示し、スケジュール感的には出てくるのかなというふうには考えております。現在ではちょっとすぐに、いつからスタートというふうには把握できないような状況でございます。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 分かりました。

次に、多面的機能支払交付金事業の部分、農林水産関係ですけれども、この事業については、この書かれている文章からすると非常にいいといいますか、環境を配慮し、農地や水の豊かな農村環境という向上につながるというような事業ですけれども、この事業は、事務報告書の中には、標茶の西地区で実際に行われている事業でありますけれども、この事業というのは、それぞれこの地域でもできる事業なのでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

基本的には今、多面的機能支払交付金ということで、町内で言うと西地区でやっている事業でございますけれども、地域住民が活動組織を立ち上げて実践活動をしていくというような条件がございまして、その条件を整えば、どこの地域でも可能だというふうに判断しております。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） そういう意味では、各地域でそういう環境整備とか、実施されている地域とかあるのですけれども、そういう地域においても既存として組織されている地域がこういう事業に参加するということも、ある意味できるのでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） この交付金の事業ですけれども、「地域共同で行う、多面的機能を支える活動」ということで、具体的には、基礎的な保全活動としては、農地ののり面の草刈りだとか、水路の泥上げだとかの維持管理、そして農道の路面維持だとか、向上を図るための取組ということで、花壇の整備、生き物調査というのを現在、西地区でやっております、そういった事業展開ができるというようなところであれば可能かなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） そういう事業を実際に実施されているところがあると思うのですけれども、そこで何かそういう、なかなか難しい問題点、もし承知していれば、ちょっとお知らせ願いたいなと思うのですけれども。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 今の、標茶で言うと西地区だけなものですから、ここは平成20年に組織を立ち上げて今もう12年ほどやっているというようなことで、今、継続してやっているというようなところを考えると、特段そういった難しいだとかというのはなく、うまくやっているものというふうにして判断しております。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） そういう実際に取り組みされている事例もあるということですので、そういう、実施したいというところがあれば相談に乗っていただければという具合に思います。

最後にですけれども、基幹産業の酪農についてということで、私、何度かこの場所で酪農家の私道の除雪について質問させていただいたことがあるのですけれども、大変1戸当たりの生産量も伸び、牛舎までの私道の距離が非常に長いところで農家の方が除雪に苦労されている、そういう実態がありますけれども、標茶の酪農の発展のためにも、そういう私道の長い農家に対する除雪対策、除雪の支援ということを最後に質問したいと思います。

○委員長（本多耕平君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 酪農家の私道の除雪についての質問ですけれども、以前もお答えしておりますけれども、除雪体制につきましては、標茶町の町道の除雪体制も今現在非常に厳しい状況というか、業者数も減ってきたりとか、あと運転手の確保が厳しいとかという状況もございます。その中で、私道の除雪に関しましては、以前もご答弁したとおり、私道の部分の除雪も含めての酪農事業という部分でご理解いただき、今のところの部分につきましては、今までどおり町ではなく酪農家自身の方がやっていただければと思っております。

○委員長（本多耕平君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） お答えはいつもと同じでありますけれども、そういう意味では私も全町くまなく歩いているわけではないのであれなのですけれども、本当に公道から牛舎までの距離が何百メートルもあるというような農家、それほど多くないという具合に思うのです。そういう意味では、町道としてちゃんと農家の庭先まで管理されている、町道として認定されている道路が多いという具合に理解すべきなのかもしれませんけれども、それでもやはりこの標茶の産業を守る、酪農を守るという点では、そのことを常に頭に入れておいていただいて、実施できる方向に向けて取り組んでいただきたいと思っておりますし、近隣市町村の状況なども把握しながら、実施していただけるように努力していただきたいという具合に思います。

質問を終わります。

○委員長（本多耕平君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君）（発言席） 何点かにわたり質問をさせていただきます。

まず、1点目は、標茶霊園についてであります。

標茶霊園は、今は亡き家族に、先祖に感謝の意を伝えながら町民が心安らかに過ごす場所であると、そのように考えておりますが、その管理はどのような体制で行われているか伺います。

○委員長（本多耕平君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

標茶霊園につきましては、霊園清掃管理委託業務ということで、管理委託をして、この間、霊園の維持管理に努めてきたところでございます。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） もちろんそうだと思うのですけれども、例えば個人委託か、あるいは団体や企業への委託をしているかということをお伺いしたいわけです。

○委員長（本多耕平君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） この間の委託につきましては、個人委託という形で実施してきております。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 先ほども申し上げましたとおり、家族や先祖に感謝する、そういった場所ではありますけれども、お盆ですとか、それから彼岸ですとか、そういった限られた機会に訪れる、そういった方も多いと思うわけです。その際に、個人委託だと、本人にイレギュラーが発生した場合に必要な業務が滞ってしまう、そういった心配があると思います。そういった意味で、そういった不測の事態に対応できるように、団体や企業に委託すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○委員長（本多耕平君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、個人委託でございますので、例えばその方に何らかの病気、それから事故等があった場合には、管理できないという状況に陥ることは承知しておりますけれども、この間たまたまそういった事案がなかったというところがございますので、今までそういったような方向性は検討してこなかったというところがございますけれども、今後につきましては、その辺も含めて考えていきたいなというふうに考えております。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 次ですが、移住政策の一環としてお試し暮らしというものを展開しておりますけれども、そのステージとなる住宅はどこに何戸あり、前年度の利用実績はどのようであったか。

また、今後も継続していくべき政策と思うわけですが、標茶町の魅力を満度に伝えるという点では、世界に誇る自然を体感していただけるよう、また、地域の空き家対策と併せて塘路地区の空き家をお試し住宅として提供することはできないかということをお伺いします。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思います。

お試し暮らし住宅でございますが、地域間交流事業の一環として行っているものでございます。現在、お試し暮らし住宅は旭町に1戸、上茶安別に2戸の計3戸でございましたけれども、平成29年3月の雨と思われる原因により1戸が傾いていることが判明し、現状は上茶安別は1戸でございます。

ですので、計2戸で運用させていただいておりますけれども、令和元年度の利用状況であります。旭町にあります、通称「オジロワシ」と私ども呼んでおりますけれども、6組で延べ140日間の利用がございました。最長は41日間ご滞在がありました。最短は6日

間でございます。上茶安別にあります「シマフクロウ」でございますが、この住宅はペット可となっている住宅でございます、4組で延べ118日間の利用がございました。最長は39日間、最短は18日間の利用をされております。

ちなみに、本町に来るきっかけをお聞きしたところ、大阪相談会で来たという方が5組、東京相談会が1組、ラジオで知ったという方が1組、雑誌で知ったという方が1組、町のホームページがきっかけで2組ということでございます。

それと、観光拠点である塘路地区の利用は考えていないかというお尋ねでございましたが、今年度実は、皆さんご承知のとおりコロナの蔓延によりまして、このお試し暮らしは一旦中止しております。利用実績がなかったわけなのですが、その中で、この旭町の住宅が若干傾いているという部分、入居者からちょっと苦情と申しますか、傾いているのではないかなという状況があつて、確認したところ、これは語弊かもしれないですが、気になる方は気になるのだなとやっぱり思います。やっぱりこれ平衡感覚の関係と申しますか、気になる方はやっぱり気になると思います。気にならない方は気にならないという部分あるのですが、冬期間というか、凍上が原因ではないかなとは思われるのですが、それらによって若干室内が、床が傾いているのではないかなという状況が分かったこともございまして、この旭町の住宅を来年以降使用するかどうかというふう考えたところ、ちょっとこれは大幅な改修をしなければ使えないのではないかなというふうに考えているところでございます。

それで、私ども今、ここの部分でいくと実質使える部分が上茶安別1戸しかないわけなので、標茶市街の中に町が所有する住宅で一般住宅で使えるところがないかということと併せて、塘路に住んでいた方から情報もいただいて、持家を有効に活用してもいいですよというご返事もいただいているところでございます。それをお試し暮らし住宅で使えるかどうかというお話はご本人とはまだしていない状況でございますので、そういった住宅が活用できれば、私どももぜひこの標茶町の玄関口と申しますか、観光の拠点に、塘路・茅沼地区を拠点に、釧路湿原がすぐそばにもありますし、カヌーも体験できるとか、いろいろな部分もあつて、これは長年、過去も数名の委員さんからも指摘を受けた部分があつて、お試し暮らし住宅が標茶市街にあるのはいかがなものかという部分もたしかあつたような記憶もございまして、そういったこともございまして、私ども、ぜひこの塘路地区の住宅が使えるようになれば、そこを使うかどうかは別として、塘路地区というところにお試し暮らし住宅が1戸確保できればいいかなというふうにして、今ちょっと検討というか、動いている最中でございますので、私どももそれが本当に使えるようになれば大変いい成果が出るのではないかなというふうに考えているところでございます。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 次の質問ですが、TPPによる新たな国際環境の下、生産性向上等の体質強化を図るため、合板製材工場等の整備と、それらに向けて原木を安定的に供給するため、間伐材の生産及び路網整備等を一体的に推進することが重要とされ、国の手厚

い支援が展開されています。

一方、コロナ禍によって苦境にあえぐ本町の畜産業界では、飼料よりも高価となったおが粉の価格はもとより、必要量の確保もままならない状態が続いています。こうした町内の一次産業の現状とは裏腹に、町有林から発生する間伐材の大部分が、このT P Pの補助事業を活用して町外の指定合板工場に出荷されているという現実がございます。

通常、採算性が低いために林内に放置されることもある間伐材が脚光を浴びること自体は歓迎すべきことでありますけれども、必要な生産資材が確保できない畜産業界や、多少値段が高くて原木を確保し、工場を稼働させたいという、そして町内の畜産業者に対して供給したいという木材加工業者に対して間伐材の利用枠を設けるということではできないのか、また、この場合、各種補助を活用した場合の価格とそうでない場合の価格差というのはどの程度かお伺いします。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） T P Pの関係での合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業というようなことについてのお尋ねと思われましますが、まず令和元年度の実績でございますけれども、全体で町有林の売払いの材積で言いますと1,609立米ございます。その中で、今言ったT P Pの対策で町外に出した材積というのが120立米ということで、全体の5%ということなので、莫大なというふうにはちょっと言えないのかなというふうには思っておりますが、ただ、これ平成27年の補正から始まった事業ですので、やっぱりこの間少しずつ、予算の関係もございまして、活用しているというか、配分があるというような状況というのはございます。

まず、それと、補助を使わないでといった場合の用材単価ですが、過去の5年間ぐらいで言いますと、T P Pというのは100%定額なものですから、T P Pを除いて通常の間伐の施行、補助金というのが68%ございまして、68%の分を使った場合と、まるっきり使わない単費でやった場合ですと、用材で言うと1.8倍、パルプ材で言うと、単価が安いものですから5.8倍ぐらいの価格を上乗せしなければならないというようなことでございます。

まず、実はこの関係については、やっぱり町内のほうでも流通量がすごく少なくなったというような話を、去年の春、私、農林課長になってからそういった事業者さんからの話を聞きまして、振興局のほう、北海道のほうに、そういった配分、例えば68%の事業だけをやって、T P Pの事業をやらないでということはあるのかというような話をちょっと相談したことがあります。そういった中で言うと、やっぱり全体の予算額があるものですから、国の全体の予算額があって北海道に配分されてというような、各市町村からの要望を上げた中で、そういった段階で国、道、そして振興局単位というような形の流れでいくものですから、それを振興局単位で一市町村がT P Pは要らないよと、通常の補助だけをするよといった場合は、その市町村、振興局、北海道単位で予算は削られるというようなことで、来年以降に響くというような状況でございました。町有林の造林だけでなく、民有林のほうもこの68%の事業を使っているものですから、町内全体あるいは振興局単位

でそういった部分で言うと影響を受けるということで、なかなかそういった部分は難しいのかなというふうに考えておるところでございます。

ちょっと答弁漏れがあったら言っていただければと思いますけれども、以上です。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） T P Pの分というのは120立米しかないのですよと。ちょっと確認しなければいけないのは、1,609立米というのは、これ全て間伐材ということだったでしょうか。それを確認したいのと、通常の間伐材に関する補助は、68%の補助率があるということなのですが、これに関しては、では町内の、例えば加工業者とかにも回っているということなのでしょうか。回っているとしたら、その量というのはどのぐらいなのでしょう。

○委員長（本多耕平君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

町有林の売払い1,609立米のうち、素材で売の場合というのは間伐材のもので一山にしたやつを売の場合なのですけれども、それと立ち木でそのまま切ってもらって売る、そのまま売るといふ、両方の方式がございまして、町有林の部分で言うと、1,609のうち190立米が立ち木のまま売っているというような状況でございます。素材につきましては、集積したところから運搬してもらおうというようなことですので、町内の林産加工業者3社に指名提案して販売しているような状況でございます。立ち木の部分は、造林、木を切ったりとかというような作業がございまして、造林事業者2社に指名をしているような状況でございます。

それと、あと先ほど120立米につきましては、T P Pの関係で伐採するときに協定書を結ぶというようなことで、指定工場に出すというようなルールがございまして、そこについては伐採した業者に随契をしているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） すみません。ちょっと分かりにくい、私の理解が及ばないのですが、1,609立米というのは、これは全て間伐材ですかということをお伺いしたわけですが。

○委員長（本多耕平君） 長野君。

○農林課長（長野大介君） すみません。失礼しました。

先ほど立ち木売払いの190立米以外は間伐材になりますので、1,489立米が間伐材というふうになっております。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） いずれにしてもコロナ禍というのは、現時点で一次産業で言うと一番影響を受けているのは畜産業界です。肉牛の生産者であります。その経営状況の回復というのは、まだまだ先が見えない。特に和牛を生産している方に関しては、通常私たちが外食で食するという部分もありますけれども、インバウンドによって、高級志向に

よって消費されている部分が非常に多くて、そのことによる価格の下落によって現在も徐々に牛を整理して離農するというような生産者もおります。そういったことを考えたときに、いつもこのおが粉の話をするときに、町としては採算性が取れないものであるの、例えばそういうおがを供給するために、そういった用途で町有林を処分することはないのだということを言われるわけですが、ただ、間伐自体は町有林の管理の一環として行っているものであって、それ自体を即販売しなければならないという、そういうものではないと思うのです。売れないとしても間伐自体は、下草刈りは行わなければいけない、財産管理としてきちんとしなければいけないものであります。たまたま有利な補助事業等があって、それで採算が取れるので売っているということになるのですけれども、大事な町の財産としての町有林を一次産業へのてこ入れとして、例えば町がお金を、伐採費とかを、運搬費を払ってでもそこに、畜産現場に供給していくということは、売り払った場合の何倍の効果にもなるというふうに私は思うし、畜産関係者の方はまさにそういった思いでいるのではないかと思うわけですが、そういったことについても思いを巡らせていただいて、今後何かしらのそういった方策が取れないかということを検討していただくわけにはいかないでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、これまでの森林施業、それから材の販売等については経過がございまして、委員ご指摘のとおり、下草刈りから始まって間伐、除伐等々計画的にやっていかなければいけないところなのですが、それについては総量の部分、追いついているかどうかという、実は追いついていなくて、それについては国の補助事業等を活用しながらやってきているというところで、全体的な予算の確保ができていないという事情があるというところはこれまでもお話ししているので、ご理解いただけるというふうに思っているところであります。

それから、そこで生産されるといいますか、出てきた材の取扱いについては、これは農林課長からもあったとおり、基本的に町内関連業者を指名して売払いをしている状況であります。これも、過去の経過の中では、転売等で高く買ってくれるところがあるというところで、町民の貴重な財産をより高く売るべきではないのか、そういった議論がこの場でされたところを記憶しているところであります。ただ、私どもは、高いお金ではなくて、やはり町内の林産加工業者の保護、育成のためにも適切な価格で売払いをしたいというところで、入札を用いてやっているところであります。結果について、入札で売り払った額、やはり安過ぎるのではないかという実は意見もあったのですけれども、それは適正な競争の中で取り扱われたわけですから、そのとおり継続してやってきているところであります。そういうことで、安い価格で町内に回すというのがどれほど波及するのかということを見ると、効果はあるのかもしれないのですけれども、私ども直面する部分についていうと、やはり経済的な部分で町の予算を用いて支出する、あるいは収入するという、そのところ

で適切かどうかというところを考えなければいけないというふうに思っていたところであり
ます。

それから、今までの話については林の部分の視点なのですが、農業、畜産と絡み
合わせた部分での委員からのご指摘であります。これは私も委員と、たしか昨年あるい
は直近でも話をさせてもらった記憶がありますけれども、農業界のほうと話をしながら必
要な手だては検討しなければいけないのかなというふうに思っております。ただ、やはり
それ相当の事業費がかかってくるわけでありまして、それから正直、町内の造林業者の人
手がどうなのかというところも調査しなければいけないのかなというふうに、お話を伺っ
ているときに考えておりました。そういったことで、全体的に調和しながら回っていく、
そういった仕組みをつくれないうちかどうかということについては、担当課、それから関係団
体等、協議をさせながら検討してまいりたいというふうに思います。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） それでは、最後の質問です。

町の予算を適正に執行していくということに関して、今回の決算委員会もそうでありま
すけれども、私たち議員はその監視をしていくという役割も担っているわけです。そうい
った観点からご質問するわけですが、指名競争入札を執行する際というのは、ルールにの
っとって公平性や透明性を確保することが重要であると考えます。

しかし、中には、法的根拠に乏しいルールの拡大解釈によって入札参加者に誤解を与え
るような事案が発生しております。改善を求めてまいりましたが、その後も似た事例が続
いていることから、改めて今後の改善策について伺います。

問題があると指摘させていただいたのは、昨年、育成牧場でトラクターを購入した際の
指名競争入札についてであります。町内に拠点を置く農機具メーカーを対象に指名競争入
札によって購入機種を決定しましたが、入札に参加した業者によれば、入札会場を間違え
た業者があり、その到着を待つため約30分遅れて入札が執行され、結果として遅刻した業
者が落札しています。事前に見積書を徴していることから、他の業者に対して著しく誤解
を与えることとなってしまっているわけです。本来であれば失格とすべき事案ですが、少
なくとも入札時刻を変更するに足る理由の説明や事後の報告を義務化するよう、再発防止
を求めていたところでした。

農機具の取得に関しては、その後も委任状を持たない者の入札会場への入室、あるいは
入札を執行する側の事務的な瑕疵により落札取消し、再入札というような事例が続いてい
ます。入札方法や入札業者の決定、予定価格の設定など、一連の手続を再度検証し、公明
正大な入札執行に必要な対策を講じるべきではありませんか。

○委員長（本多耕平君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） 全体的な答弁については後ほど全体的な契約関係担当のほ
うからとなろうかと思いますが、さきに牧場で行ったトラクターの入札の案件、問題があ
ったというご指摘がございましたので、そこについてご答弁させていただきます。

まず、お話があったように、入札執行に当たって1社、会場を間違えて遅れるという事案が生じました。その中で、入札時間、当然ご案内している時間でございますので、ほかの指名させていただいた業者さんにその場でご確認をさせていただいております。1社こういう事情で少し遅れるという中で、入札執行しますか、それともお待ちいただけますかという入札、ほかの業者さんに確認をさせていただいております。その中で、お待ちいただけるという参加業者さん、ほかの業者さんからご同意もいただきましたので、その中で執行したところでございます。先ほど30分というお話もありましたが、30分はありません。10分以内の遅れでございましたので、まずはそこのご答弁をさせていただきます。

それから、農機具関係の落札取消し部分、これも実際には、これはこちら側の仕様の提案の部分が少し表現が、解釈が誤解を招く部分があったのだらうという、入札の執行後にその部分が判明いたしました。そこについては公正な入札執行が行われなかった可能性が高いという中で、ほかの業者さんにも当然ご案内をした上で、その入札については取消しをし、再度入札をさせていただいたという結果でございます。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

委員からご指摘のありました育成牧場の入札執行に関する結果については、今のとおりであります。

まず1つは、指名業者1社が遅参したと。遅れそうだという連絡がありましたので、会場の皆さんに伺いをして、1社でも駄目だろうということであれば、それは失格という処分にしたというふうに思っておりますけれども、よろしいということでありましたので、柔軟な対応をさせてもらったというところであります。

この運用につきましては、どうなのだという疑義を委員は持つておられるのかもしれませんが、逆によろしいと、町内業者さん、悪意があつて、他意があつて遅れたわけではない場合については、できるだけ会場の皆さんに伺いをして待つてあげるところでやっているところでありまして、これについて、なお疑義があるようであれば、再度内部で検討してまいりたいというふうに考えているところでありまして。

それから、指名に関する誤解というようなどころだというふうに思うのですけれども、これも場長が説明したとおり、こちらの仕様の日本語の読み方によってちょっと幅が出てしまう、そういうところで業者さんに誤解を与えたということで中止をした経過でございます。

我々の業者指名から入札執行に関わるプロセスの中で重大な瑕疵があつて、あるいは法に抵触するような、非常に問題のあるような拡大解釈をしているかのようなご質問でありましたけれども、完璧ではないと思っております。まだまだやりながら改良するところがたくさんあるのだというふうに感じておりますけれども、少なくとも現時点では、指名業者選定においても町内の建設事業等指名業者選考委員会を開いて、各委員から意見ももらいながら、できるだけ多くの視点で問題がないような形でやっていこう、それから入札執行につ

いても北海道あるいは国のやり方を勉強しながら精度を上げてきているというふうに理解しておりますので、委員のほうでもご理解をいただければというふうに思うところであります。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 法的根拠に乏しいとかという、そういった表現が少し厳しいのではないかというようなことも含めて答弁いただいたわけですが、町内業者ばかりを集めて入札をしているわけで、そこら辺は標茶町のシステムとして指名競争入札ということによってそういった地元の業者に機会を与えるということをやっておりますけれども、これがもし他の自治体のように一般競争入札であった場合、そもそも遅参した人は入室することができません。あり得ないのです。先ほど来、場長も副町長もおっしゃるように、皆さんにお伺いしたのでということですが、そういうことで機会を奪わないということに関しては、それはこれ以上言うことはないのですけれども、その場合の法的な根拠についてはお示しいただきたい。

○委員長（本多耕平君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 0時55分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 先ほどの類瀬委員から、入札に遅参した場合の運用に関する法的根拠ということで、与えられた時間の中で調べた限りでは、地方自治法あるいはそれに基づく町財務規則、それから公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等々では、遅参の場合の取扱いについてまでは明確に書かれていないというふうに理解をしたところであります。その上でそれぞれの法が趣旨しているところでは、公正かつ適切に執行するという、そういうところだというふうに理解をしているところであります。そういう面では、話題になっているくだんの契約においては、指名業者全社から参考見積りを徴しておりますし、それから予定価格に関わる問題で遅参を認めた、そういう事実はございませんので、まずそこはご理解いただきたいというふうに思います。

それで、法律等には明確な規定がない。それでどうしているかという、ほとんどの自治体が競争入札参加心得書、我々の標茶町においては競争入札心得という形で定めておりまして、入札参加業者さんにお渡しをしているところであります。令和元年度においては、委員ご指摘の部分、明確な規定はございませんで、これは公正かつ適切という考え方の下で入札執行者の裁量に委ねられていたところであります。

ただ、令和元年度、委員からご指摘を受けた部分もありまして、明確な基準を設けようということで、令和2年度からは既に改正をしております。内容につきましては、排除の

理論ではなくて、先ほどお答えしたように、それなりの理由がある場合について、そして、ほかの参加事業者皆さんの同意が得られた場合については入札に参加することが認められることがあるという、そういうことで統一をして、今、運用しているところであります。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、今が完璧だということはないというふうに思っておりまして、その都度、より公正かつ適正な入札が執行できるように改めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 令和2年度からそういったことで新たに基準を設けて、それに基づいて入札を執行されているということ、それは理解いたしました。

今回改めて確認させていただいたその背景には、せんだっての農業機械取得の際に場長のほうで、当日において失格となる事例について、遅刻した者は失格であるというお話もありましたので、そういった意味では、実際には今年度からそういったこと、改善されているということを理解いたしました。

いずれにしても、公共牧場を町が運営していくということに関して様々なルール、特に町の財務規則にのっとり運営をしていくということは、現場の職員にとっては非常にづらいことなのですね。スピード感も求められるし、それから季節感も重要な要素となってくる、そういった業態を公務員という形で維持していくことに関して、私は非常に強い危機感を持っておりまして、今回もこういった話をさせていただいているところです。牧場の中長期計画の中でも、そういったことを念頭に置きながら民営化ということにも触れさせていただきましたけれども、ぜひ今回のこういった話も含めて、もっと弾力的に効果的に牧場を運営できる、そういった仕組みというものも考えていただきたいと思います。これはもし何かそういったことで思い当たることあればご答弁をいただいて、私の質問は終了したいと思います。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、委員から育成牧場に限定してのお話がありました。育成牧場が形態として民間事業のほうがなじみがあるのではないかというような意味合いだったというふうに理解したところでありますけれども、確かに労働法規等々で考えると非常に厳しいところがありますし、要は民間企業で経営者の一存でいろんなことが動かせる、そういうところがないところが、時間がかかってしまう等々で窮屈な思いをさせているというのはあるかもしれませんが、本町が育成牧場を公共として設置し、そして運営してここまで来ている経過がございまして、この先、民間委託あるいは民間に譲渡するとか、そんなことが話題として出てくる可能性はありますけれども、現時点いまだに町内では町営牧場としての機能の発揮を求められているところでありまして、その中においては法律の許す範囲内でしかできないということは委員も十分ご承知でしょうけれども、いずれにしても配慮しながら、ただ、限界があるというところでご理解をいただければと思います。

○委員長（本多耕平君） ほかに質疑ございますか。

長尾君。

○委員（長尾式宮君）（発言席） 私のほうからは3点、1件目は受動喫煙防止法の件について、そして2点目はテレワーク誘致について、3点目は標茶町立病院の医療ごみについて質問したいと思います。

まず、1点目の受動喫煙防止法なのですが、昨年から公共施設、病院、学校、そしてこういった役場庁舎、そういったところでの屋内での喫煙というのが禁止されています。そういった中で、標茶町のたばこ税、約7,000万円入っておりますけれども、つい先日、先週ですけれども、10月1日付でまたたばこが上がりまして、大体40円から50円上がっております。たばこを吸っている人、私も吸っているのですが、喫煙者のほうから見ると、取りやすいところから税金だけ取って、これは国なのですが、吸う場所はどんどんなくなっている。そういったところで、だんだんみんなが口をそろえて言うのは、肩身が狭くなってきたねというところであります。

それで私、厚生労働省のホームページを見てみたのですが、こういった公共施設で例外というよりは、あくまでも推奨していないという表現の仕方なのですが、敷地内、建物に隣接しない形で喫煙所を設けることは致し方ないというような表現で書いてありました。

一つの例としてお話しさせていただくのですが、私なんかもやっぱりたばこを吸うに当たって、今までは下に喫煙所がありましたけれども、去年からは吸えなくなったということで、吸える場所というのは、もう敷地内も駄目ですよということであれば、道路に出るしかないのです。ここから道路に出るといったら、すぐ目の前の森林組合との間の道路になるのですが、そこでたばこを吸うのが一番手っ取り早いのですが、そうすると本来の受動喫煙防止法の趣旨に沿わないのではないかなというふうに考えております。なぜかという、行政側から見れば、敷地内で吸わなければ全然それは、敷地以外で吸うのは全然構いませんよという判断なのかもしれませんけれども、目の前の道路は、小学生、中学生が通るのですよね。そんなところで大人がくわえたばこをしていたら、正直言って、また喫煙者のイメージのさらなる悪化というものにもつながるのではないかなというふうに感じております。

先ほど税金が、値段が上がって取りやすいところから取っているというお話をしましたが、吸う側にしてみたら、税金だけ上げられて、そういった吸う場所の設定すらないというのは、何となくただ単に搾取されているのかなと。あるいは喫煙防止法とはうたいながらも禁煙法に近い、そういった扱いを受けているのかなというふうに感じております。ですので、あくまでも国の指針としては公共施設では禁止ですよと言ってはいますけれども、それはあくまでも屋内の話ですので、ぜひ腹を割って言えば、駐車場の隅っこにでも喫煙場所をつくってもらえれば、そこが一つのコミュニケーションの場にもなるわけですし、ぜひ検討していただきたいなと思っております。

○委員長（本多耕平君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

ご案内のとおり、平成30年の健康増進法の一部を改正する法律に基づき、国や地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、その措置を効果的に進めるよう努力することとされたという点については、ご案内のとおりかと存じます。

その改正内容として、施設の種類に応じて第一種施設、第二種施設として区分され、第一種施設には施設内禁煙、第二種施設は屋内あるいは建物内禁煙とされました。例外として、委員ご指摘のとおり、第一種施設の屋外に喫煙場所を設けることも可能とされ、第二種施設には屋内に喫煙場所を設けることも可能との例外規定が設けられていることは、ご指摘のとおりかと思えます。

ただし、喫煙場所の設置においては、煙の流出防止などの徹底する条件も示されているところもご案内のとおりかと存じます。これにより、本町の施設につきましても、この趣旨により一種施設、二種施設にそれぞれ区分されているところであります。その中で、役場庁舎につきましても、第一種施設になりますけれども、本町としましては町有施設の取扱いとして、健康増進法の趣旨に基づき、町有施設全ての施設で建物内とその敷地全てを禁煙することとして決定させていただきました。あわせて、新たな投資をしてまで喫煙場所を設けるということはしないということも、その取扱いを確認させていただいたところでありまして、今後につきましても、委員ご指摘のとおり、たばこを吸う方の権利というのを十分考慮しながら、ただ一方で、この法律の方向性については、やはり町が率先して健康増進のために禁煙を推奨していくというような姿勢もお示しする中で、新たな投資をしてまで喫煙場所を設けるというふうには至っておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） 前回もちょっと聞きに行ったりして、大体、一応町の方針としてはそういうふうな考えなのだろうなというのは理解しておりました。ただ、実際こうやって敷地内も禁煙になってみて思うところは、やはりそうすることによって起こる弊害というのも実際あるわけです。先ほども申し上げたように、中学生、高校生が通る通り道、そこで喫煙することが、ルール上は問題なくても、果たして子供たちにとって、児童生徒にとって、本当に影響はないのか、そういったところもあります。

また、標茶町で言うと、開発センター、よくイベント事とかをやっておりますけれども、そういったときも、やはり不特定多数の人たちがたくさんいらっしゃいます。そういったときに、どうしてもたばこの問題が出てきます。一様に禁煙ですとあって、ではみんながそのルールに従うかといったら、従わない人も中には出てくるし、あとは、しょうがないからといって道路まで出てたばこを吸って、そのまま吸い殻をばいと捨てていくと。そういったものがトラブルにつながったケースも聞いております。そうなるぐらいだったら、きちんとした形で喫煙所を設けたほうが私はいいのではないかなと思っています。先ほど

も言うとおりの、税金を返せとは言いません。全部自分が7,000万円を払っているわけではないし、何もやらないのだったら税金を返せとは言いませんけれども、少なくとも今の実情に合った、そういった是正措置というのは必要ではないかなと思って、今回質問させていただきました。それにしても多分同じ答弁になると思いますので、次の質問に移ります。

次の質問でありますけれども、テレワークについてであります。

皆さん御存じのとおり、コロナウイルスの感染拡大によって、リモートワークというのが、首都圏をはじめ、どんどん広がりを見せております。自宅にいながらにして業務をこなす、そういった新しい働き方として認知され始めております。

そういった中において、昨日の朝の報道番組ですけれども、国がそういったテレワークを推進しましょうみたいな話がちょっと出ていました。朝の忙しい時間なので、私はじっくり聞いていたわけではないのですけれども、仮にそういった事業が推進されれば、標茶町が抱えている人口減、あるいは少子高齢化、あるいはそれに伴う経済の停滞、そういったものも解消できるいいチャンスなのではないかというふうに考えております。これから始まることですので、今こうしてくれ、ああしてくれというのではなくて、あくまでもそういったテレワークの誘致、そういったものに対して、どういった感覚で町としては考えているのかだけ、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） ちょっと休憩します。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時14分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

ご質問にあるテレワークの推進でございますが、高速通信網の整備は本町の長年にわたる課題でありましたが、今般、その課題を整備する機会に恵まれ、全町にわたる光回線の整備をすることとなりました。10年ほど前に標茶市街地に光ケーブルが敷設された際には、千葉県にあります鉄鋼会社のキャド部門の進出があったことから、企業誘致、移住を所管する課としましてはこの機会を好機としてとらえております。そういったことから、今あるチャンネル等を駆使して情報提供を行いながら、オフィス機能の一部でもいいので、この本町を選んでいただけるような環境がもしできれば、それはぜひ推進というか、やっていきたいなというふうには考えているという部分では、本当に期待を持って光化の部分は今待っているというところがございますので、今この時点でそういう話があるかというところと全くないわけなのですけれども、私どもも今後ちょっと期待をしているというところがございます。

○委員長（本多耕平君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） 最後の質問に移ります。

町立病院に通っている方だと、皆さんではないとは思うのですが、特定の治療を受けている方なんかだと、医療ごみ、そういったものが発生します。一例として、糖尿病でインシュリンを打っている方なんかだと、検査用の針、検査用の試験紙、あとインシュリンを打つときの針、そういったものがごみとして発生して、それは家庭ごみとしては出せません。ですので、病院あるいは調剤薬局で廃棄してもらい、そういった流れであります。ただ、このごみなのですけれども、はっきりどこに持って行けばいいと周知されていないのです。釧路辺りだと病院で受け入れているのですけれども、標茶だと調剤薬局さんに持って行ってくださいというお話でした。

そこで1つ疑問に思うのは、先ほど申し上げた血糖値を測るための検査用の針、試験紙、あとはインシュリンを打つための針、この3つに関しては病院から出るものなのです。インシュリンの本体自体は調剤でもらうものなのですけれども、この4つの廃棄ごみのうち3つは病院から出るものなのですけれども、それも含めて全部調剤薬局へ持って行ってほしいというふうに聞いております。医療ごみというのは、多分別途また違う形でお金がかかると思うのですけれども、治療を受けている人たちにすれば、もらったところにごみも引き取ってもらう、それが一番分かりやすいのではないのかなというふうに感じております。ただ、インターネットなんかで調べると、やっぱりそこは自治体によって対応が違うというふうに書いてありましたので、町立病院ではどういった対応を取っているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君） お答えいたしたいと思います。

委員ご指摘のありましたインシュリンの関係の医療ごみの部分につきましては、町立病院のほうでも、受入れはしているところでございます。一応うちの病院で受診をされた患者様の部分につきましては、ご相談があった際には、受け入れできますというようなお答えをさせていただいているところでございます。

委員ご指摘のありました調剤薬局に持って行ってほしいというような回答があったということだったので、うちのほうでは基本的に受入れをしておりますので、もしかすると何かの会話の際にちょっと言葉の中で行き違いがあつてそういうふうになってしまったのかなというふうにも考えているのですけれども、一応患者様のほうにつきましては、ごみの部分については、お持ちいただければ病院のほうで廃棄をさせていただくというようなことで、説明はさせていただいているところでございます。

○委員長（本多耕平君） 長尾君。

○委員（長尾式宮君） 対応としては、町立病院で受け付けているというか、対応しておりますということだったので、もしかしたら話を聞いた方の中で、何かちょっと誤解があったのかもしれないなというところもありますので、今後ちょっとその辺気をつけて見て、今後の進展を見守っていきたいと思います。

質問は以上になります。

○委員長（本多耕平君） ほかに質疑ございますか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君）（発言席） 主要な施策の成果、実績報告書の中で、うっかりしておりましたので、ここで伺わせていただきたいというふうに思いますが、内容審議の中で、ふるさと納税に関して、幾らあって何件であったかということ伺いました。2,182万1,075件というご回答をいただいておりますが、実績報告書の中のページ数、13ページの中で、支出の部分で、ふるさと寄附記念品贈呈事業で決算1,198万9,000円ということがうたわれておりますが、この1,198万9,000円の内訳をできれば教えていただきたいなというふうに思うのですが、記念品を贈呈するための送料とか、いろいろもろもろあるかというふうに思うのですが、それらの内訳をぜひ教えていただきたいと思っております。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思っております。

このふるさと寄附記念品贈呈事業でございますが、昨日の事項別明細書の部分でいくと、款項につきましては2款8項1目の企画費の中から支出をしてございますけれども、まず1つ目が8節報償費の記念品の部分で、ふるさと納税返礼品代として733万7,965円。それと、12節役務費の広告料がございますけれども、この中の印刷物とウェブ広告合わせまして83万850円。それと、同じく12節役務費の手数料、これがふるさと納税を扱っていただいている事業者さんに支払う運送料ですとか、手数料の中には税額控除を受けるための証明書も送付いただいておりますとか、返礼品を選んだときに発送もその事業者さんからしていただいておりますので発送手数料とか、あとそういう事務手数料を含めた中でふるさと納税の手数料として381万9,961円、合計で1,198万8,776円が決算の数字となっております。

○委員長（本多耕平君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） ありがとうございます。

結果的に、今のお答えをいただきますと、寄附金として2,182万円、差引きしたらその分が純然たる税として本町に入るという理解でよろしいですか。

○委員長（本多耕平君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、寄附金総額から事業に関わる事業費を差し引いた残りがふるさと納税寄附金として町に入る収入になります。

○委員長（本多耕平君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 前町長は、それぞれの議員さんから、ふるさと納税に取り組み、取り組みというご質問、この場でも申し上げておりましたけれども、税の在り方についての疑問を持たれていたということで、前町長はこのふるさと納税に対して積極的に取り組んでこなかったという経過だったというふうに私は理解をしておりますが、新たな町長に

なりまして、ちょうど2年ですね。町長になられて2年たちまして、佐藤町長は常にふるさと納税に対して、場所場所でのご挨拶では皆さんの前、町民の前で、ふるさと納税に取り組んでおります、2,000万円になりましたとかというお話をされておりますが、町民の皆さんは、それはストレートに2,000万円が純然たる町に入るという理解をされている方が多いのですね。ですから、私は今回このように伺ったのです。そういう意味では、決して反対しているわけではないのですが、その辺の誤解を町民に解いていかなければならないなというふうに思いがありましたし、税の仕組みとして寄附者は2,000円以外を控除されるという、そういう優遇されている税だというふうに私は思うものですから、なるほどなど、前町長の言うのも合っているなというふうに思うのですけれども、そのことによって、佐藤町長になって積極的にふるさと納税に取り組んでいる。そういう中で、標茶の町民の皆さんというのは、少しは変わったでしょうか。町長、いかがですか。そこを伺っておきたいなと思います。

○委員長（本多耕平君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） ふるさと納税の話、以前から私は、このふるさと納税は、地域活性化の一つの手段として国が推奨する制度ということもありますので、ただ、税の公平感とかいろんな部分では、一部に今、法廷で争われたりとかということもあるのは事実でございますが、ただ、地方の独自財源が少ない中で、国が一定程度奨励する制度として、やはり積極的に活用する。もちろん財源確保するだけではなくて、地域の活性化として提供する商品を地元で新たなものを開発していくとか、そういった機運がやはり出てくる。それは間違いなく、この1年半くらいの、ふるさと納税を始めてから、結果いろんな業者の人が新しい商品開発をしながら、その中に出して試行的に進めていただいたり、そういったことがやはり非常に見られてきたというのも事実だと思います。

実際に最初は35品目くらいで始まったのですが、現在はその3倍近くの品目が実際に提供されているし、実際リピーターとして来ていますし、町外の方々から、実は私、必ず寄附ですので最終的に決裁もしています。その中にやはりメッセージが添えられて、いつかは標茶町に行ってみたいとか、多和平に来ただけけれども町のふるさと納税を使わせてもらったとか、そういったメッセージも寄せられていますので、やはりこれからいかに関係人口をつくっていく、そういう一つのキーワードとして、ふるさと納税を積極的に活用しながら地域がこれから新しい事業を展開する自主財源として活用していく、そこは非常に増えてきたのかなと思いますし、町民の皆さんの中にもぜひ、実はたまたま11月の広報で、ふるさと納税の特集をさせていただきます。実際にどういうものがあって、どういう寄附の内容だったとかということも、見開きで特集をさせていただきますながら、さらに町民の皆さんに、町外のお知り合いの方に標茶町のふるさと納税をさらに積極的に活用していただく、そういうメッセージをぜひ町民にさらに深めていきたいなということで、次の展開も考えておりますので、町民の中には意識が、私は少しずつですが、変わってきている方も増えておりますし、ぜひ町外から、このくらい非常に大きな金額も実は声をかけて既に実

現しましたよという方を言ってくれる方もおりますし、そういった方を一人でも多く町民の理解を深めていきたいなど、そんなふうに考えております。

○委員長（本多耕平君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 次に移ります。

22ページの歯科保健事業に関しましてのフッ化物洗口について伺いたいというふうに思いますが、私はこのフッ化物洗口に対しては疑義を持っておりますので、常に反対という立場で、この席で佐藤町長の前、前町長と議論をしたわけですが、ここで書かれているように、実施をしてきたよというふうに書かれておりますが、これを小学校から先に取り組んで、そして保育園、幼稚園にも今、取り組んでおりますが、この評価といいますか、虫歯予防として取り組んでいるわけですから、これによって虫歯が本当に予防としての効果が現れているのかどうかという検証というのは、する必要があるのではないかとこのように思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） フッ化物洗口の効果、実績というところでのご質問だったかなというふうに思います。

委員ご指摘のとおり、現状ようやく保育園から小学校までフッ化物洗口が全ての学年、年齢においてされる状況となって、まだ年数が浅くて、最終的に要は俗に言う8020運動、要するに80歳になったときに自分の歯をたくさん持ちましょうということを念頭に置きながら、小さいうちから虫歯予防という観点で、フッ化物洗口をしている経過がございます。そういう意味では、まだまだちょっと評価するには年数が足りない。小学校全てが終わった後、永久歯に替わった段階でどの程度、虫歯の有病率が減少しているかということに関しましては、まだちょっと評価としては、まだこの時期、もう二、三年かかるのかなというふうに考えております。

また、保育園の低年齢児は、1歳半健診、3歳健診のときに、フッ化物の塗布をしつつ、保育園の5歳、6歳児に関しましては、フッ化物洗口という形でやってきておりますけれども、ここ数年の有病率を見ると、ここの部分でいくと、減少傾向にあるという傾向性は見受けられるというところがございます。まだ最終的な評価という段階ではございませんが、低年齢児でいくとそういうような傾向であるということをご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（本多耕平君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 確かにフッ化物洗口が始まってからまだ年数が浅いですから、効果が現れているかどうかというのは、実際には分からないのだろうなというふうに思うのですが、小学生とかの虫歯の検査といいますか、それは毎年行われているのでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

小学生、中学生については、学校保健法で年に1回、歯科検診をやるようになっていま

すので、そこで検査、学校歯科医に検査をやっていただいている、そういう状況です。

○委員長（本多耕平君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 今、課長のほうからお答えいただきましたが、そうすると全ての小学校がフッ化物洗口をまだやっていないという、沼幌もやっていますか、始まった。

○委員長（本多耕平君） 穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

元年度実績で数字ですけれども、6校全体で洗口は行っております。ただ、これは希望者だけですので、全体で383人、6校で383人中実施者が337人、383人中337人、実施率が88%、これが元年度実績です。

○委員長（本多耕平君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） ごめんなさい。全校が、受けていない方はいるということで、承知しました。これからの数年後の結果をぜひ待ってみたいというふうに思います。

次にもう一つ、ごみ問題ですが、23ページのごみ処理施設整備対策事業の中で、家庭内でのごみ減量化推進のために助成を行っているというふうに書かれて、そして、さらにそのことによって「ごみの減量化が図られた」、前年度の施策評価とも同じ文言で書かれておりました。昨年の30年度の成果にも書かれておりましたけれども、この元年度では30万6,000円、何に何件助成していますか。というのは、この決算資料事務報告書には、助成したコンポスターが何ぼとか、そういうのが載っておりませんので、自分自身分からないものですから伺っておきます。

○委員長（本多耕平君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

主要施策の部分に記載している内容につきましては、2つの事業の内訳の合算がこの数字になっておまして、1つは、ごみ減量化資源化促進対策事業補助金、これにつきましては、各家庭にごみ箱の設置に対する助成、これが13件で18万4,818円、もう一つが家庭ごみ減量化推進事業補助金、こちらが6件で12万1,474円、合計で30万6,292円でございます。

この中で、家庭ごみの減量化を推進するためという目的でございますので、その部分でいきますと、家庭ごみ減量化推進事業補助金、こちらがコンポスターですとかディスプレイ、これらに対する助成金でございます。元年度につきましては、ディスプレイに対する助成で1件、金額では6万円、堆肥式コンポスターが4件で1万6,474円、それから電気式乾燥型の生ごみ処理機が1件で4万5,000円、合計6件の助成をしているところでございます。

○委員長（本多耕平君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 元年については、このような状態だということが分かりましたが、数字的に事務報告書にも、ぜひ取り組んで数字的に載せたらいいのかなと。そうすると調べやすいというふうに思いますので、その辺ご検討いただければというふうに思います。

が、いかがですか。

○委員長（本多耕平君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

令和2年度からの決算報告につきましては、そのような形でちょっと検討していきたいと思えます。

○委員長（本多耕平君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 資料がより分かりやすいように、私どもが載せていただければありがたいなというふうに思えますし、ごみの状況については、今回の厚生文教委員会でも所管、関係ないのですけれども、令和2年度の分なのですが、人口に対して反比例してごみが増えているという結果が委員長報告、文教委員会の報告書にも載せられておりますけれども、今後においても、ぜひごみの減量化に向けて積極的な取組をお願いしたなということをお願いして、質問を終わります。

○委員長（本多耕平君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君）（発言席） 3点ほど質問したいと思えます。

まず、第1点目ですが、せんだっても出ましたけれども、二本松橋の通行止め、これによる経済的損失、観光の後退、生活道路としての不便さなど、どの程度と見ていますか。ざっとでよろしいので、お答え願いたいというふうに思えます。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

この間、私どものほうで情報として持っているのは、二本松橋が使えないことによって、スガワラというカヌー発着場からのカヌーツアーが実施できなくなって、代替りの路線を探さなければいけなくなった。それによって時間の組み方が若干変わってくるというところで、早く復旧してほしいという声が寄せられておりました。現実的には、かなり業者さんのほうで、例えばカヌーポートの混雑具合も、それぞれ時間をずらしたりしながら工夫してやっているよというふうに伺っているのです。委員のご質問は、ざっとでいいから金額的なものということでありましたけれども、実際問題、私どものほうでは観光業者あるいはほかのものを含めて全体的な金額についてまだ把握をしておりませんので、ご了承いただきたいと思えます。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） あそこの道路は、観光バスなんか結構以前は走っていたのですよね。それは御存じでしたか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

観光バスというご指摘でありますけれども、定期で路線の観光バスのようなものが走っているというふうには理解をしておりませんでした。特定の個別のツアーということで、湿原

の中を見たりとか、あるいは塘路から鶴居の間の横断ということで使っているケースはあったのかもしれませんが、実態については正確な数字等含めて押さえておりません。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） そういう点でのあそこの道路の貴重さというか、重要性というのはすごくあったと思うのですね。従来からあの道路というのは、非常に壊れやすい道路で、しばしば冠水もあつたりもして壊れやすい道路だった。どのような方針を持っているのか、今後。

○委員長（本多耕平君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時46分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

ご指摘の道路、道道ということで、これまでも北海道に対しまして改善の要望を出させていただいております。

1つは舗装化ができないかどうか、これについては、これまでの経過で、自然保護の観点からなかなか難しかったというふうになっているところであります。

それから、橋については、こちらは道建設管理部のほうで、今、壊れた部分、改修ということで検討いただいておりますけれども、災害復旧事業を活用しながら架け替えをするのが投資対効果も含めて有力ではないかというところで、現況の上流部分に新しい橋を造るという方針で進んでいるというふうに聞いているところであります。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） さっき私、経済的損失、観光の後退、生活道路としての不便さ、あの辺一帯が、町長の方針にもあるように、あそこを含めて今後大きく開発していくという点で言えば、非常に重要な道路なのです。ですから、ぜひ力を入れて取り組んでいただきたいと。分かりづらいのは、自然保護の管理で難しいというのは、道が必ず自然保護団体、何人いるか分からないですけれども、自然保護団体からの許可がなかったら、許可というか、されなかったら駄目だということで、ただ、非常に重要な道路だということをもろろん理事者の方は御存じだと思うので、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。

昨年来、問題として取り上げていたのですが、「民間事業所、NPO法人などとも連携を図り施策を推進してまいりました」というふうに、この成果の中で述べています。それは質問もしました。これから先、一層これが重要になってくるのですね。

来年の第8期になりますか、介護保険のあの計画を見たら、もう恐るべき内容になっていますね。町長は前から言っていて、要支援あるいは要介護1に総合事業として国は取り組めと言っているのだけれども、これは町長の答弁でも、本町ではなかなか難しい課題だと。実際、総合事業化してくということは難しいという話をしていましたけれども、これ今度、介護保険、介護度5まで総合事業化するなんていう計画が出てきているみたいなのですが、当然保険料や利用料金の値上げも入るのですけれども、本町ではできなかったボランティアを中心とした総合事業、これに委ねられるようになる。しかし、本町では以前からこれが総合事業化できない、なかなかできないという話だったのですが、今年もその実態としては、できていないのかどうかというのを第1点聞きたいと思います。

それから、もう一点は、これに関わってそうならないことを願っているけれども、やっぱり地域の人たち、町内会、NPO法人の活動との連携が、ここで成果に書かれているように、ますます重要になってくるのでないかというふうに思うのですが、その点での見解をちょっと述べていただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えをいたします。

ご質問にありました総合事業の部分については、今現状としては、委員ご指摘のとおり、なかなか難しい部分というのが多いというふうに思っております。一方、ボランティアの部分につきましても、ボランティアに参加している方が少ないとかいう部分もございまして、なかなか思うように取組が進んでいないところでございます。

ただ一方、ふれあいカフェですとか、ボランティアベースでボランティアを募りながら、社協さんとも協力をしながら、認知症の町民の方の居場所づくり、まだ2か月に一遍ほどしかできておりませんが、それをどうやって月1回にしていくのかとか、それから今、高齢者の居場所づくりというのを各地域でもやられております。その辺とどうこういうような事業を絡めながら進めていくかということは、簡単にはいかない部分ではございますが、どうやったらできるのかというところをいろいろ研究していきたいなというふうに考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 今、課長言われたとおりだと思うのですが、国が考えていることとスケールが全く離れている、違うのです。そういう点では、社会福祉系のNPO法人の組織的な活動というのは、非常に本町では重要になってくるというふうに思うのです。

今年の話ですが、コロナ禍の下での支援をやったり考えるべきでないかと言ったけれども、それは国の基準でできませんよという話もあったのだけれども、今後やっぱりこれを町としても育てていくというような方針を持って進まなかったら、とてもこれからの福祉関係の法律の改正とか、改悪とか、追いつかないと。総合事業はほとんどできていないということですので、そのことについては私は、NPO法人に対する町としてのやっぱり支援とか方針とかというのを、あるいは育てていくということを持つべきだというふ

うに、すごく強く感じるのですよ。危機感を持って感じるのですけれども、それはいかがですか。

○委員長（本多耕平君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

委員今ご指摘のNPO、それから私は、さらに地域会、町内会、その役割がますます大きくなろうだろうなというふうに考えていまして、NPOについてはいろんな支援制度等ありますので、本当に困ったときには町も基本的には支援する考えで、方針でありますので、その辺は誤解のないようにしていただきたいのですが、私、役場を辞めた後に実は町内会の役員もやっていた関係もあって、町内会で何とか総合事業の受皿ができないかとちょっと研究した時期があるのですけれども、結局は担い手とか、責任の問題とか、そういったことになると、やはり少し皆さんが引いてしまうというのが実はあって、なかなか実現できなかった。そのようなことをやっているうちに今みたいな状況になってしまったので、ちょっと町内会の役員も降りて今になっているのですけれども、基本的には私は町内会だと思います。

例えば市街地で見ても、老人クラブ、なかなか距離があって、実際にはなかなか集まらない。それが町内会単位だと一定程度集まって、町内会によっては積極的に、福祉関係の委員会が定期的集まって、見守りをしたり、声かけをしたりとかしているということもやっている地域もありますし、受皿というか担い手の問題なのかなと思うのですけれども、非常に温度差があるという。あとまた、虹別の市街地のように、定期的に土曜日のお昼ですとか、そば打ちをやったり、いろんなことをしながらやっている地域もありますから、やっぱりそれがもう基本的な今の見守りの状況がもう既にできているところもあるのかなと思うのです。

そこをうまく、総合事業的なものを活用できないかなというのは、恐らくこれからまだまだ次の介護計画の中で実現しなければならない課題の一つかなと思っていますし、あともう一つは、地域に公民館の拠点が標茶町はございますので、そこを何とか今までの公民館の役割に、さらに地域の見守りとかそういったものを含めて、そこに例えば地域の人が参加していただきながら、基本的にマンパワーをどうやって確保するのかが一番、さらにそこに出てくるまでの足をどうやって確保するとか、そういったことがどこの地域から見てもやっぱり重要課題かなと思っていますので、その辺含めて、やっぱり議員が言ったような町内会、地域会、それからNPOのボランティアの部分が、これからの福祉を支える重要なキーポイントになるのかなというのは、議員と考え方を同じにしていますので、ぜひ皆さんからお知恵をいただきながら、高齢者が困らないような地域づくりをしていきたいな、そんなふうに思っています。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 町内会の果たす役割は、本当に地域会、大きいと思うのですね。同時に福祉系のNPO法人というのは、より専門的なのですよ、そういう意味では。私が

見る限りですよ。より専門的だということで、今、町長がおっしゃったような方向で、ぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

それでは、3点目に移ります。

昨日も質問したのですけれども、町民の生活用水や飲み水、飲用水に関する質問なのですが、元年度の資料をかなり細かく聞いたりしてみましたけれども、ちょっと前段を省きまして、私の計算に間違いがなければ、昨日の内容審議からして、おおむね87%を超える町民の方々が上水道、もしくは簡水、農業用水道ですね、これを利用して飲料水として使っていると。私の計算ですから間違いがあるかもしれないけれども、私の計算では87.6%の方が。残りのおおむね十二、三%の人たちは、いわゆる掘り抜きとか井戸水を使っているのですね。これ、まずちょっとこんなもので間違いはないかどうか。

○委員長（本多耕平君） 水道課長・平間君。

○水道課長（平間正通君） お答えします。

普及率の関係だと思うのですけれども、普及率の算出なのですけれども、計画給水人口に対する現在の給水人口という形で表します。それで、上水道につきましては、計画給水人口が5,020人になっておりまして、それに対して現在4,255人で84.8%です。簡易水道につきましては、計画給水人口が2,030人で、それに対して1,921人が使っていますので、94.6%の普及率になります。そのほか未普及地域につきましては、計画というのがありませんので、今の上水と簡水の分を町の人口から引いて算出しますと、16.8%が井戸等を使っていると考えられます。

○委員長（本多耕平君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 私の計算と少しずれているようなのですけれども、そこは専門家のほうが正しいというふうに思います。いずれにしても未普及が16.8%、これは地域によって非常に水の質が違うのですね。それで、今後、上水道あるいは農水でも簡水でも、布設の計画は、延ばしていくという計画はお持ちなのでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 平間君。

○水道課長（平間正通君） 今のところ、今後、給水区域の拡張というのは考えてはおりません。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） そこで、今、考えていないという話だったのですが、これは理事者の方に聞いたほうがいいのか。安全な飲料水や生活用水の確保と住民への提供について、自治体はどのような任務を持っているか、そのご認識を伺いたいというふうに思います。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

水道事業者として町が関わる場合というふうになってくるかと思うのですけれども、既に市街地等が形成され、あるいは需要があつて町が管を布設して供給しているところにつ

いては、もちろん恒常的に十分な水質と量を確保して供給する、そして住民の生活を支えなければいけない、それが責務だというふうに考えております。

一方、委員ご指摘の部分、想像ではありますけれども、新たに団地形成等がされたところにつきましては、少し責務の度合いといいますか、考え方を異にしなければいけないのかなというふうに思っております。特に郊外の温泉付分譲地等になってまいりますと、最初から条件として、電気がないとか水道がないとか下水道がないとか、そういう中で、それでもということで選択をされて住まわれている、そこに例えば市街地、公共水道の隣接地域で安易に簡単に延長できるのであれば少し事情も変わってくるかと思っておりますけれども、相当の延長をしなければいけない、そういったときに総体の事業費と、それから実際の要望との兼ね合いをしながら判断していくという、そういう状況になってくるというふうに考えているところであります。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 今、副町長が言われたように、「生活用水その他の浄水を町民に供給するため水道事業を設置する。」ということですよ。「水道事業は常に企業の経済性」、これは企業会計ですから「企業の経済性を発揮すると共に公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」と、1条、2条にそう書いてありますね。しかし、これは水道管を通したところにはしか当てはまらないやつなのです。ならば、先ほど言った16.8%の未普及のところについては、生活用水その他の浄水を町民に供給するという町のそういう姿勢とか、公共の福祉を増進するように運営するというような水道事業の町の方針、構えとかというのは、この16.8%には当てはまらないということになりますよね。そこに住む選択は各自でしたのだから、自助、共助、公助が盛んに今言われているようだけれども、自助でやれということですか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

議員ご指摘のように、全てを自助でなければいけないとか、そういうことではないかというふうに思います。先ほども答弁したように、その状況を見ながら、どうやっていわゆる公共の福祉を向上させるか、そこに町が任務として果たすことができるかということを考えていかなければいけないというふうに考えております。

ただ、繰り返しになりますけれども、ケースによっては、委員も改めてご指摘されましたけれども、当人のそこを居住地として選んだところがやはり大きな違いになってくるケースもあるのかなというふうに思うところであります。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） その点については後で述べますけれども、ちょっと現実を見ていただきたいと思うのですが、掘り抜きや井戸水の場合、塩分濃度というのがあるのですね。正確には塩化物イオンの濃度ですよ。1リットルに対して200ミリグラムを超えてはいけないと保健所がいうのですね。三十四、五年前、そこに集落を形成した分譲地、そのとき

には、掘り抜きは1リットル当たり僅か三、四ミリぐらいの塩分濃度だった。3年前に測ったら、それがリットル当たり180ミリグラムだと。今年の1月に測ったらリットル当たり300ミリを超えてしまったということで、保健所は駄目と。保健所は、ではどうすればいいのかということは言ってくれないです。いいか駄目かしかならないのです。

それで、なぜこの塩分濃度が増えたかというのは、はっきりちょっと調べたら書いてあるのですね。「井戸水に人畜のし尿等が混入すると、平常値よりもずっと多くの塩素イオンが検出されるので、このような場合には、その原因を直ちに調べる必要があります」というふうに書いてあるのですね。こういう状況にある集落があるのですよ。それをまず承知してほしいのですが、これ御存じでしたか。標茶町の町民の中に、ちゃんと町民税も固定資産税も払っていて、町内会ももちろんあるところなのですが、そういう水しか供給されていないところがあるというのは、知っていましたか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、委員から実際の水質に係る部分で、詳細な数値を教えてくださいましたが、これらの数値については掌握をしておりますでした。ただ、最寄りの公民館に、地域の住民の方が水のこととか道路のこととか、困っていることがあるので、一度話合いに応じてくれないかという、そういう申入れを受けております。これはいずれやらなければいけないなというところで、今いるところであります。

また、要望の中では、地域住民の方が自ら申されているのですけれども、開発された分譲地に住んでいて、これは本来相談する先は造成業者だろうと、それは分かっているのだけれども、ちょっと持って行き場がないので、町のほうでどんなことができるか考えてもらいたい、そういった趣旨のことを述べられて、私どものほうに伝わってきているところであります。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私、町長就任されてから非常に精力的に、地域のよさ、これを内外に発信して、そしていろんな事業の展開を試みているということで、その一つとして、例えばお試し住宅もさっき話が出ましたけれども、道東ホースタウンプロジェクトによる移住者の促進とか、それからガバメントクラウドファンディングを活用した事業展開と関係人口の創出、こういう取組をしていると。そして同時に、標茶の自然、これが何よりの財産で、これを背景にして、これらの事業を推し進めていくということを町長、今やろうとしているし、実際に進めていると。

ここの住民は、やっぱり標茶の自然に魅せられて入ってきた人たちなのですよ。しかも20名を超える定住者がいて、町民として定住者がいて、これはお試し住宅どころの騒ぎではないですよ。自ら標茶の自然に魅せられて移り住んで来て、そして町民になって、だからそういう点では、こういう集落、こういう人たちこそ大事にすると。本町を支える貴重な存在ではないのかと私は思うのです。多くは、先ほども言いましたように、本町の自然に

引かれて本町を定住の地として選んでくれた人たちなのです。これこそ本町が目指しているものではなかったのかというふうに思います。この住民を大切にすることこそ、本町を支え、人口減を食い止める一助になっているというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

我々もその地域の状況というのを最近把握したばかりですので、今後どういう対応が実際に可能なのか、例えば実はその開発した業者との接触をまだ取っておりませんので、その業者が実は開発責任として、どこまで役割を果たしてくれるとか、そういったことは一切まだ分かっていませんし、住んでいる方々も町に対して今どんな要望を例えばこれから出してくるのか、そういうのは一切分かりませんので、こういうことが今起きているということだけ、今、深見委員の中から、さらに詳しい数字とか、我々が知らない部分の情報もいただきましたので、さらに情報収集しながら、どういう対応が一番、我々が今、町としてできるのか。あるいは一つの特別のやっぱり開発した団地というのは、また違うエリアなのですね。例えばそれに対して町がやることによっていろんな影響も出てくることも想定しながら方向性を検討していきたいなと思っておりますので、少しお時間をいただきたいなというふうに思います。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 事は飲み水のことですから、あまり時間、何年もというふうにはならないというのはご承知だと思います。

それで、さっき副町長が答弁なさったことと私との間には大きなずれがあって、選択は各自でしたからというようなことをおっしゃいました。私はそれで自助かというふうに言いましたけれども、まさかそうは思っていないと思うのですけれども、選択は各自でしたけれども、その背景には、町長がまさに今、考えていらっしゃる、標茶の広大な手つかずの自然に魅せられて入ってきて、1戸、2戸でないですよ。町内会までつくれるぐらいの人数で集落をつくっていると。これこそ標茶の貴重な財産ではないですか。ですから、そのことを念頭に置いて、ぜひその方々と話し合いを持っていただきたいと。

あわせて、安全な飲料水、これを町民に提供するのが、私は、それが掘り抜きであろうと本当は上水を引くのが本当なのですから、掘り抜きであったって、安全な飲料水を町民に提供するのは、自治体としての任務ではないかというふうに思うのです。これも伺いたいと思います、基本的な部分。

それから、上水や簡易水道を引くことが困難な地域にも、そういう責務を自治体は果たすべきではないかと私は思うのです。その点についての考えも聞きたいと思います。

実際に、地域によっては、400戸ぐらい相手にしたところ、440戸と書いてありますね、これは。生活用水、沢水や井戸水で間に合うのだけれども、飲料水、安定した給水が難しい水道未普及地域。僕もその地域は上水は難しいだろうなというふうに思うのですけれど

ども、そういう地域に水を運んでいるのですよ。もちろんそれ相応の料金を頂きながら、水を運んでいるのです。そこまでやっぱりきちんとやって安全な飲料水を提供するということは、これ最後になりますが、自治体の任務でないですか。どうですか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 先ほど私が答弁したことに対しての再度の質問でありますので、まず私のほうからお答えしたいと思います。

ちょっと法的にどうかとか、法的に実際の責務についてどこまでかというところ、ちょっと明確な自信を持って答えることができないのですけれども、そこに住まうことを決めた。水道が来ていなかった。その方がではどうするかというと、一般的にはやはり井戸を掘られるのだらうと思います。そこまでは自治体が関与するものではないというふうに理解しています。今回のように団地形成がされてきた。住民がそこに大勢住むようになって、そして市街地と同等の機能を求めてきた。そのときには、やはり町として何らかの措置というのを検討していかなければならないというふうに考えております。段階によって、やはり町として持たなければいけない責務だというのは違うのかなというふうに思います。

また、今回のケースは、まず町長のほうでもありましたけれども、特定開発事業として開発されたところでもあります。そこを認可するとき、事業者が永続的にその団地を管理できるかどうか、そういう観点を持って審査をされているというふうに理解をしております。ですので、基本的にはそのとき、特定開発行為で団地を造るときにされた約束というのがベースにあるものであるというふうに認識をしております。先ほどのように答弁をさせていただいたところでもあります。

あと、井戸水を掘っても出てこなくなってしまう、それは状況の変化でありますから、そこにどんなことができるのかというのは、当然一緒に頭を寄せ合って考えていかなければならない。場合によっては、正直なところ、水道管を延ばすというのは非常に現実的ではないというふうに感じていたところでありまして、例えば水を運ぶのはどうなのだ、そういうことは頭の中には持っていたところでもあります。そんなところも含めて、地域の皆さんとは一度話をさせてもらいたいというふうに考えております。

○委員長（本多耕平君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 法的にどうかというのは、そっちのほう詳しいと思うので、よくお調べになってほしいので、私は感性的に訴えているのかもしれませんが、やっぱり安全な飲料水を水道事業の中では、それをもう真っ先に第1条、第2条でうたっているわけですから、そのために水道事業をやっているわけですから、安全な飲料水を町民に提供する、これはやっぱり自治体の任務だというふうに思います。上水や簡水を引くことが困難な地域にもその義務を果たすというのが、自治体の任務だと。最後の副町長のお話の中に、それをにおわせるようなご答弁だったというふうに私思いますので、ぜひよく話し合って、その人たちが安全に健康に暮らせるような措置を取っていただきたいということをお話しして私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○委員長（本多耕平君） ほかにご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君）（発言席） 私は、2点質問をいたします。

まず、1点目でございます。やすらぎ園について質問をいたします。

令和元年4月の時点での入所者が92名、本年に入って3月では78名と、入所者が減少となっております。1年間でこのように減った理由は何かについて、まずお聞きします。

○委員長（本多耕平君） やすらぎ園長・中島君。

○やすらぎ園長（中島吾朗君） お答えいたします。

入所者の数が1年間で減った理由でございますが、主な理由といたしましては、施設で利用者の介護を担当する職員の確保が困難な状況があったということで、入所者の数を100名定員のところを80名に減数させていただいている状況がございました。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） それでは、この1年間で介護職員は定員が何名で、どのような動きになっているかについても、併せてお知らせください。

○委員長（本多耕平君） やすらぎ園長・中島君。

○やすらぎ園長（中島吾朗君） 職員の状況でございますけれども、令和元年度でいきますと、生活相談員で1名の減員、あと介護職員で8名の減員という状況になってございます。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） もうちょっと詳しく聞きたいのですが、4月の時点で9名どんと減ったということですか。ぼつぼつと減ったということであれば、その経緯についてもお知らせいただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） やすらぎ園長・中島君。

○やすらぎ園長（中島吾朗君） お答えいたします。

介護職員の減数の主な理由といたしましては、当時の臨時非常勤職員の方の年度途中の退職となっております。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） ちょっと私の答えにはなっていないのですが、職業選択はご自由ですから、高齢になったらお辞めになる、それから家庭内に誰か弱った人がいたらお辞めになる、そういうことでお辞めになっているのか、やすらぎ園が、私の知っている限りでは、営々としてずっとやすらぎ園に行って最期は終わりたいという、私の地域での私の先輩たちのお話もいつも伺いながら、このように介護職員が、40名近く全員でおられるのではないかと思うけれども、ぼつぼつどころかこんなに辞めたら、園そのものが成り立たないのではないかというふうに、私はずっと去年から心配しております。どうですか。この辞めるのは仕方ないというふうにお考えですか。どなたかお答えください。

○委員長（本多耕平君） やすらぎ園長・中島君。

○やすらぎ園長（中島吾朗君） 施設を預かる身といたしましては、極力職員の皆さんには可能な限り勤務を継続していただいてというふうには考えておりますが、職員それぞれ、今、委員おっしゃったとおり、家庭の事情ですとか、あとご本人の年齢的な部分ですとか、ご本人の健康とか、いろんな要因がございまして、年度途中で退職されたというふう聞いております。ただ、現場といたしましては、極力職員の方々には長く働いていただきたいというふうには考えております。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 先ほどちょっと聞いたつもりだったのだけれども、それで去年からこの令和元年度の間で、何名新規でお入りになりましたか。これはどうですか。

○委員長（本多耕平君） やすらぎ園長・中島君。

○やすらぎ園長（中島吾朗君） 元年度中は2名の方が新規で入られまして、うち1名の方がすぐに退職されておりますので、実質1名の方が新規という状況でございます。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 私が今さら申し上げるまでもなく、昭和45年開設以来、老朽化が進んでいることは、皆さんもご存じのことと思います。この老朽化について、改築の計画はどうでしょうか。今、計画しておられますか。

この点と、昨年の厚生文教の報告であったように、令和3年にスタートする介護保険計画に沿って、現施設を半分ぐらいの使用者にして、ケアハウスに20名、町立病院に新たに介護医療院を開設して20名以上の合計100名を開設するような構想が打ち出されましたが、この点についても関連があると思うので、改修する考えはあるか、それから今の私が後段に述べた新しい方向を模索しているのかについて、お答えをいただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 町内の高齢福祉施設全般ということまでのご質問だと思いますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、1点目のやすらぎ園の改修計画の話でございますが、委員ご指摘のとおり、築後40年近くを経過して、あらゆる設備で老朽化が発生しているところでございます。ただ、やすらぎ園をどのように改修するかという点でいきますと、町内の高齢者のそれぞれの状況を鑑みながら、どういう施設が町内に必要なのか、総合的に考えながら整理をしていかなければならない問題であるというふうにも思っております。

そのような中にありまして、昨年の厚生文教委員会の中でも、ケアハウスであるとか、介護医療院というような構想をお話しさせていただきました。それらについては、委員会の中で、介護の8期計画の中で方向性を見いだしていきたいというような回答をさせていただいているところでございます。

実際にどのように進めているのかというお話でございますが、今年度コロナの関係もありまして、なかなか会議をする時間が取れない中でございますが、取りあえず7月に1回、

関係部署で集まって会議をしております。この中で、先ほど言いましたケアハウスであるとか、介護医療院をどうやったら設置することができるだろう、設置するための課題は何であろうというところの洗い出しをしながら、実現に向けた対応としてどのようなことが必要なのかというところで会議を進めてきたところでございます。

以上でございます。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 今の話の結論として、私が、そんな程度なのかという判断を今しておるところでございます。改築を急いだほうがいいのではないかというふうに私ども大勢の仲間が思っていて、それは十分に町側に伝わっていると思っておりますが、新たな構想が打ち出されたということで、私らは、それでも旧やすらぎ園が今の半分ぐらいの施設で、残りは新しい施設に生まれ変わるのかな、こういうふうに思っていました、ただ夏に1回会議した程度だ、これではどっちにもつかないではないですか。私は、新たな構想はともかく、今の施設は老朽化が激しいので、耐震検査ばかりでなく構造検査もしてほしいということを考えています。この点については、全然取り上げていただけていません。この点はどうですか。

○委員長（本多耕平君） やすらぎ園長・中島君。

○やすらぎ園長（中島吾朗君） お答えさせていただきます。

やすらぎ園の施設、建物につきましては、耐震検査は終了してクリアしている状況でございます。

以上です。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） その点は私も存じておりますけれども、年数がたって、45年もたった建物があのまま、行った人はみんな、お見舞いに行ったり、いろいろ自分の親類の人らのことで行った人は、本当にはっきり言って古いなど、こんなので気の毒だなど思うに決まっています。それでもって改修計画をするべきだというふうに私は思っていますが、改めて伺います。理事者の方はどうお考えですか。

○委員長（本多耕平君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今までの検討経過については、担当課長のほうからお答えしたとおりでございまして、今、病院も絡む問題でございますので、やすらぎ園だけ単純に改修をかけて方向性が見いだせるというものでございませぬので、病院の空きベッドを含めて、これから医療の体制をどうするかということをも整理して、それに介護医療院が設置可能だとかというのがあって初めてやすらぎ園の改修関係の筋道が見えてくるのかなということでございますので、その辺、内部で検討を今しているということでございますので、その方向性についてはまだ見えていないと、今、担当課長からあったとおりでございまして、もう少し時間をかけて検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 1年たって、コロナにかこつけて何もなかったというふうに私は受け止めて、この質問は終わりたいと思います。

次、2点目に入らせていただきます。

育成牧場のことでありますが、牧場の収支についてお伺いしたいと存じます。収入では、歳入が5億1,014万1,517円となっておりまして、歳出では5億2,990万5,046円となっております。この差引きはマイナス1,976万円というふうに私にはじいたのですが、この数字はどうでしょうか。正確ですか。もっと違っていませんか。お伺いします。

○委員長（本多耕平君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

今、ご質問のありました歳入と歳出の金額の確認でございますが、歳入については、主要な施策の26ページで財源内訳の中に、その他で5億1,000万円、一財で5,100万円、歳出の決算は5億6,200万円という数字でございますが、この数字は人件費も含めた金額となっております。

（「もう一回お願いします」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） 歳出の合計金額が5億6,206万7,141円で、歳入が、牧場使用料等になりますけれども、5億1,014万1,517円。不足分については、一般財源から補填しているという状況でございます。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 場長のほうが正しいということで私は今、理解しましたので、この差は約5,000万円ですね。5,000万円が令和2年度の決算では赤字をしました。去年、私も同じような質問をいたしまして、去年は収支とんとんだなということを記憶しております。なぜこんなに5,000万円も足りなくなったのか、理由を述べていただきたいと思いません。

○委員長（本多耕平君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

ただいま言った歳入歳出の決算額、歳入5億1,000万円、歳出5億6,000万円につきましては、人件費等を含めた全ての金額が支出額で入っております。

そこで、昨年、投資的経費、備品関係ですね、トラクター、機械関係、それで4,491万5,390円。それから、一昨年のブラックアウトを経験した部分もありまして、哺育施設の停電時の対応として非常用の発電機設置工事をさせていただきました。それが713万9,000円。そのほかに、投資的な畜舎の改修で98万7,000円。合わせまして、投資的経費で5,306万2,831円、単年度での緊急的な支出が大きくなっております。それを除きますと、本来的な運営の中で行う支出、人件費、物件費を合わせた部分でございますが、それについては5億900万4,303円でございますが、収入の5億1,000万円との比較では、113万7,000円

の黒字になっておりますので、5,000万円の大きな赤字といたしますか、不足部分については、一時的な投資部分が大きな要因になっております。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 分かりました。

それで、次、同じ牧場の中でのことを質問したいと思いますが、私のほうに育成牧場の利用者から、60日で人工授精、妊鑑をして返されているが、不妊が、不受胎が起きているという話が、随分、私の耳に入ってきました、私は、61戸ぐらい利用者がいますけれども、9戸について、近隣が主ですが、聞き取りをいたしました。その結果、名前とか場所は伏せますが、8頭の牛が返ってきたら、こっこのが入っていなかった、空きっ腹でがっかりしたと、こういう話でございますが、これは、牧場でこのようなことを掌握しているかどうかについてまず質問します。

○委員長（本多耕平君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

今、お話のあった部分については、こちらとしては掌握しておりません。農家さんからもそのようなケースというか、事案があったというようなお話もいただいておりませんので、その部分については、ちょっと確認できておりません。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） それでは、育成牧場長が知らないで、別な人にやり取りがあったということで、この方は大分憤慨してしまっていて、私はそのことを詳しく知っておりますが、あえて詳しくはここで暴露する気はございませんが、頭にきたから、もうこれから2回鑑定をしてもらうようにしているということを言いついて、その方は実際に文書で60日についているから引き取ってくれということは、いろいろ担当者とやり取りして、しばらくしてから今度は別な、これは共済組合にも私、行って相談してきましたが、鑑定書をつけて引き取ったという話がありますが、この点はどうですか。ご存じですか。

○委員長（本多耕平君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

その不受胎が発生して、それで2回鑑定をしてほしいとか、鑑定書をつけてというようなケースということでは、こちらは聞いていなかったのですが、通常は、牧場の場合、鑑定まですると経費がかかります。鑑定書の部分、それを生産者に負担をいただかなければならないものですから、鑑定書までの妊娠鑑定はしていないのですが、授精師による確認をして、受胎しているという確認をいただいたものについて妊娠プラスという確認をしているのですが、その今お話のあった部分については、鑑定書を出してほしいというご要望もありましたので、そういう対応をしている状況でございます。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） この方は名前を出してもいいのだと言ったのですけれども、これは議場ですから、問題があるのでいたしません。私も足を運んで、牛舎で様々お聞きして

いますから、いろんな苦情が私の耳に入りました。

あと、これを解決するには何か方法を考えたほうがいいのではないかと私なりに考えましたが、これをちょっと聞いてほしいのですが、道外牛が600頭ぐらいいますね。これは、妊娠末期、お産の2か月ぐらいまで扱っていると思うのです。そして、この61戸の町内利用者についてのみ、60日で止まったから持っていってくれ、持っていってくれという文書が、例えば今のような農閑期に入ると問題ないと思うのですが、やっぱり7月、8月は農家の人は大変だと。牛を引き取りに行っている暇はないと、牧草の収穫にすごい頑張っている時期だから。そういうことをお分かりになっているかどうか。どうして道外牛は7か月牧場で扱って、町内利用者の人は60日しか扱わないのか、この点について、私は不思議に思っています。

したがって、かなりの数ですから、9戸ぐらいのうちで8頭も、1件のうちで2頭も起きているということですから、それを防ぐには、やっぱりもうちょっと長く牧場内に置いて、3回りを4回りとか5回りにすると、少しずつ受胎したばかりの牛は安定してきます。そういうことで退牧をさせてはどうかと思うのですが、育成牧場長はどうですか、あまり詳しく知らないようだけれども。

○委員長（本多耕平君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

道外牛と町内牛との取扱いの違い、道外につきましては、退牧の時期が年数回、毎月という運送屋の部分もありまして、そういう部分ができている状況もありまして、町内牛の退牧の時期よりは長く置いている状況があります。町内の農家さんについては、今現在、妊娠確認できた翌月にお帰りいただくという措置を取っているのですが、これについては、昨年からはじめさせていただいたのですが、まず、牧場のキャパが満杯状況であります。預託希望も一向になかなか減らない状況であります。その中で、どうやったら最大限受入れをできるかという中で、牧場の役目として、育成で預かり、受胎をし、お返しするという中で、受胎できたらお帰りいただくかという取組を今しているところです。

もう少し長く置いてあげられないかというお話でございましたが、そこについては、不受胎の部分、前、別な委員の方からもお話ありました。そういう実態が起きる確率としては、当然、受胎確認後早く返すものですから、確率としては上がるのかなと、こちらも当然考えております。そういうケースが起きないように最大限努力しているところなのですけれども、長く置いてあげる措置を取ろうとした場合には、今のキャパを考えたときに、逆に入牧のほうで、入ってくる頭数を制限していかなければならないというような部分もあろうかなと。その部分も含めて牧場としてどういうやり方が農家さんに喜ばれるのか、そこら辺も含めて再検討させていただきたいなと思っております。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） ぜひ、農家の人は、奥さんが哺乳を受け持って、四、五か月、一生懸命朝晩と手をかけるわけです。それが、来年乳が搾れるような牛になったら、そのと

き突如としてこういう不妊という空胎の事故があったら、それは怒るに決まっていますよ。こういうことが防げるように改善策を講じてほしいと思います。

それから、道外牛を大事にするのも分かりますけれども、もうそろそろ、これだけ差をつけて道外牛を員外利用させて特別扱いするのはやめて、やはり農家にあっては2回りぐらい妊娠を牧場に依頼するという方もおられますから、そこら辺も勘案しておやりいただきたいというふうに思います。

それで、育成牧場運営委員会というのがございますが、運営委員の方にお尋ねしたら、今年一度もやっていないというふうにお聞きしましたが、どうですか。おやりにならないと駄目ではないですか。

○委員長（本多耕平君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時54分

○委員長（本多耕平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） それでは、牧場運営審議委員会、昨年は何回やったかお尋ねします。

○委員長（本多耕平君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） 運営委員会、昨年については3回実施しております。

それから、先ほど来お話ありました退牧の時期、これについても運営審議委員会、委員さんにも当然お諮りをし、協議した上で実施をしておりますので、それがベストでないという部分があるとしたら、そこは改善しなければなりませんし、先ほど来言っています、今、頭数がキャパからしてもあふれている状況でございます。その中で、どういう対応をしながら最大限お預かりをするかという中で講じている措置でございますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） そういうことで、農家議員が心配していることを少しでも取り上げていただくようなことをお願いしたいと思います。

それと、これは事実ですから申し上げますが、電話でやり取りしたら、あまり文句を言うなら牛を入れてもらわなくてもいいというようなことを申した職員がいるようですが、それは場長、承知していますか。

○委員長（本多耕平君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） そういう事実は承知はしておりませんが、今、妊娠確認後、翌月の退牧をお願いしているという中で、それぞれ農家さんでご事情もあり、例えば、何頭か今月プラスになっています、帰ってくださいというご通知を案内したときに、

今月ちょっと帰れないわというようなお話もいただいたりするケースがあります。その中で、担当とのやり取りの中で、理由が単純に、前は預かってくれたのに何で預からないのだかというようなやり取りがあったりしている部分もお聞きしております。ですから、そういう中で、帰ってくれないと次の牛を入れることができませんよとかというやり取りだったのだろうなどは思いますが、決してうちに入れるとか、そういうやり取りをしているということではないかなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（本多耕平君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 私は事実を述べて育成牧場長の理解を得たいと思って発言しておりますので、牧場の経営は今年4月から値上げしたので来年はかなりよくなるのではないかなと期待しておりますから、これで私の質問は終わります。

○委員長（本多耕平君） ほかにご質疑ありますか。

鴻池君。

○委員（鴻池智子君）（発言席） 私のほうからは、プレミアム商品券の購入についての質問をさせていただきたいと思っております。

町内消費の拡大と町内経済の活性化を目的としたプレミアム付商品券は、町民の皆さんも大変楽しみにしているところではありますが、しかし前回、先輩議員が、以前からも同じ人が複数回購入をするという事例があることに対して、答弁といたしましては、厳しくチェックをしますという回答があったということを記憶しております。このことに対して、今までどのような対応を取ってきたかということをお聞きしたいと思っております。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

9月の定例会のときに議員さんからご質問いただいた件だと思っておりますが、ご質問いただきましたので、すぐに商工会のほうとやり取りをさせていただきました。過去の経過等も聞かせていただきまして、過去は各地域に出回って販売したこともあったと。同じ方が何回も来ていることも、どうやらあったようだというお話は聞きました。各地域を回ったときには、やはりそのときは、全部持っていくわけにはいきませんので、ある程度数量を決めて持っていくのですが、持っていった以上に求める方がいらっしやいまして、そのときには一時待っていただいて、商工会の職員が車でそこまで運んでお待たせしたという経過があるそうです。ですので、そういうことも含めまして、毎年やる前には必ず打合せをしまして、もっといい方法がないかどうかという検討もされているようなのですが、なかなかいい方法が見つからずに、今の状態で落ち着いているということで聞いております。

○委員長（本多耕平君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） そうなると、複数回買うということは容認しているというふうな受け止めてよろしいのでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 具体的にどの方が複数回買っているというところの確認

まではしていませんが、どうやらしているようだという話は、周りの方からも聞いていると。職員も多分そうではないかなという認識はしているのですが、あなたですねという特定まではしていないということでございます。

○委員長（本多耕平君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） そのこのところは、チェック体制というのは、言えないものなのでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） その辺の話もしたのですが、やはりトラブルのもとになるのではないかとということで心配をしております、そこはできていないという状況でございます。

○委員長（本多耕平君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） では、今後もこのまま続けて、そういうやり取りでいくという形でよろしいのでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） あくまでも現状でベストな方法が今の状態であるということですので、もし何かいい方法等あればぜひご指導いただきたいというふうには商工会からもお話を伺っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（本多耕平君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） そうなりますと、やはり購入したくても購入できないという人が出てきているということも、そういう不満の声もありますし、特に売っている側も、この人2回目だなと分かっている、やっぱりお金を出して購入してくださるので、言いづらいう部分もあり、その部分がちょっとストレスになっているというような話も聞いているのですけれども、これ本当に注意できないものなのでしょうか。

○委員長（本多耕平君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

以前から商工会のほうで取り組んでいるプレミアム商品券事業、元年度も実施されております。商工会の取組に対する支援という形でやっております、実際の運用は商工会のほうに委ねているというのが現実であります。ただ、先ほど担当課長からもあったとおり、9月定例会でも質疑を受けましたので、町民の中で不公平感を持っている方が相当数いるのではないかと、さらには、もっといい発行方法はないかというところで、担当課において協議をさせたところであります。なかなか町としての関わり方というのが難しいところがありまして、運用しているのが商工会ですから、商工会のマンパワーをもとにしながらやっていくというところで、今のところは極力そういったことが起きないように配慮してやってください、補助金を出す側としては、そういう申入れをしているところであります。

また、これは令和元年度の話ではありませんけれども、そういったことを踏まえて、今回、チラシ折り込みで、お一人様2組まで、あるいはそういった表示をしながら発行につ

ながっているというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（本多耕平君） 鴻池君。

○委員（鴻池智子君） 今年度はそのようにちゃんときちつと対応していただけるということなのですが、この件については、やっぱり町民が公平に購入できる事業として進めていくべきだと思いますし、今後もこのプレミアム商品券についての取組というのは長く続くものだと思いますので、そこら辺のことは今後も商工会とのやり取りの中でしっかり検討していただきたいなと思ひております。

以上、質問を終わります。

○委員長（本多耕平君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 討論はないものと認めます。

これより認定第1号から認定第8号まで認定8案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。認定8案は、いずれも認定すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（本多耕平君） 異議ないものと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号まで、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（本多耕平君） 以上で本委員会に付託を受けました認定8案の審査は終了いたしました。

これをもって令和元年度標茶町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 3時06分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委 員 長 本 多 耕 平